

富山県耐震改修促進計画（改定版）

平成 19 年 4 月策定
平成 28 年 10 月改定
令和 4 年 3 月一部改定
令和 8 年 3 月改定

富 山 県

目 次

第1章 計画の目的と位置付け	1
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
4 計画策定の背景等	
5 想定される地震の規模・被害の状況	
第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	20
1 住宅の耐震化の現状と目標	
2 建築物の耐震化の現状と目標	
第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策	31
1 耐震化の取組み基本方針	
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援	
3 大地震に備えた事前対策の推進	
4 耐震改修促進法に基づく耐震化促進策の周知等	
第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	44
1 相談体制の充実	
2 リーフレット等の作成・配布及び講習会等の開催	
3 地震防災マップを活用した啓発活動	
4 リフォームにあわせた耐震改修の推進	
5 防災査察・定期報告を活用した啓発活動	
6 防災士会等との連携	
7 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組み	
第5章 建築基準法による勧告等についての所管行政庁との連携	50
1 耐震改修促進法による指導等の実施	
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施	
3 所管行政庁との連携	
第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	52
1 市町村が定める耐震改修促進計画	
2 建築関係団体、各市町村等との連携	
資 料	53

第1章 計画の目的と位置付け

1 計画の目的

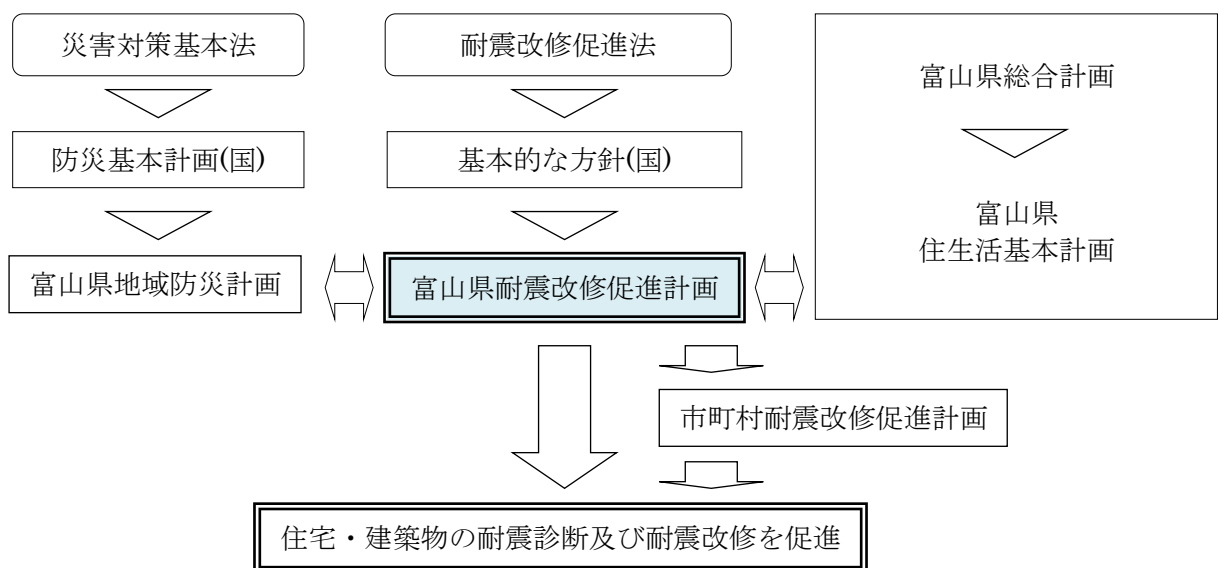
本計画は、建築基準法の新耐震基準が導入（昭和56年6月）される以前の建築物の耐震化を図ることにより、県民の生命や財産を保護するため、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として、耐震化の目標と施策等を定めます。

地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、それらの耐震性向上策として、県及び市町村等が連携しつつ耐震診断・改修等を総合的かつ計画的に促進するための基本的な枠組を定めることを目的とします。

本計画は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された持続可能な開発目標（SDGs）における、「Goal 11. 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」中、「災害による死者や被災者数を大幅に削減する」という目標を踏まえたものです。

2 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項及び建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）に基づき策定します。また、本計画は富山県における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として位置づけられるもので、富山県総合計画、富山県地域防災計画及び富山県住生活基本計画と整合を図ります。



3 計画期間

本計画は、令和8年度から令和17年度の10年間とし、令和17年度の目標を設定します。社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行います。

4 計画改定の背景等

(1) 計画改定の経緯

平成18年1月26日に改正耐震改修促進法が施行されました。同法では、都道府県において耐震改修促進計画を策定することを義務付けており、富山県では、住宅及び建築物の平成27年時点の耐震化率の目標や耐震改修促進施策等を定めた「富山県耐震改修促進計画」を平成19年4月に策定しました。

また、平成28年10月には、東日本大震災の被害などにより平成25年に耐震改修促進法が改正されたこと、国における住宅・建築物の耐震化率目標が見直されたことなどから、県における耐震化率の現状等を踏まえ、計画を見直しました。

さらに、大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「耐震改修促進法施行令」という。）が平成31年1月1日に改正されたこと、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられている建築物

（以下「耐震診断義務付け対象建築物」（※）という。）の耐震化を促進するため、基本方針が平成30年12月21日に改正され、耐震診断義務付け対象建築物についての目標が掲げられたこと、平成30年住宅・土地統計調査結果等を基に県における耐震化率の状況が更新されたこと等を踏まえ、令和4年3月に、計画を見直しました。

このたび、計画は令和7年度末に終期を迎えますが、引き続き住宅・建築物の耐震化を計画的に進める必要があること及び国における住宅・建築物の耐震化の目標が見直されたことなどから、県における耐震化率の現状や令和6年能登半島地震による被害状況等を踏まえ、計画を見直すものです。

※耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物

(2) 耐震改修促進法施行令等の改正

耐震改修促進法に基づく基本方針の一部を改正する告示が、令和7年7月17日に公

布・施行されました。改正の概要は以下のとおりです。

- ① 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項（第一 5、9 関係）
 - ・地方公共団体及び関係団体は、昭和 56 年の耐震基準導入以降で平成 12 年より前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施に努めるよう促すこと。
 - ・地方公共団体は、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修、段階的な耐震改修の実施等に関する取組を行うことも考えられること。
 - ・地方公共団体は、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の普及に努めること。

- ② 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項（第二 2 関係）
 - ・住宅については令和 17 年までに、耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和 12 年までに、要安全確認計画記載建築物については早期にそれぞれ耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

- ③ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項（第四関係）
 - ・地方公共団体による、耐震改修の有効性の啓発及び普及や、要安全確認計画記載建築物のうち緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図（避難路沿道耐震化状況マップ）の作成及び活用の普及を図ること。

- ④ 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項（第五関係）
 - ・国が耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物それぞれについて目標を定めることとしたことを踏まえ、都道府県及び市町村において、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物それぞれについて、地域の実情に応じて目標を定めるべきであること。

5 想定される地震の規模・被害の状況

(1) 県内の活断層と地震

今後、本県で起こり得る大規模な地震を予測し、被害を想定することは、地震災害対策を推進するうえで前提となるものです。

また、地震による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が地震災害対策を推進するうえにおいて役立つばかりでなく、防災関係機関や県民の地震に対する意識高揚にも大きな効果が期待できます。

なお、地震による被害は、地形、地質、地盤等の自然条件や都市化、工業化の進展等の社会的条件によって大きく変化することに留意し、県内の活断層や過去の地震被害等を把握するとともに、地震被害の想定に基づく地震災害対策を推進する必要があります。

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正版）

第1章総則 第5節 県内の活断層と地震

(2) 活断層について

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代という第四紀（約180万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層といいます。

活断層は、1891年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、地震の発生源となりうる断層であり、将来の活動の可能性の推定に役立てるため活動履歴調査等が実施されています。

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査研究推進本部」）において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表しています。

現在公表されている県内の活断層（①～⑦）、及び、本県に影響を及ぼすことが想定されている活断層（⑧～⑬）については、次のとおりです。

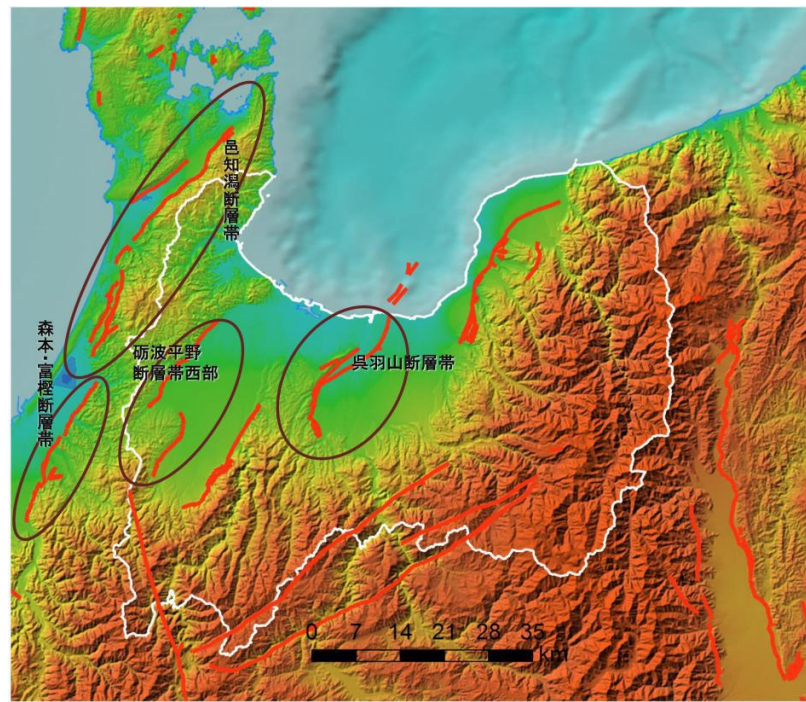
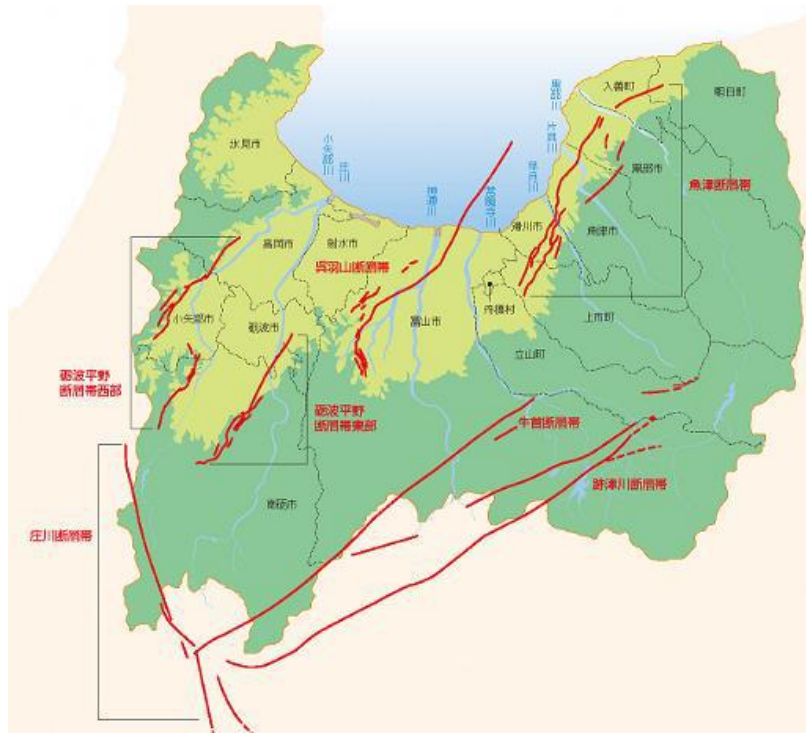
また、富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査中間報告（令和8年1月）では、県内すべての市町村において、最大震度が7となる地点があることを公表しています。

- ① 跡津川断層帯
- ② 牛首断層帯
- ③ 魚津断層帯
- ④ 砺波平野断層帯西部
- ⑤ 砺波平野断層帯東部

- ⑥ 呉羽山断層帯
- ⑦ 庄川断層帯
- ⑧ 森本・富樫断層帯
- ⑨ 邑知潟断層帯
- ⑩ 糸魚川－静岡構造線断層帯
- ⑪ 糸魚川－静岡構造線断層帯
- ⑫ 南海トラフ
- ⑬ 日本海側の海域活断層

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正版）

第1章総則 第5節 県内の活断層と地震 第2 地形、地質、地盤の特性 3 活断層



富山県の断層帯略図

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正版） 巻末図、沿革

(3) 過去の地震

本県に係る歴史地震は、表1（「富山県内に被害をもたらした主な歴史地震」）のとおりであり、中でも特に、1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は本県に大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されています。

また、1923年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計842回（2024年12月末現在）であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は23回ありました。（表2「震度4以上を記録した地震一覧」参照）

なお、津波被害に関しては、近年記録がなく、被害の実態はつかめませんが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はありません。

表1：富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

発生年	地震名又は被害の大きかった地域	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863(貞観5)		7以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586(天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木舟城崩壊、白川谷被害多し	(5～6)
1662(寛文2)	(琵琶湖付近)	7.25～7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)
1668(寛文8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707(宝永4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒	(5～6)
			す	
1858(安政5)	飛越地震	7.0～7.1	大鳶・小鳶崩壊、洪水、流出家屋多し	(5～6)
〃	(大町付近)	5.7		—

※ 上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧 [増補改訂版]」（宇佐美龍夫、1996年）において1900年以前で本県に関する記事のあるものを記載した。空欄は記載なし。

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正版）

第1章総則 第5節 県内の活断層と地震 第3 過去の地震

(その他)

2024年1月1日発生 令和6年能登半島地震 マグニチュード7.6 県内最大震度5強

表 2：震度 4 以上を記録した地震一覧

※「理科年表」（国立天文台、平成 13 年）及び「富山県気象災異史」（富山地方気象台、富山県、昭和 45 年）及び「気象庁震度データベース検索」等による。

発 生 年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1923(大正 12)	神奈川県西部	7.9	不明	4：高岡市
1927(昭和 2)	京都府北部	7.3	不明	5：高岡市
1930(昭和 5)	石川県西方沖	6.3	死亡 1	4：高岡市
1933(昭和 8)	石川県能登地方	6.0	傷者 2、氷見で土砂崩れ、亀裂	4：富山市石坂、高岡市伏木
1944(昭和 19)	三重県南東沖	7.9	不明	4：富山市石坂
1948(昭和 23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	4：富山市石坂
1952(昭和 27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	4：富山市石坂、富山市八尾、氷見市(女良)
1993(平成 5)	石川県能登沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害	4：富山市、高岡市伏木
2000(平成 12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	4：小矢部市
2007(平成 19)	能登半島沖	6.9	重傷 1、軽傷 12 非住家一部損壊 5	5 弱：富山市、氷見市、滑川市、小矢部市、射水市、舟橋村 4：高岡市、魚津市、黒部市、砺波市、南砺市、上市町、立山町、入善町、朝日町
2007(平成 19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷 1	4：氷見市、舟橋村
2013(平成 25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	4：小矢部市
2020(令和 2)	石川県能登地方	5.5	軽傷 2	4：富山市、氷見市、舟橋村
2023(令和 5) 5月5日 (14時42分)	能登半島沖	6.5	軽傷 1	4：高岡市、氷見市、小矢部市、射水市、舟橋村
5月5日 (21時58分)	能登半島沖	5.9		4：舟橋村
2024(令和 6) 1月1日 (16時10分)	石川県能登地方	7.6	死者 3(災害関連死 3)、 重傷 13、軽傷 41 全壊 259、半壊 807、一部 損壊 21,606	5 強：富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村

			(令和7年1月31日時点)	5弱：滑川市、黒部市、砺波市、上市町、立山町、朝日町 4：魚津市、入善町
1月1日 (18時08分)	能登半島沖	5.8		4：富山市、高岡市、射水市、舟橋村
1月1日 (16時12分)	能登半島沖	5.7		4：富山市
1月1日 (16時18分)	能登半島沖	4.0		4：氷見市、舟橋村
1月1日 (16時18分)	石川県能登地方	6.1		4：富山市、射水市、舟橋村、立山町
1月1日 (16時56分)	石川県能登地方	5.8		4：氷見市
1月6日	石川県能登地方	5.4		4：氷見市
11月26日	石川県西方沖	6.6	軽傷1	4：富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、射水市

「理科年表」(国立天文台、平成13年)及び「富山県気象災異史」(富山地方気象台、富山県、昭和45年)及び「気象庁震度データベース検索」等による。

出典：富山県地域防災計画(地震・津波災害編)(令和7年3月修正版)

第1章総則 第5節 県内の活断層と地震 第3 過去の地震

(4) 被害想定

地震には、海溝型地震と内陸型地震がありますが、過去の記録から、本県に影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層を始めとする大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えられます。

地震の被害想定は、富山県内でこのような直下型地震が起きた場合において、本県における諸般の自然条件及び社会条件を反映させたいうで、被害がどの程度予想されるかをマクロ的に把握し、今後の地震対策を推進するための基礎資料とするものです。

被害の想定は下表のとおりですが、これは一定の条件(震度、季節、時間など)を設定し、過去の地震被害の経験値をもとに推計していることから、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となるので、その前提のもとに取り扱う必要があります。

表3：跡津川断層地震、法林寺断層地震

項 目		現 況	跡津川断層地震	法林寺断層地震			
物 的 被 害	建 物	木造建物	259,350 棟	40,641 棟(9.57%)	28,554 棟(7.26%)		
			659,535 棟	103,451 棟(9.58%)	72,706 棟(7.27%)		
		鉄骨造	49,739 棟	3,741 棟(7.02%)	3,476 棟(6.64%)		
			117,703 棟	8,923 棟(7.05%)	8,269 棟(6.66%)		
		鉄筋コンクリート造	8,611 棟	402 棟(4.17%)	339 棟(3.59%)		
			20,492 棟	1,019 棟(4.37%)	813 棟(3.58%)		
	落下物	138,195 棟	6,977 棟(5.05%)	7,038 棟(5.09%)			
	ブロック・石	90,794 件	5,692 件(6.27%)	9,451 件(10.41%)			
		230,847 件	14,975 件(6.49%)	24,330 件(10.54%)			
	災 火	延焼	259,350 棟	1,491 棟(0.57%)	2,012 棟(0.78%)		
			659,535 棟	3,794 棟(0.58%)	5,118 棟(0.78%)		
	施 設	ライフライン	上水道	7,016 km	3,483 箇所(0.5 箇所/km)	1,122 箇所(0.16 箇所/km)	
			下水道	(県)	81 km	2 地点	2 地点
				(市町村)	2,790 km	910 箇所(0.33 箇所/km)	259 箇所(0.09 箇所/km)
		ガス	191 km	0 箇所(0 箇所/km)	0 箇所(0 箇所/km)		
電気(電柱)		147,449 基	1,383 基(0.94%)	1,225 基(0.83%)			
送 通 輸	道路	12,175 km	774 箇所(0.06 箇所/km)	680 箇所(0.06 箇所/km)			
	鉄道	290 km	352 箇所(1.21 箇所/km)	266 箇所(0.92 箇所/km)			
	橋梁	168 橋	0 橋	0 橋			
人 的 被 害	死者	1,120,161 人	865 人(0.08%)	1,246 人(0.11%)			
	負傷者		15,872 人(1.42%)	19,800 人(1.77%)			
	罹災者		58,224 人(5.2%)	61,884 人(5.52%)			

物的被害の建物、火災の上段は、住宅での被害を示す。

※出典：「富山県地域防災計画」

※ () 内は被害率を示す。被害率 = (全壊棟数 + 1/2 半壊棟数) / 総建物数

出典：富山県地域防災計画(地震・津波災害編)(令和7年3月修正版)

第1章総則 第5節 県内の活断層と地震 第4 被害想定 (3) 被害の概要

表4： 呉羽山断層帯地震

		項 目		被 害 予 測 数		
		建 物 分 類		住 宅	非住宅	合 計
物 的 被 害	建 物 的 被 害	現 況 (棟)		513,139	270,602	783,741
		地盤の揺れ	全 壊 (棟)	65,576	19,816	85,392
			半 壊 (棟)	174,045	89,437	263,482
			被害率 (%)	29.7	23.8	27.7
		地盤の液状化	全 壊 (棟)	4,795	92	4,887
			半 壊 (棟)	9,120	721	9,841
			被害率 (%)	1.8	0.17	1.3
		急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	145	0	145
			半 壊 (棟)	429	0	429
			被害率 (%)	0.07	0.0	0.05
		合計	全 壊 (棟)	70,516	19,908	90,424
			半 壊 (棟)	183,594	90,158	273,752
			被害率 (%)	31.57	23.97	29.05
		火災・延焼	出 火 (棟)	54	47	101
			延 焼 (棟)	2,729	881	3,610
			合 計 (棟)	2,783	928	3,711
建物屋外付帯物の落下 (棟)		28,285	9,105	37,390		
ブロック塀等倒壊	現況 (件)	170,020				
	倒壊 (件)	29,726				
自動販売機の転倒	現況 (件)	82,158				
	転倒 (件)	3,057				
人 的 被 害	死 傷 者	現況人口 (人)		1,089,434		
		被害項目		死者数	負傷者数	合 計
		建物の倒壊 (人)		4,036	19,956	23,992
		急傾斜地崩壊 (人)		8	10	18
		火災・延焼 (人)		213	512	725
		各種の塀倒壊 (人)		17	424	441
		自動販売機の転倒 (人)		0	3	3
		建物屋外付帯物の落下 (人)		0	53	53
合 計 (人)		4,274	20,958	25,232		

※出典：「富山県地域防災計画」

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正版）

第1章総則 第5節 県内の活断層と地震 第4 被害想定 (3) 被害の概要

表 5 : 砺波平野断層帯西部

項 目		被 害 予 測 数				
物 的 被 害	建 物 被 害	建物分類		住宅	非住宅	合 計
		現 況 (棟)		497,454	301,324	798,778
		地盤の 揺れ	全 壊 (棟)	8,150	4,584	12,734
			半 壊 (棟)	26,232	14,343	40,575
			被害率 (%)	6.9%	6.3%	6.7%
		地盤の 液状化	全 壊 (棟)	1,043	528	1,571
			半 壊 (棟)	1,516	736	2,252
			被害率 (%)	0.5%	0.4%	0.5%
		急傾斜地 崩壊	全 壊 (棟)	4	3	7
			半 壊 (棟)	8	7	15
	被害率 (%)		0.002%	0.003%	0.003%	
	合 計	全 壊 (棟)	9,197	5,115	14,312	
		半 壊 (棟)	27,756	15,086	42,842	
		被害率 (%)	7.4%	6.7%	7.2%	
	火災・延焼	焼 失 (棟)	57	45	102	
建物屋外付帯物の落下 (棟)		1,673	1,294	2,967		
ブロック塀等倒壊	現 況 (件)	104,674				
	倒 壊 (件)	359				
自動販売機の転倒	現 況 (件)	42,610				
	転 倒 (件)	0				
人 的 被 害	死 傷 者	現況人口 (人)		1,074,705		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊 (人)		431	5,794	6,225
		急傾斜地崩壊 (人)		0	0	0
		火災・延焼 (人)		0	1	1
		各種の塀倒壊 (人)		0	0	0
		自動販売機の転倒 (人)		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下 (人)		0	0	0
		合 計 (人)		431	5,795	6,226

※出典：「富山県地域防災計画」

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正版）

第1章総則 第5節 県内の活断層と地震 第4 被害想定 (3) 被害の概要

表6： 森本・富樫断層帯

項 目		被 害 予 測 数				
物的被害	建 物 被 害	建物分類		住宅	非住宅	合 計
		現 況 (棟)		497,454	301,324	798,778
		地盤の揺れ	全 壊 (棟)	1,717	1,461	3,178
			半 壊 (棟)	12,153	8,491	20,644
			被害率 (%)	2.8%	3.3%	3.0%
		地盤の液状化	全 壊 (棟)	214	152	366
			半 壊 (棟)	304	205	509
			被害率 (%)	0.1%	0.1%	0.1%
		急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	0	1	1
			半 壊 (棟)	1	2	3
			被害率 (%)	0.0002%	0.001%	0.001%
		合 計	全 壊 (棟)	1,931	1,614	3,545
			半 壊 (棟)	12,458	8,698	21,156
			被害率 (%)	2.9%	3.4%	3.1%
	火災・延焼	焼 失 (棟)	0	0	0	
建物屋外付帯物の落下 (棟)		122	142	264		
ブロック塀等倒壊	現 況 (件)	104,674				
	倒 壊 (件)	0				
自動販売機の転倒	現 況 (件)	42,610				
	転 倒 (件)	0				
人的被害	死 傷 者	現況人口 (人)		1,074,705		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊 (人)		65	2,104	2,169
		急傾斜地崩壊 (人)		0	0	0
		火災・延焼 (人)		0	0	0
		各種の塀倒壊 (人)		0	0	0
		自動販売機の転倒 (人)		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下 (人)		0	0	0
		合 計 (人)		65	2,104	2,169

※出典：「富山県地域防災計画」

出典：富山県地域防災計画(地震・津波災害編)(令和7年3月修正版)

第1章総則 第5節 県内の活断層と地震 第4 被害想定 (3)被害の概要

表 7 : 邑知潟断層帯 (ケース 1)

項 目		被 害 予 測 数				
物 的 被 害	建 物 被 害	建物分類		住宅	非住宅	合 計
		現 況 (棟)		497,454	301,324	798,778
		地盤の 揺れ	全 壊 (棟)	49,244	21,690	70,934
			半 壊 (棟)	50,240	22,582	72,822
			被害率 (%)	20.0%	14.7%	18.0%
		地盤の 液状化	全 壊 (棟)	2,042	945	2,987
			半 壊 (棟)	4,123	1,670	5,793
			被害率 (%)	1.2%	0.9%	1.1%
		急傾斜地 崩壊	全 壊 (棟)	34	16	50
			半 壊 (棟)	77	40	117
			被害率 (%)	0.02%	0.02%	0.02%
		合 計	全 壊 (棟)	51,320	22,651	73,971
			半 壊 (棟)	54,440	24,292	78,732
			被害率 (%)	21.3%	15.6%	19.1%
	火災・延焼	焼 失 (棟)	501	281	782	
建物屋外付帯物の落下 (棟)		23,175	13,706	36,881		
ブロック塀等倒壊	現 況 (件)	104,674				
	倒 壊 (件)	5,619				
自動販売機の転倒	現 況 (件)	42,610				
	転 倒 (件)	0				
人 的 被 害	死 傷 者	現況人口 (人)		1,074,705		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊 (人)		2,993	17,947	20,940
		急傾斜地崩壊 (人)		4	5	9
		火災・延焼 (人)		19	22	41
		各種の塀倒壊 (人)		0	0	0
		自動販売機の転倒 (人)		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下 (人)		0	0	0
		合 計 (人)		3,016	17,974	20,990

※出典：「富山県地域防災計画」

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和 7 年 3 月修正版）

第 1 章総則 第 5 節 県内の活断層と地震 第 4 被害想定 (3) 被害の概要

表 8 : 邑知潟断層帯 (ケース 2)

項 目		被 害 予 測 数				
物的被害	建 物 被 害	建物分類		住宅	非住宅	合 計
		現 況 (棟)		497,454	301,324	798,778
		地盤の 揺れ	全 壊 (棟)	50,559	22,527	73,086
			半 壊 (棟)	51,335	23,366	74,701
			被害率 (%)	20.5%	15.2%	18.5%
		地盤の 液状化	全 壊 (棟)	2,169	1,066	3,235
			半 壊 (棟)	4,326	1,828	6,154
			被害率 (%)	1.3%	1.0%	1.2%
		急傾斜地 崩壊	全 壊 (棟)	36	18	54
			半 壊 (棟)	84	43	127
			被害率 (%)	0.02%	0.02%	0.02%
		合 計	全 壊 (棟)	52,764	23,611	76,375
			半 壊 (棟)	55,745	25,237	80,982
			被害率 (%)	21.8%	16.2%	19.7%
	火災・延焼	焼 失 (棟)	532	302	834	
建物屋外付帯物の落下 (棟)		23,403	13,960	37,363		
ブロック塀等倒壊	現 況 (件)	104,674				
	倒 壊 (件)	5,438				
自動販売機の転倒	現 況 (件)	42,610				
	転 倒 (件)	0				
人的被害	死 傷 者	現況人口 (人)		1,074,705		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊 (人)		3,065	18,389	21,454
		急傾斜地崩壊 (人)		4	5	9
		火災・延焼 (人)		18	22	40
		各種の塀倒壊 (人)		0	0	0
		自動販売機の転倒 (人)		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下 (人)		0	0	0
		合 計 (人)		3,087	18,416	21,503

※出典：「富山県地域防災計画」

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正版）

第1章総則 第5節 県内の活断層と地震 第4 被害想定 (3) 被害の概要

表9： 邑知潟断層帯（ケース3）

項 目		被 害 予 測 数				
物 的 被 害	建 物 被 害	建物分類		住宅	非住宅	合 計
		現 況（棟）		497,454	301,324	798,778
		地盤の 揺れ	全 壊（棟）	52,056	23,875	75,931
			半 壊（棟）	51,645	24,032	75,677
			被害率（%）	20.8%	15.9%	19.0%
		地盤の 液状化	全 壊（棟）	2,278	1,132	3,410
			半 壊（棟）	4,523	1,932	6,455
			被害率（%）	1.4%	1.0%	1.2%
		急傾斜地 崩壊	全 壊（棟）	32	16	48
			半 壊（棟）	74	38	112
			被害率（%）	0.02%	0.02%	0.02%
		合 計	全 壊（棟）	54,366	25,023	79,389
			半 壊（棟）	56,242	26,002	82,244
			被害率（%）	22.2%	16.9%	20.2%
		火災・延焼	焼 失（棟）	536	310	846
	建物屋外付帯物の落下（棟）		23,501	14,477	37,978	
	ブロック塀等倒壊	現 況（件）	104,674			
倒 壊（件）		5,712				
自動販売機の転倒	現 況（件）	42,610				
	転 倒（件）	0				
人 的 被 害	死 傷 者	現況人口（人）		1,074,705		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊（人）		3,156	18,640	21,796
		急傾斜地崩壊（人）		4	5	9
		火災・延焼（人）		18	23	41
		各種の塀倒壊（人）		0	0	0
		自動販売機の転倒（人）		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下（人）		0	0	0
		合 計（人）		3,178	18,668	21,846

※出典：「富山県地域防災計画」

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正版）

第1章総則 第5節 県内の活断層と地震 第4 被害想定 （3）被害の概要

表 10 : 邑知潟断層帯 (ケース 4)

項 目		被 害 予 測 数				
物 的 被 害	建 物 被 害	建物分類		住宅	非住宅	合 計
		現 況 (棟)		497,454	301,324	798,778
	地盤の揺れ	全 壊 (棟)	58,359	27,164	85,523	
		半 壊 (棟)	49,917	24,198	74,115	
		被害率 (%)	21.8%	17.0%	20.0%	
	地盤の液状化	全 壊 (棟)	2,323	1,167	3,490	
		半 壊 (棟)	4,429	1,922	6,351	
		被害率 (%)	1.4%	1.0%	1.2%	
	急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	35	18	53	
		半 壊 (棟)	80	44	124	
		被害率 (%)	0.02%	0.02%	0.02%	
	合 計	全 壊 (棟)	60,717	28,349	89,066	
		半 壊 (棟)	54,426	26,164	80,590	
		被害率 (%)	23.1%	18.1%	21.2%	
火災・延焼	焼 失 (棟)	633	375	1,008		
建物屋外付帯物の落下 (棟)		28,675	17,612	46,287		
ブロック塀等倒壊	現 況 (件)	104,674				
	倒 壊 (件)	6,534				
自動販売機の転倒	現 況 (件)	42,610				
	転 倒 (件)	0				
人 的 被 害	死 傷 者	現況人口 (人)		1,074,705		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊 (人)		3,531	19,559	23,090
		急傾斜地崩壊 (人)		4	5	9
		火災・延焼 (人)		22	26	48
		各種の塀倒壊 (人)		0	0	0
		自動販売機の転倒 (人)		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下 (人)		0	0	0
		合 計 (人)		3,557	19,590	23,147

※出典：「富山県地域防災計画」

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正版）

第1章総則 第5節 県内の活断層と地震 第4 被害想定 (3) 被害の概要

富山県の地域防災計画における地震被害の想定については、本表3、4にある3つの地震について推定したところ、人的被害については、富山市中心部に近い呉羽山断層地震で最も大きな被害が出ると推測されます。なお、この被害は平成20年の耐震化率を基に推計されており、耐震化率を向上させることで、人的被害（死者）の軽減が見込めます。

<人的被害の軽減効果の予測>

	H20	住宅の耐震化率を向上した場合		
耐震化率	68%	80%	85%	90%
予測死者数	4,274人	2,335人 (▲1,939人)	2,107人 (▲2,167人)	1,879人 (▲2,395人)

※出典：呉羽山断層帯被害想定調査（平成23年6月）
 呉羽山断層帯被害想定調査の調査結果の概要について
 3 調査結果の概要 （2）人的被害の軽減効果の予測

また、本県に影響を及ぼす可能性のある主要活断層のうち、発生確率が比較的高く、発生した場合に社会的影響が大きいなどとして地震調査研究推進本部が追加調査を行った「砺波平野断層帯西部」「森本・富樫断層帯」「邑知潟断層帯」について、県内の最新の建物の状況や、国の地震研究に関する最新の知見などを踏まえ、地震被害想定を実施するとともに、地震防災対策を推進した場合の人的被害の軽減効果を予測しました。

なお、この被害は平成25年の耐震化率を基に推計されており、耐震化率を向上させることで、人的被害（死者）は大幅に減少すると見込めます。

<人的被害の軽減効果の予測>

		現状 (H25)	住宅の耐震化率を向上した場合	
耐震化率		72%	85%	90%
予測死者数	砺波平野断層帯西部	431人	234人 (▲197人)	158人 (▲273人)
	森本・富樫断層帯	65人	34人 (▲31人)	23人 (▲42人)
	邑知潟断層帯 (ケース4)	3,557人	2,215人 (▲1,342人)	1,701人 (▲1,856人)

(2) 人的被害の軽減効果の予測

県耐震改修促進計画(H28.10改定)の住宅耐震化目標(H33耐震化率85%、H37耐震化率90%)を達成した場合、人的被害(死者)は大幅減少の見込

		現状	住宅の耐震化率を向上した場合	
耐震化率		72%※	85%	90%
予測 死者数	砺波平野断層帯西部	431人	234人 (▲197人)	158人 (▲273人)
	森本・富樫断層帯	65人	34人 (▲31人)	23人 (▲42人)
	邑知潟断層帯 (ケース4)	3,557人	2,215人 (▲1,342人)	1,701人 (▲1,856人)
<参考>	耐震化率	68%	85%	90%
	呉羽山断層帯	4,274人	2,107人 (▲2,167人)	1,879人 (▲2,395人)

※平成25年住宅・土地統計調査による推計値

※出典：呉羽山断層帯被害想定調査(平成29年12月)
地震被害想定調査の結果の概要について(平成29年12月)
3 調査結果の概要 (2) 人的被害の軽減効果の予測

第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

県内の住宅総数は、約 401,900 戸です。このうち、一定の耐震性が確保された※¹と思われる住宅戸数は約 338,900 戸と推計され、耐震化率は令和 5 年時点で約 84%です。

		H20調査※ ²	H25調査※ ²	H30調査※ ³	R5調査※ ⁴
住宅総数 (S55以前建築のもの)		368,800戸 (151,900戸)	379,800戸 (138,100戸)	390,900戸 (120,200戸)	401,900戸 (106,863戸)
耐震性が 不十分 (率)		118,100戸 32%	105,300戸 28%	76,400戸 20%	62,982戸 16%
内 訳	木造戸建住宅 (S55以前建築のもの)	280,100戸 (135,000戸)	292,500戸 (123,700戸)	288,900戸 (108,200戸)	277,800戸 (92,120戸)
	耐震性が 不十分 (率)	114,100戸 41%	101,800戸 35%	72,100戸 25%	59,030戸 21%
	共同住宅その他の住宅 (S55以前建築のもの)	88,700戸 (16,900戸)	87,300戸 (14,400戸)	102,000戸 (12,000戸)	124,100戸 (14,744戸)
	耐震性が不 十分 (率)	4,000戸 5%	3,500戸 4%	4,300戸 4%	3,952戸 3%

※¹ 本計画において、建築基準法の構造規定が大幅に改正された 1981 年(昭和 56 年)の基準(新耐震基準)と同程度以上の耐震性を有するものを「一定の耐震性が確保された」または「耐震性あり」、有しないものを「耐震性が不十分」または「耐震性なし」と記載する。

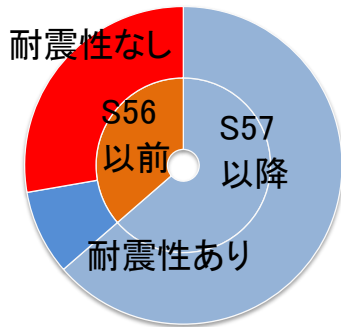
※² 国土交通省の推計に基づき、昭和 56 年以前建築の木造戸建住宅の約 88%、共同住宅等の約 24%が、耐震性が不十分であると推計(耐震改修を実施したものは耐震性が不十分なものから除外)

※³ 昭和 56 年以前建築の一定の耐震性が確保されていると思われる住宅の割合は国土交通省の推計方法に準じて算出。なお、H30 調査では推計方法が見直され、平成 20~30 年の住宅・土地統計調査から得られる、平成 16~30 年に耐震診断を実施し、結果「耐震性が確保されていた」住宅の割合とされた。

※⁴ 住宅・土地統計調査を用い、国土交通省の推計方法に準じて算出。

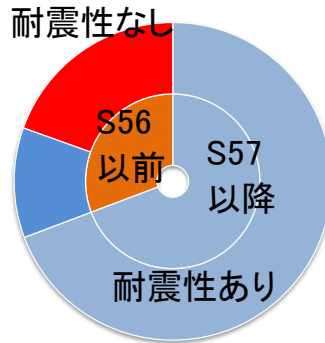
富山県の住宅の耐震化の進捗状況

平成25年



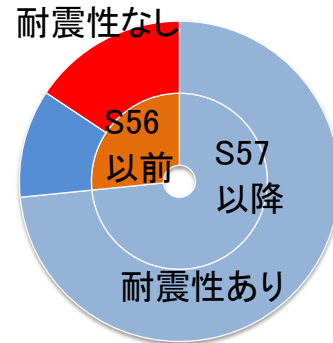
総戸数 約38万戸
耐震性あり
約27万5千戸
耐震性なし
約10万5千戸
耐震化率 約72%

平成30年



総戸数 約39万戸
耐震性あり
約31万5千戸
耐震性なし
約7万6千戸
耐震化率 約80%

令和5年



総戸数 約40万2千戸
耐震性あり
約33万9千戸
耐震性なし
約6万3千戸
耐震化率 約84%

(2) 目標設定における背景と課題

国の定める基本方針では、住宅については現状の約90%（令和5年）を令和17年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としています。

また、住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）では、住宅については現状の約87%（平成30年）を令和12年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としています。（令和8年3月更新予定）

さらに、第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）及び第6次社会資本整備重点計画（令和8年1月16日閣議決定）では、住宅の耐震化率の令和12年の目標を95%にしています。

県の耐震化率の目標については、県の耐震化率の現状（令和5年時点で約84%）を踏まえれば、全ての住宅の耐震化は難しい状況です。

耐震化率向上の要素として、①耐震改修工事の実施、②S55以前の耐震性が不十分な住宅の建替え又は除却等、③新設住宅の増加、の3点が考えられます。平成16年度から令和5

年度までの20年間で、約120,500戸（※1）の住宅が新築されていますが、令和5年度までに行われた耐震改修工事は約8,700戸（※2）となっており、一定の耐震性が確保された住宅の多くは新築によるものが占めています。

富山県は、居住専用に建築された住宅（専用住宅）の1住宅あたりの延べ面積が全国1位（※2）であるなど、大きな住宅が多く、耐震改修工事に費用がかかることや、全国と比較して有感地震が少ないため、地震に対する意識が高くないこと、世帯分離の進行により耐震性が不十分な住宅の建替えが進んでいないことなどが要因となり、全国と比較して耐震化率が低い状況となっています。

これらの状況を踏まえ、耐震改修の実施のほか、一定の耐震性が確保された住宅への建替えも含め、意識啓発や周知活動、支援制度の活用などの施策を推進することを前提とし、目標を設定する必要があります。

（※1）新設住宅着工統計による

（※2）住宅・土地統計調査による

（3）耐震化の目標

住宅総数（空き家を除く。以下、同じ。）は、これまでの動向では、緩やかに増加してきましたが、国立社会保障・人口問題研究所の世帯数の将来推計を踏まえれば、平成30年度に390,900戸であったものが、令和17年度には416,000戸になると見込まれます。

今後も、耐震化の施策を推進していきますが、これまでの耐震化率の推移や、世帯分離の進行により耐震性が不十分な住宅の建替えが進んでいない状況が今後続くことなどを踏まえ、令和17年度末に耐震化率を95%にすることを目標とします。

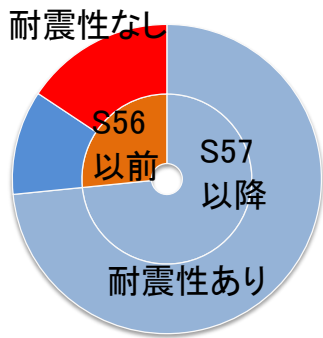
○耐震化の現状と目標

（単位：戸数）

	平成25年度	平成30年度	令和5年度	令和12年度 （目標値）	令和17年度 （目標値）
耐震性が不十分な住宅数	105,300	76,400	63,000	41,000	22,000
住宅総数	379,800	390,900	402,000	410,000	416,000
耐震化率	約72%	約80%	約84%	90%	95%

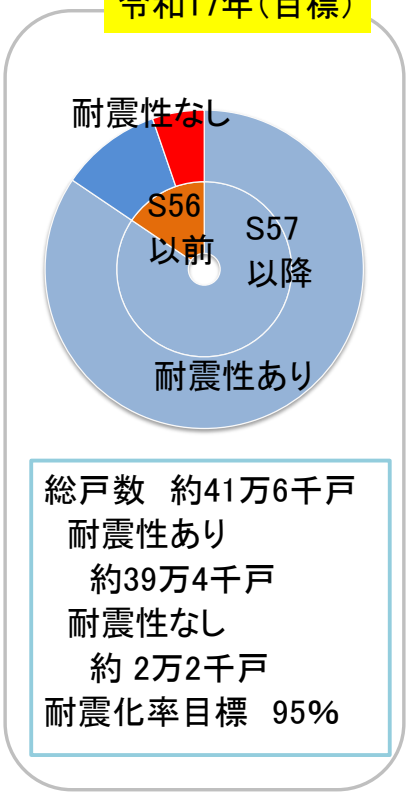
富山県の住宅の耐震化の目標

令和5年



総戸数 約40万2千戸
 耐震性あり 約33万9千戸
 耐震性なし 約6万3千戸
 耐震化率 約84%

令和17年(目標)



総戸数 約41万6千戸
 耐震性あり 約39万4千戸
 耐震性なし 約2万2千戸
 耐震化率目標 95%

2 建築物の耐震化の現状と目標

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標

(ア) 耐震化の現状

県内の多数の者が利用する建築物(※)の総数は、4,386棟です。このうち、一定の耐震性が確保されたと思われる棟数は4,023棟で、耐震化率は約92%です。

(※) 耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物

種別	全数 A	昭和57年以降建築の数 B	昭和56年以前建築の数		耐震化率 E=(B+C)/A
			耐震性あり C	耐震性不十分 D	
1. 被災時に拠点となる施設及び救護施設 庁舎、警察署、消防署、その他公益上必要な施設、病院、診療所、等	315	219	63	33	約90%
2. 住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設 幼稚園、小中学校、高等学校、盲聾養護学校、体育施設、社会福祉施設、等	1,171	803	334	34	約97%
3. 比較的滞在時間の長い施設 ホテル、旅館、賃貸住宅、寄宿舎、下宿、等	1,460	1,021	348	91	約94%
4. 多くの県民が集まる集客施設 劇場、展示場、図書館、集会場、店舗、等	244	178	34	32	約87%
5. その他の多数の者が利用する建築物 事務所、工場、自動車車庫、等	1,196	844	179	173	約86%
合計	4,386	3,065	958	363	約92%

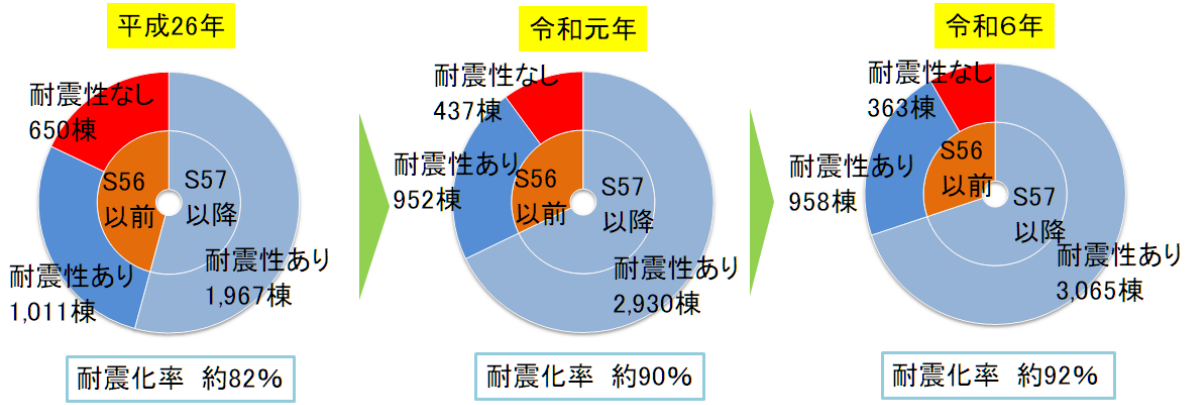
(令和7年3月31日現在)

※耐震診断未実施の棟については、国土交通省の推計による施設用途ごとの耐震化率を採用し、推計。

庁舎、警察署、消防署、幼稚園、体育施設、劇場・展示場等、その他の多数の者が利用する建築物:49.6%

病院:42.1% 学校施設:29.6% 社会福祉施設:44.6% ホテル、旅館:35.8% 賃貸住宅、寄宿舎等:76.0% 店舗等:47.8%

多数の者が利用する建築物の耐震化の進捗状況



(イ) 目標設定における背景と課題

富山県では、平成17年度から令和6年度の間、耐震化率は約72%から約92%へ向上しました。

これらの状況を踏まえ、意識啓発や周知活動などの施策を推進することを前提とし、目標を設定する必要があります。

(ウ) 耐震化の目標

被災時に重要な役割を担う施設や避難場所、弱者の滞在する施設については、計画的に耐震化を図ります。また、比較的滞在時間の長い施設や民間施設の割合が多い、多くの県民が集まる集客施設及びその他の多数の者が利用する建築物に対して耐震化の普及啓発を図り、多数の者が利用する建築物全体として、耐震化率を95%にすることを目標とします。

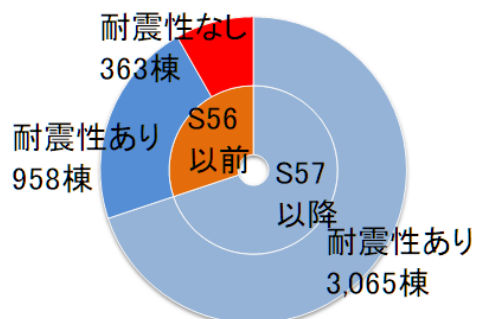
○耐震化の現状と目標

(単位：棟数)

	令和元年度	令和6年度	令和17年度(目標)
耐震性が不十分な棟数	437	363	170
全施設棟数	4,319	4,386	4,472
耐震化率	約90%	約92%	96%

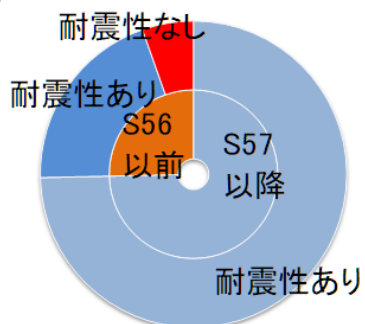
多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

令和6年



総棟数	4,386棟
耐震性あり	4,023棟
耐震性なし	363棟
耐震化率	約92%

令和17年(目標)



総棟数	4,472棟
耐震性あり	4,305棟
耐震性なし	167棟
耐震化率目標	約96%

○種別ごとの耐震化の目標

令和 17 年度末の耐震化の目標については、以下のとおりとします。

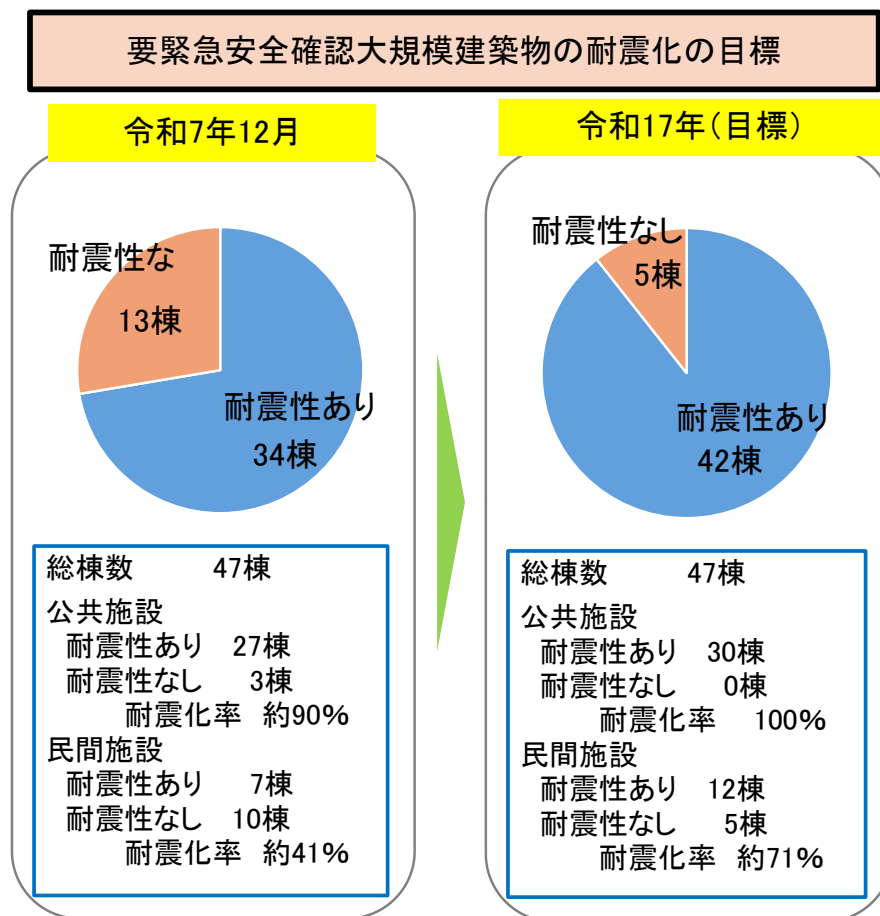
種別	全数 A	昭和 57 年以 降建築の数 B	昭和 56 年以前建築の数		耐震化率 E=(B+C)/A
			耐震性あり C	耐震性不十分 D	
1. 被災時に拠点となる施設及び救護施設	315	223	76	16	95%
2. 住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設	1,142	846	296	概ね解消	—
3. 比較的滞在時間の長い施設	1,460	1,055	332	73	95%
4. 多くの県民が集まる集客施設	271	212	45	14	95%
5. その他の多数の者が利用する建築物	1,284	964	256	64	95%
合 計	4,472	3,300	1,005	167	96%

(2) 耐震診断義務付け対象建築物*の耐震化の現状と目標

国が定める基本方針では、令和12年を目途に耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物を、概ね解消することを目標としています。

富山県内の耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状は約72%であり、そのうち公共施設が約90%、民間施設が約41%となっています。これは、民間施設の所有者の耐震化への意識が高くないことや意識啓発のための取組みが行き届いていないことが原因と考えられ、今後は民間施設の耐震化の推進が重要な課題となります。

※ 本県では、要緊急安全確認大規模建築物（以下「要緊急」）のみあり、要安全確認計画記載建築物は無い。



診断義務付け対象建築物については、特に耐震化の重要性が高く、重点化して耐震化を促す必要があります。今後の耐震改修の計画を踏まえ、また、建築物の所有者等に耐震化の必要性や支援制度について普及啓発を図ることで、令和 17 年度までに耐震化率を 90% にすることを目標とします。

(単位：棟数)

	令和元年度	令和 7 年度	令和 17 年度 (目標)
耐震性が不十分な棟数	17	13	5
全施設棟数※	47	47	47
耐震化率	約 64%	約 72%	約 90%

※ 除却された場合は、耐震化されたものとみなし、全施設棟数からは差し引かない。

(3) 公的施設及び災害時に重要な役割を担う施設の耐震化の現状と目標

本計画では、地震災害時において災害対策拠点機能等の確保を図る上で、重要な施設については、耐震化を促すとともに、多数の者が利用する建築物に該当する施設については優先的に耐震化の促進を図っていくこととし、災害時の拠点施設（庁舎等）、病院施設、学校施設、公営住宅（※）の耐震化の目標を設定します。

なお、県有施設については、各建築物の所有者の手本となるよう努め、市町村有施設においても、県有施設同様に耐震化の促進を図る必要があるため、各市町村で策定する耐震改修促進計画に位置付け、耐震化の促進に努めるものとします。

(※) いずれも非木造で 2 階建て以上又は 200 m² 超の建築物

① 災害時の拠点施設等（庁舎、消防関係、警察関係施設）

	令和 2 年度	令和 6 年度	令和 17 年度 (目標)
全施設棟数	254	250	250
耐震性が不十分な棟数 (※1)	54	39	概ね解消
耐震化率	約 79%	約 84%	

(※1) 耐震性が不明である棟を含む

出典：公共施設等の耐震化推進状況調査

② 病院施設

	令和 2 年度	令和 7 年度	令和 17 年度 (目標)
全施設数 (※2)	106	102	102
耐震性が不十分な棟を含む施設数 (※3)	11	6	概ね解消
耐震化率	約 90%	約 94%	

(※2) 公立及び民間の全病院数 (※3) 耐震性が不十分又は不明である建築物がある病院数

出典：富山県厚生部医務課調べ (R8.1 現在) (病院の耐震改修状況調査 (厚生労働省) など)

③ 学校施設

	令和2・3年度	令和6年度	令和17年度 (目標)
全施設棟数 (※4)	1,885	1,653	目標設定しない。 (既に概ね達成 したため。)
耐震性が不十分な棟数 (※1)	42	16	
耐震化率	約98%	約99%	

(※1) 耐震性が不明である棟を含む (※4) 公立及び私立学校の合計

出典：公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査、私立学校施設の耐震改修状況調査

④ 公営住宅

	令和2・3年 度	令和6年度	令和17年度 (目標)
全施設棟数	1,037	959	750
耐震性が不十分な棟数 (※5)	94	70	耐震性が不十分な 建物を概ね解消
耐震化率	約91%	約93%	

(※5) 除却予定のものを含む

出典：県調査

—第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策—

1 耐震化の取組み基本方針

地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物全てについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられています。

既存建築物の耐震化を促進していくには、まず住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として考え、県民ひとりひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要になります。

県及び市町村においては、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により県内全域において、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。また、住宅の耐震化については、緊急的に促進するため、住宅耐震化緊急促進アクションプログラム^{*}に基づき取り組みます。

※ 社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16- (12) -①2. 第2項に規定するもの

(1) 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要です。

特に、要緊急安全確認大規模建築物等の所有者は、義務付けされた耐震診断の結果に基づき、必要に応じて耐震化に努めることが求められています。

(2) 県及び市町村の役割

県は、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努め、市町村は、住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集及び県と連携した施策の展開等に努めるものとします。

- ① 県計画、市町村計画の改定
- ② 耐震化支援策の実施
- ③ 相談窓口の設置、情報提供・普及啓発等の実施
- ④ 建築関係団体・自治会などの地域との連携・調整
- ⑤ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの作成

(3) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保のための技術的な支援に努め、行政と連携し、情報提供、啓発等を実施し、耐震化の促進に努めるものとします。

特に、富山県住宅耐震化促進協議会（以下「協議会」という。）（※）の構成団体は、協議会の活動を通じて、住宅の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発や相談会、講習会の開催等により、より効果的な耐震化の促進に努めるものとします。

※構成団体（令和2年8月28日設立）

（一社）富山県建築士事務所協会、（公社）富山県建築士会、（一社）富山県建築組合連合会、（一社）富山県優良住宅協会、（一社）富山県住宅宅地協会、（公社）日本建築家協会北陸支部富山地域会、（一社）富山県建設業協会、（一財）富山県建築住宅センター、（独行）住宅金融支援機構北陸支店、県内全市町村、県

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

県は、住宅・建築物の所有者等に、住宅・建築物の耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化に対する補助や税の優遇措置の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

○耐震診断・耐震改修に対する支援制度

事業名	対象		内容		補助	
	住宅	非住宅	診断	改修	国庫	その他
木造住宅耐震診断支援事業	○		○		○	
木造住宅耐震改修支援事業	○			○	○	
住みよい家づくり資金融資制度	○			○		○
住宅・建築物安全ストック形成事業		○	○	○	○	

（１）住宅の耐震化支援

①木造住宅耐震診断支援事業

耐震診断を希望する木造住宅の所有者の求めに応じて、富山県から委託を受けた（一社）富山県建築士事務所協会が建築士を派遣して、調査・診断を行うとともに、その結果を住宅所有者に報告することにより、耐震化を支援します（平成15年度より実施）。

○木造住宅耐震診断支援事業の制度概要

対象建築物	申込者負担		補助率
<ul style="list-style-type: none"> ・木造一戸建てで、階数が2以下 ・昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ・在来軸組み工法であるもの 	延べ面積 280 m ² 以下	図面有 2,000 円	県 約 9 割
	〃	図面無 4,000 円	
	延べ面積 280 m ² 超	図面有 3,000 円	
	〃	図面無 6,000 円	

② 木造住宅耐震改修支援事業

耐震改修を希望する木造住宅の所有者等に対し、県と市町村が連携して耐震改修工事に

対して補助金を交付し、耐震化を支援します（平成 17 年度より実施）。なお、1 住宅あたりの延べ面積が全国 1 位（令和 5 年住宅・土地統計調査）である状況等をふまえ、建物の倒壊から人命を守る可能性を高めることを目的とし、部分的な改修への支援を平成 26 年度から、段階的に行う改修への支援を令和元年度から行っています。

○木造住宅耐震改修支援事業の制度概要（木造住宅耐震改修）

対象工事	補助金額	補助率
≪耐震改修への支援≫ 以下の4つのメニューのいずれかに該当する工事 I. 建物全体(1階～2階)をIw値1.0以上に改修 II. 1階の主要居室(寝室・居間)だけをIw値1.5以上に改修 III. 1階(全体)だけをIw値1.0以上に改修 IV. 建物全体をIw値0.7以上に簡易改修(段階的改修)	限度額 140 万円 ・設計 20 万円 ・工事 120 万円	設計【2/3】 県 1/3 市町村 1/3 工事【4/5】 県 2/5 市町村 2/5

また、避難路に面する危険なコンクリートブロック塀及び組積造の塀の撤去・建替えに対しても補助金を交付し、地震発生時に塀の倒壊から人命を守り、避難・復旧活動を可能にすることで街路の耐震安全性を向上させます（令和 8 年度～令和 12 年度実施予定）。

○木造住宅耐震改修支援事業の制度概要（危険コンクリートブロック塀等撤去・建替）

対象避難路	対象工事	補助金額	補助率
以下を除く、住宅から避難場所へ通じる道路 ・避難場所に向けて誰も通らない箇所 ・当該塀との間に幅 90 cm 超の水路がある箇所	I 塀撤去	限度額 12 万円	【2/3】 県 1/3 市町村 1/3
	II 塀撤去・建替え	限度額 18 万円	

さらに、耐震シェルターの設置・購入を、県と市町村が連携して、支援します（令和 7 年度より実施）。

○木造住宅耐震改修支援事業の制度概要（耐震シェルター設置・購入）

対象	補助金額	補助率
対象となる住宅 ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅(原則、1階に設置する必要がある。) 対象となる製品 ・地方公共団体が開発に関与したもの [※] や、2以上の都道府県で補助対象になっているもの等 (耐震ベッドは、支援対象外)	限度額 60 万円 (将来、耐震改修補助制度を利用する場合、補助額は、補助上限額から耐震シェルター設置補助金額を差し引いた金額になる。)	【2/3】 県 1/3 市町村 1/3

※ 例：富山型耐震シェルター（県木材研究所が産学官連携して開発。県産木材使用、天井部高強度（鋼材使用）及び壁部高強度（プレストレス技術採用）が特徴）

③住みよい家づくり資金融資制度（県融資制度）

子育て世帯及び転入世帯の個人住宅の建築や購入に対して融資及び利子補給を行います。
また、耐震化リフォームやブロック塀の安全対策に対して融資を行います。

融 資 額 500 万円以内 融資利率 1.6～1.9%（固定金利） 償還期間 15 年以内

④木造住宅耐震化支援事業の推進

耐震診断実施後の耐震改修をより推進するため、市町村や建築関係団体と連携し、診断実施者への個別フォローアップの充実を図ります。また、耐震改修を実施するにあたり、阻害要因となっている項目やニーズに対するアンケート調査等を実施し、住宅の耐震化のために必要な施策について検討します。

（２）建築物の耐震化支援

①要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援

耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対し、県と市町村が連携して耐震診断・耐震改修工事費に対して補助金を交付し、耐震化を支援します。

○国の建築物耐震対策緊急促進事業（要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援）の概要（※1）

対象事業	対象建築物	補助率
補強設計	要緊急安全確認大規模建築物	【5/6】 国 1/2 地方公共団体 1/3
耐震改修 又は除却	災害時の活用等の協定を市町村と締結する不特定多数が利用する要緊急安全確認大規模建築物	【44.8%】 国 1/3 地方公共団体 11.5%

②多数の者が利用する建築物の耐震化支援

国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用する市町村に対し助言・支援などを行い、多数の者が利用する建築物等の耐震化を支援します。

○国の建築物耐震対策緊急促進事業（避難場所等となる建築物の耐震化支援）の概要（※1）

対象事業	対象建築物	補助率
耐震診断 補強設計	避難場所等であり、災害時に重要な機能を果たす建築物等	【2/3】 国 1/3 地方公共団体 1/3
耐震改修	避難場所等であり、災害時に重要な機能を果たす建築物等	【23% (2/3)】 国 11.5% (1/3) 地方公共団体 11.5% (1/3) ()は対象が避難所の場合
	避難場所等の天井、エレベーター、エスカレーター	【23%】 国 11.5% 地方公共団体 11.5%

※1 建築物耐震対策緊急促進事業の事業期限は「令和13年3月31日までに着手したものであること」とされている。(令和7年12月26日現在)

○国の住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震改修事業）の概要

対象事業	対象	補助率
耐震改修	災害時に重要な機能を果たす建築物等、天井、エレベーター、エスカレーター	【23%】 国 11.5% 地方公共団体 11.5%
ブロック塀の安全確保	避難路沿道等に存するブロック塀等	【2/3】 国 1/3 地方公共団体 1/3

(3) 国等による住宅・建築物に係る税制・融資制度の周知

①住宅ローン減税等

住宅の取得又は既存住宅の耐震改修をした場合、住宅借入金を有する場合に所得税額等から控除等を受けることができます。

※ 条件、対象限度額等は財務省、国税庁等のホームページ参照

②住宅金融支援機構による融資制度

対象	商品名	概要
個人向け	リフォーム融資 (耐震改修工事)	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修工事または耐震補強工事を行うために必要な資金に対する融資 満60歳以上の方は「高齢者向け返済特例(※)」の利用が可能 ※毎月の支払を利息のみとし、元金は申込者が全員亡くなられた際に、相続人の方からの一括返済か、担保物件(住宅および土地)の売却等により返済
個人向け	リ・バース60	<ul style="list-style-type: none"> 住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する満60歳以上の方向けの住宅ローン 毎月の支払は利息のみで、元金は申込者が全員亡くなられた際に、相続人の方からの一括返済か、担保物件(住宅および土地)の売却により返済 「住宅の建設・購入」、「住宅のリフォーム」等の資金使途で利用可能 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度 地方公共団体の耐震改修補助金を利用して、耐震改修工事を含むリフォームを行う場合に、無利息または低利息での利用が可能となる制度
マンション管理組合・区分所有者向け	マンション共用部分リフォーム融資	<ul style="list-style-type: none"> 共用部分のリフォーム工事や耐震改修工事などの工事費用が対象となる融資

※ 令和7年12月時点

※ 制度の詳細、金利等は住宅金融支援機構のホームページ参照

3 大地震に備えた事前対策の推進

(1) 地震時の総合的な安全対策

住宅・建築物の耐震化に加え、地震時の総合的な安全性を確保するため、以下の取組みを推進します。

①屋根ふき材、外装材、外壁、窓ガラス、屋外看板等の落下防止対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、屋根ふき材や外装材、外壁、窓ガラス、屋外看板などの損壊・落下による被害も懸念されます。

このため、地震発生時に建築物からの落下物による建築物の利用者や通行人への危害を防ぎ、安全性を確保するために、建築物の所有者等に対して適正な維持管理や必要に応じた改修を行うよう啓発及び指導を図ります。特に、建築物の敷地に余裕がない繁華街や通学路などの建築物について落下防止対策の実施状況を把握するとともに、未対策建築物について、その所有者等に安全性を確保するよう改善指導を行います。

②エレベーター・エスカレーターの防災安全対策

エレベーター・エスカレーターの定期報告等の機会を活用し、地震時のリスク等を建築物所有者等に周知することで、耐震安全性の確保を促進します。また、エスカレーターの脱落による死傷や、避難の妨げとなることを防止するため、かかり代を十分に設ける等の落下防止対策の必要性を周知し、改善の指導を行います。

③天井等の落下防止対策

平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことをふまえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

また、令和6年能登半島地震では、天井の全面的な脱落被害は確認されませんでした。天井板の損傷や落下、鋼製下地材の外れ等の被害が確認されたところです。

そこで、既存建築物について定期報告制度等を活用した情報把握を行い、建築物の所有者等に基準を周知し、脱落防止措置を講じて安全性の確保を促進します。

④家具の転倒防止対策等

家具の転倒等により地震時の死傷の原因及び避難通路の妨げとなるおそれがあるため、家具の転倒防止対策の重要性や、その対策ともなる耐震シェルターや耐震ベッドの設置、居間・寝室などの部分的な改修について周知し、対策を促進します。

⑤感震ブレーカー等の設置による震災時の火災対策

過去の大震災における火災の原因の多くが電気に関するものとされており、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーはその有効な対策とされているため、設置の重要性を周知し対策を促進します。

また、県では、感震ブレーカーの設置費用に補助を行う市町村を支援します。

(2) 被災建築物応急危険度判定等の体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラス・屋根瓦の落下、附属設備等の危険性を判定する『応急危険度判定士』や『被災宅地危険度判定士』の確保と人材育成のため、建築関係団体と連携して登録講習会や現場研修会を実施します。また判定時に連絡調整の役割を果たす、判定コーディネーターの養成や避難施設の優先的な判定体制の整備など、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進めます。

地震災害時には、協定に基づき、(一社)富山県建築士事務所協会、(公社)富山県建築士会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会に対し、各団体に所属する判定士への参加要請や参加者のとりまとめについて協力を要請します。

(3) 応急仮設住宅の供給体制整備

大規模な地震が発生した際に、家屋に一定の被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅を供給する体制を整備します。災害救助法に基づく応急仮設住宅は、民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅等に分類されています。

賃貸型応急住宅の供与にあたっては、被災者に賃貸型応急住宅を円滑に供与するために(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会と協定を締結しており、発災時には各協定団体に協力を要請します。

なお、賃貸型応急住宅については「耐震性が確認されている住宅※に限る。」ものとされており、協定団体が被災者のニーズに寄り添った住宅を紹介するためにも、耐震化の促進が重要になっています。

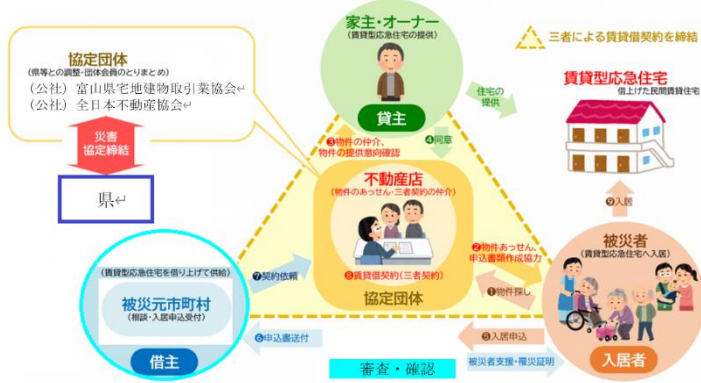
※ 原則として、昭和 56 年 6 月 1 日以降に建設された住宅

その他の場合は、同等の耐震性があることについて確認されていること

(参考) 災害救助事務取扱要領(令和 7 年 10 月)内閣府政策統括官(防災担当)

また、建設型応急住宅の建設にあたっては、協定に基づき、(一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)日本ムービングハウス協会及び(一社)日本ログハウス協会に協力を要請します。また、敷地整備に関して(一社)富山県建設業協会との連携体制を整備します。

賃貸型応急住宅に係る三者契約のイメージ



富山型応急仮設木造住宅モデルハウス



(4) 倒壊等により周囲に危害を及ぼすおそれのある空き家への対策

少子高齢化の進行に伴い、今後、大規模な地震が発生した際に、倒壊等により、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがある空き家の増加が懸念されます。

その除却等を適切に進めるため、市町村が「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、特定空家等(※)への措置等の取組みができるように、必要な助言・支援を行います。

また、民間事業者が行う、空き家を一定以上の断熱性や耐震性(耐震等級1または2相当)を有する住宅に改修する工事に対して支援することで、放置される空き家の発生防止や利活用促進を図るとともに、空き家を放置されないよう、市町村や不動産等の関係団体と定期的な情報交換や、関係団体が実施する県民向けセミナー等の普及啓発への支援を行うなど、より一層の連携・協力を図り、官民が一体となった総合的な空き家対策に取り組めます。

(※) 特定空家等：「空家等対策の推進に関する特別措置法」による、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にあると認められる空家等

(5) がけ地近接等危険住宅移転事業の実施

地震時におけるがけ地付近に位置する住宅は、住宅そのものの倒壊等だけではなく、がけ地の崩壊などによる被害が想定されるため、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に所在する住宅の移転を推進することにより、地震に伴う崖崩れ等による住宅の災害防止に努めます。

(6) 土砂災害対策改修に関する事業

地震等の災害時にがけ崩れ等の被害が発生するおそれのある土砂災害特別警戒区域内の住宅について、土砂災害に対して安全な構造とする改修工事や防護壁を設置する所有者等に対し、市町村が国の支援制度を活用し、補助・助成する事業に対して助言・支援などを行います。

4 耐震改修促進法に基づく耐震化促進策の周知等

(1) 要緊急安全確認大規模建築物(※1)について

義務付けされた耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた場合は、早急に耐震改修や建替えができるよう、県は国や市町村と連携して必要な環境整備を進めます。県では建築物の所有者の費用負担を軽減させるため、市町村と震災時の活用等に関する協定等を締結した施設に対し、国や市町村と連携して耐震改修に対して支援を行うこととし、支援制度を周知し、耐震化を促進します。

(2) 防災拠点施設(※2)について

防災拠点施設（大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物）として指定された場合、耐震診断が義務付けられる一方、耐震改修工事を実施する際の国からの補助率が上がる（1/3 から 2/5 へ）メリットがあります。

このため、市町村の地域防災計画に記載の官公署、病院、避難所等の防災拠点施設のうち、市町村が特にその耐震化を進める必要があるものとして県計画への位置付けを希望するものを指定することとしますが、現時点で、市町村が指定を希望する施設はないため、今後の国の補助制度の活用予定などをふまえ、定期的に市町村の意向調査を実施し、必要に応じて指定を検討します。

(3) 避難路沿道建築物(※2)について

富山県地域防災計画に定める緊急輸送道路について、①相当数の建築物が集合する地域を通過すること、②市町村の区域を越える相当数の者の円滑な避難を困難とすること、③迂回路の有無、などの観点から検証し、道路整備率が全国トップクラスである状況などをふまえた結果、その沿道建築物（組積造の塀を含む）について耐震診断を義務化等する避難路として指定する必要がある路線はありませんでした。

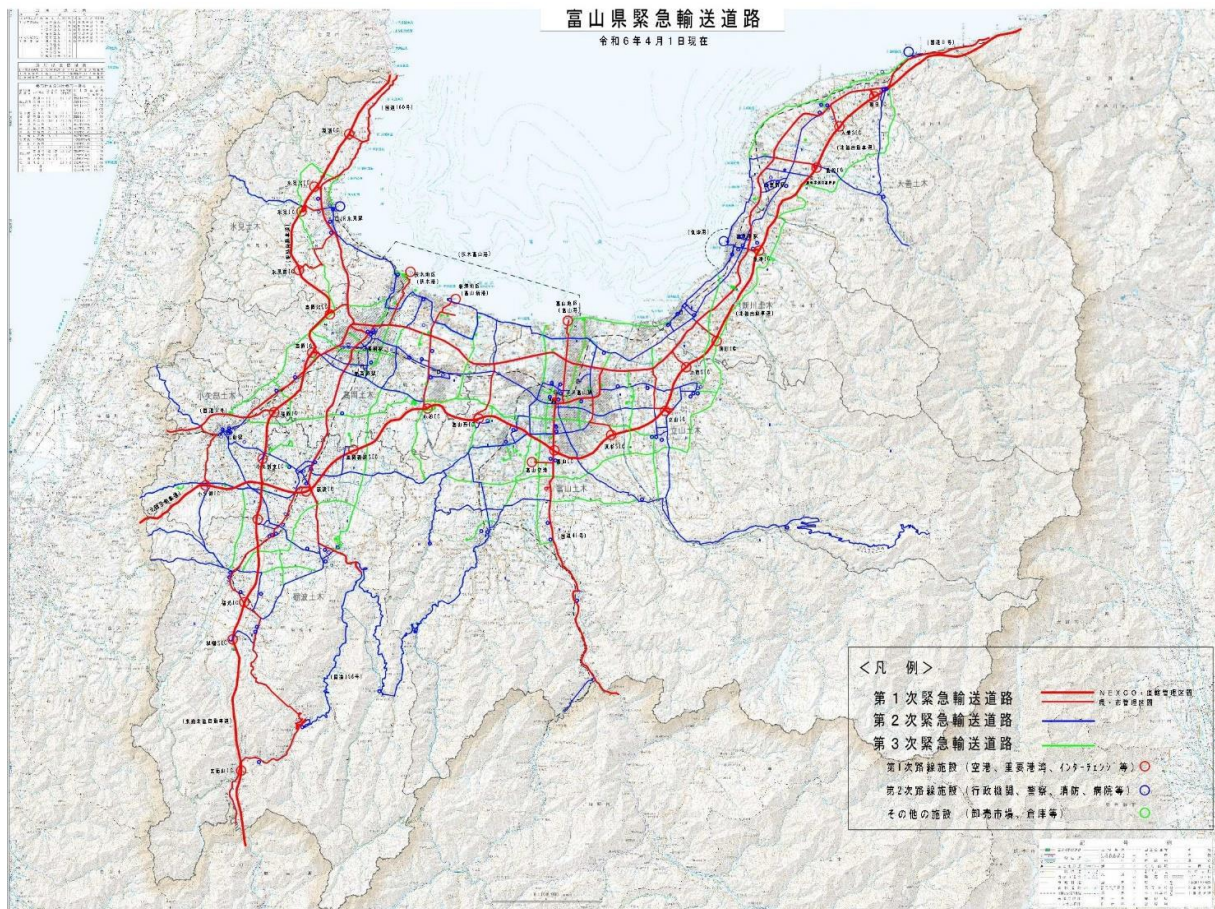
ただし、地震発生時における交通の確保は救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等の各種応急対策活動の基盤としてきわめて重要な課題であるため、地震が発生した場合の、緊急輸送道路の通行の確保について、その重要性を周知します。

また、緊急輸送道路については、広域的な避難・物資搬送等の観点から、橋梁の耐震化や長寿命化が進められているところであり、道路の整備・維持管理を担う道路部局を始めとして、災害時に実際に使用する立場である警察・消防などの関係部局との連携体制を整備します。

(※1) 耐震改修促進法附則第3条により耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられた不特定多数が利用する大規模な建築物

(※2) 県又は市町村が耐震改修促進計画で指定した場合、耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられる建築物（要安全確認計画記載建築物）

○緊急輸送道路（概略図）



出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正版）

第2章 地震・津波災害予防対策 第9 緊急輸送ネットワークの整備

2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部）

緊急輸送道路	路線数	道路延長 (km)
第1次緊急輸送道路 (Ⅰ)	59	489.1
第2次緊急輸送道路 (Ⅱ)	126 (109)	561.2
第3次緊急輸送道路 (Ⅲ)	111 (82)	366.6
合計	250	1,416.9

(令和6年4月1日現在)

※路線数の括弧書きは、上位の次数ですすでに計上自他路線を除いた数

※国道156号については直轄国道で路線数を計上

出典：富山県防災計画（資料編）

資料編 6. 都市防災環境に関する資料 6-1-2 緊急輸送道路一覧表

- (Ⅰ) 県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路。
- (Ⅱ) 第1次緊急輸送道路とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路。
- (Ⅲ) 上位路線を相互に補完する幹線道路

(4) 各種認定制度等による耐震化の促進

耐震改修計画の認定、建築物の地震に対する安全性の認定、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定については、以下のとおりの特例措置やメリットがあることから、建築物の所有者や利用者等へ周知し制度活用の普及促進を図ります。



建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十五号様式(第三十五条第二項関係)

○認定制度の特例措置等の概要

認定	特例措置メリット等
耐震改修計画の認定 (法第 17 条)	耐震性を向上させるために増築を行うことで、容積率・建ぺい率制限に適合しないこととなる場合に、所管行政庁(※)がやむを得ないと認め、耐震改修計画を認定したときは、当該制限は適用されません。
建築物の地震に対する安全性の認定 (法第 22 条)	建築物の所有者が所管行政庁(※)に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、上記のようなマークを建築物等に表示することが出来ます。
区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定 (法第 25 条)	「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有建築物(マンション等)は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件が緩和できます(区分所有法の特例で、特例がない場合は 3/4 以上の議決が必要)

(※) 所管行政庁とは、耐震改修促進法第 2 条第 3 項の「所管行政庁」をいう。(県、富山市、高岡市)

第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

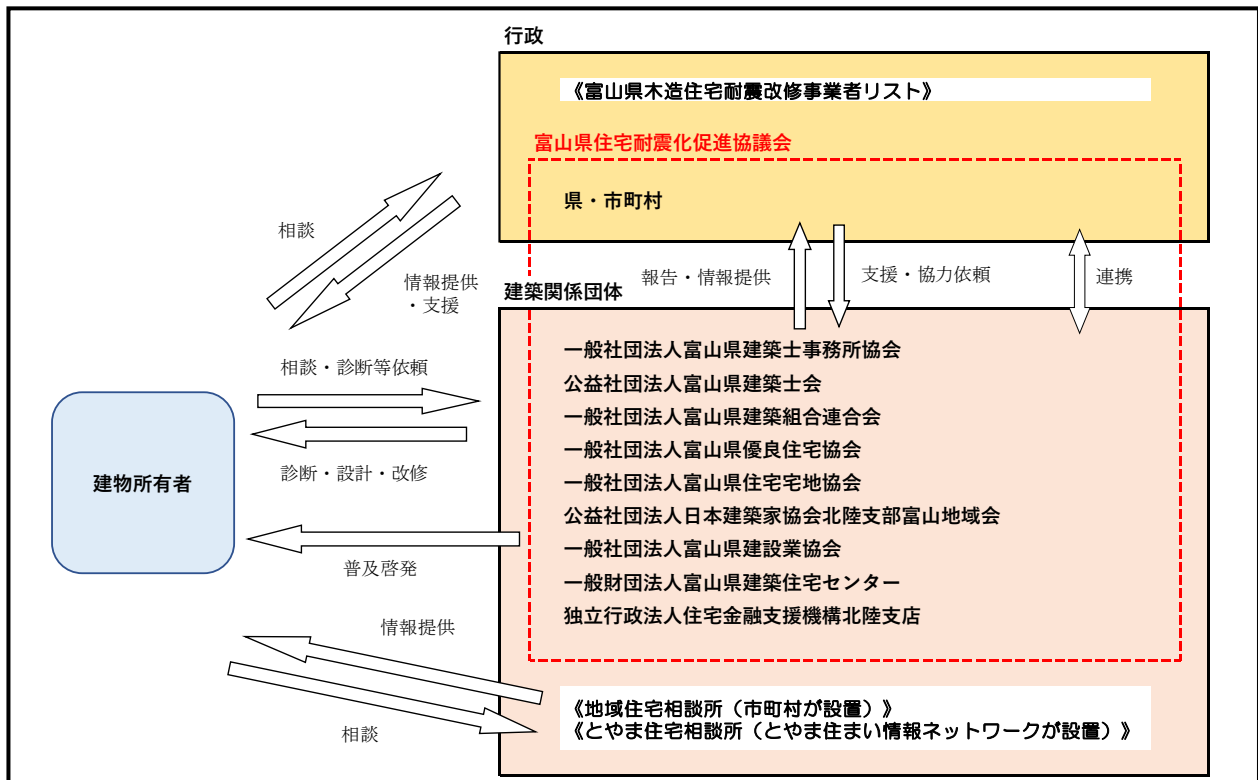
1 相談体制の充実

県庁及び出先機関並びに各市町村の建築担当窓口において、建築物の耐震化についての窓口を設置するとともに、木造住宅の耐震に関する点検方法や補強方法の概要などの耐震化促進へ向けての普及啓発に努めます。また、建築関係団体で構成しているとやま住まい情報ネットワーク(※)が設置している「とやま住宅相談所」や各市町村が設置している地域住宅相談所等を情報提供の場として活用していきます。

さらに、建築防災週間等の各種行事や防災訓練等のイベントの際には、協議会の各構成団体が連携して相談会を開催するなど、県民へ建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図ります。

また、住宅所有者から事業者等への接触が容易となるように、耐震改修工事を実施できる事業者リストを作成し公表することで、相談体制の充実を図ります。

◆関係機関と連携した相談体制イメージ



※とやま住まい情報ネットワークとは、(一社)富山県建設業協会、(公社)富山県建築士会、(一社)富山県建築士事務所協会、(一社)富山県優良住宅協会及び(一財)富山県建築住宅センターを正会員とし、富山県土木部建築住宅課及び富山県消費生活センターを協力会員とした住まいづくりに対する意識の向上や支援を行うとともに、住宅相談や住情報の提供を行うことにより、豊かな住生活の実現に貢献することを目的としている団体。

2 リーフレット等の作成・配布及び講習会等の開催

(1) リーフレット等の作成配布

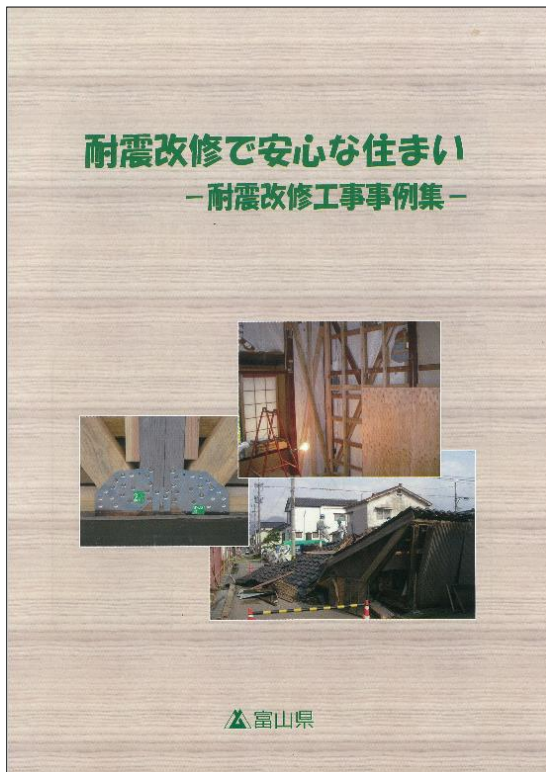
本県では、木造住宅の耐震診断・改修支援事業を紹介するリーフレット『耐震診断・改修で自分の命は自分で守る』を作成し、市町村広報誌・新聞への折り込みや駅前での街頭普及啓発、各種イベントにおける相談窓口や講習会での配布などに活用しているところです。

また、耐震診断を実施した者へのフォローアップのため、耐震改修工事事例集を作成し、診断実施者全員に配布し、耐震化を推進しています。これらのリーフレット等は随時改訂を行いながら活用していくことで、今後も引き続き、耐震化についてのコスト、工法、支援制度について、情報提供を行います。

さらに、柱とはり等との接合部の仕様等が明確化された平成12年以前に建築された新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅についても耐震性能の検証が適切になされるよう、当該住宅の所有者等に対して「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法※」（一般財団法人 日本建築防災協会）について周知します。

※ 昭和56年から平成12年までに建築された木造住宅について、接合部等の状況を確認することにより耐震性能を検証する方法

◆県で作成したリーフレット等



(2) ホームページの充実と広報誌等の活用

県は、市町村及び建築関係団体と協力し、ホームページ、行政広報誌、パンフレット、新聞やテレビなどの様々な手段を通じて、木造住宅耐震診断・改修支援事業の活用を県民に広く働きかけ、その活用の促進を図ります。

(3) 講習会等の開催

自治会等の求めに応じて現地へ出向き、耐震化の必要性や支援制度などを直接住民に説明するなどの出前講座等を実施し、普及啓発を図ります。

また、低コスト工法(※)等についての講習会を実施し、耐震診断や耐震改修を行う事業者等の技術力向上を図ります。

さらに、総合防災訓練等での木造住宅倒壊模型の展示や、耐震改修の工事現場に掲示する旗の貸出し等を行い、耐震化の意識を高める取り組みを行います。

※2016（平成28）年に愛知建築地震災害軽減システム研究協議会により評価された工法。

3 地震防災マップ等を活用した啓発活動

住宅・建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題として捉え、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、全市町村で作成済みである地震防災マップ等や国土交通省が作成した「液状化しやすさマップ」を活用した普及啓発活動に市町村と連携して取り組みます。

4 リフォームにあわせた耐震改修の推進

県及び各市町村の住宅相談窓口、建築関係団体におけるリフォームに関する相談等を活用し、より効率よく実施することが可能な、リフォームにあわせた耐震改修の推進を図ります。また、各種行事やイベント等の際には、快適な住環境は、居住性とともにも安全性の確保（耐震化）が重要であることを普及啓発し、リフォームにあわせた耐震改修の誘導を図ります。

リフォームにあわせた耐震改修として、大規模な住宅において使用していない部分の減築や重い屋根材を軽くするなど、様々な手法もあわせて周知するとともに、湿度の高い富山県においては、構造部材の老朽・腐朽化により建物本来の耐震性能が発揮できないケースもあることなど、その維持管理の大切さについても周知を図ります。

また、富山型高性能住宅としての既存住宅の省エネ改修や空き家の利活用促進、県産材の利用促進など、耐震化以外のリフォーム等推進施策と連携した啓発活動を行います。

5 防災査察・定期報告を活用した啓発活動

建築防災週間に実施している防災査察や、建築基準法第12条第1項による定期報告の機会を活用し、多数の者が利用する建築物等の所有者へ耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性について普及啓発を図ります。

6 防災士会等との連携

住宅の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、(特非)富山県防災士会や町内会等の自主防災組織等と連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行います。

7 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組み

旧の耐震基準(昭和56年5月以前に着工)に基づいた住宅の所有者に対し、市町村が主体となり、戸別訪問やダイレクトメールの送付等により直接的に住宅所有者へ住宅耐震化を促します。また、県の木造住宅耐震診断支援事業を利用した住宅所有者に対し、県と市町村が連携し、耐震診断結果報告時に、チラシ等の配布・説明、費用目安の提示、改修事業者リストの提供等により耐震改修を促すとともに、耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話連絡等の方法により耐震改修を促します。

また、高齢者が住む住宅は旧の耐震基準に基づいた住宅であることが多いことから、ホームページやパンフレットなどの広報だけではなく、よりきめ細やかで充実した啓発活動が必要となります。高齢者の自主組織である老人クラブなどと連携した周知活動を行うなど、きめ細やかな啓発活動を行います。

引き続き、ホームページ等による全ての人に対する啓発に加え、耐震化が必要な住宅の所有者を対象としたピンポイントの啓発活動のあり方など、より効果的な啓発手法を検討し、実施していきます。

(参考1)「耐震化推進の取組み事例集(地方公共団体向け)」(一般財団法人日本建築防災協会)
 に掲載されている取組み

1. 耐震診断未実施者に対する直接的な取組み
1-1. 耐震診断未実施者を対象とした戸別訪問等の実施
(1) 耐震診断未実施者を対象とした戸別訪問の実施
(2) 特定の場所に出向いた出張訪問の実施
1-2. 耐震診断未実施者を対象とした耐震相談会・説明会の実施
1-3. オンライン形式による戸別訪問の申込み
1-4. コロナ禍における留意事項
2. 耐震診断実施者に対するフォローアップの取組み
2-1. 耐震診断実施後の状況確認のための調査の実施
2-2. ダイレクトメール等を用いたフォローアップ
2-3. 耐震診断実施者を対象とした戸別訪問の実施
2-4. 耐震診断実施者を対象とした相談会の実施
3. 事業者の技術力や信頼性の向上につながる取組み
3-1. 耐震補強を主体とする官民連携型の組織づくり
3-2. 事業者の登録制度とリストの公表
(1) 地方公共団体による診断士、補強設計者、施工業者等の登録制度
(2) ホームページ等での公開
(3) 自治体窓口での配布 等
3-3. 技術力向上のためのセミナー・勉強会の開催
(1) 診断士、補強設計者、施工業者等への研修会や説明会
(2) 産学官による補強工法の開発やセミナー等の開催
(3) 補助金制度の書類作成方法や手続きなどに関する講習会
(4) ソフト的な取組みをテーマにした勉強会の開催
3-4. 事業者による耐震補強の取組みへのアピールツールの提供
(1) 名刺デザインの提供
(2) のぼり旗やステッカー等の提供
3-5. 診断士や建築士、工務店等とのマッチング
4. 耐震化の必要性に係る普及・啓発の取組み
4-1. 住宅所有者向けの耐震補強の普及啓発
(1) 説明会・相談会による耐震補強の普及啓発
(2) 広報誌やパンフレット等による耐震補強の普及啓発
4-2. 耐震補強ツアーの実施
4-3. わかりやすいツールの活用
4-4. 子供を巻き込んだ耐震補強の普及啓発
(1) 小中学生向けの住まいの対策講座の実施
(2) 小学生向けポスターコンクールの開催
5. 補助申請手続き等に関する取組み
5-1. 代理受領制度の実施
5-2. 申請書類の審査作業の外部委託
5-3. 申請書類の簡素化
5-4. PDCAサイクルを回しながらの地域に応じた対策

(参考2)「木造住宅の安全確保方策マニュアル」(国土交通省)に掲載されている方策

1. 住宅の耐震化の促進
1-1. 住宅の耐震化の支援制度の概要
(1) 補助制度
(2) 融資制度
(3) 税制の特例措置
1-2. 耐震化の更なる促進に向けた方策
(1) 所有者へ普及啓発
・様々なツールを用いた普及啓発
(2) 民間事業者等との連携
・工事業者等の育成や参入促進
・民間の創意工夫を活かした啓発から改修まで一貫実施
・福祉関係機関や自主防災組織等と連携した調査や啓発
(3) リフォーム等に合わせた耐震改修の提案
・リフォームや省エネ改修と合わせた耐震改修の実施の提案
(4) 所有者にわかりやすい費用負担モデルの提示
・所有者負担の全体像を示すモデルケースの作成・提供
(5) 所有者負担を減らす工夫
・所有者の子供世帯等による耐震改修や耐震改修リバースモーゲージの活用促進
・所有者の状況等に着眼した追加的な補助等の実施
・所有者の金銭準備の負担軽減
・耐震改修コストを下げる工法等の工夫
(6) 耐震改修以外の方法
・除去や住み替え等の支援
2. 地震からのリスクを低減するための方策
・段階的な耐震改修工事の実施
・部分的な耐震改修工事の実施
・命を守るための家具等の導入
・命を守りための住まい方の工夫
3. 日頃からの災害への備え

第5章 建築基準法による勧告等についての所管行政庁との連携

1 耐震改修促進法による指導等の実施

(1) 全ての住宅・建築物への対応

耐震改修促進法では、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物について、耐震化の努力義務を課しています。

このため、県と所管行政庁では、建築確認申請の窓口等で行う個別相談などの機会を捉えて、耐震診断及び耐震改修の必要性について助言等を行います。また、特に多数の者が利用する建築物については、建築基準法第12条第1項による定期報告の機会などを活用し、耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該建築物の所有者に必要な指導及び助言を行います。

(2) 耐震診断の実施を義務付けられた建築物への対応

所管行政庁は、法律で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、所有者に対し、耐震改修について必要な指導及び助言を行います。

また、建築物の所有者から報告を受けたときは、耐震診断の結果、耐震改修等の予定等について、国土交通省令に基づき、ホームページ等で公表します。

(3) 公表などの対応

耐震改修促進法に基づく指導に従わない場合で、特に必要と認められる場合は指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表します。なお、公表に当たっては、当該建築物の利用者や周辺への危険性を勘案して実施します。

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

建築基準法第9条の4では、特定行政庁(※)は、建築物について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となるおそれがあると認める場合においては、維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができることとなっています。

また、建築基準法第10条では、特定行政庁は、同法第6条第1項1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認める場合においては、保安上必要な措置をとることを勧告することができることとされており、特に必要があると認めるときは、その勧告に

係る措置をとることを命ずることができることとなっています。

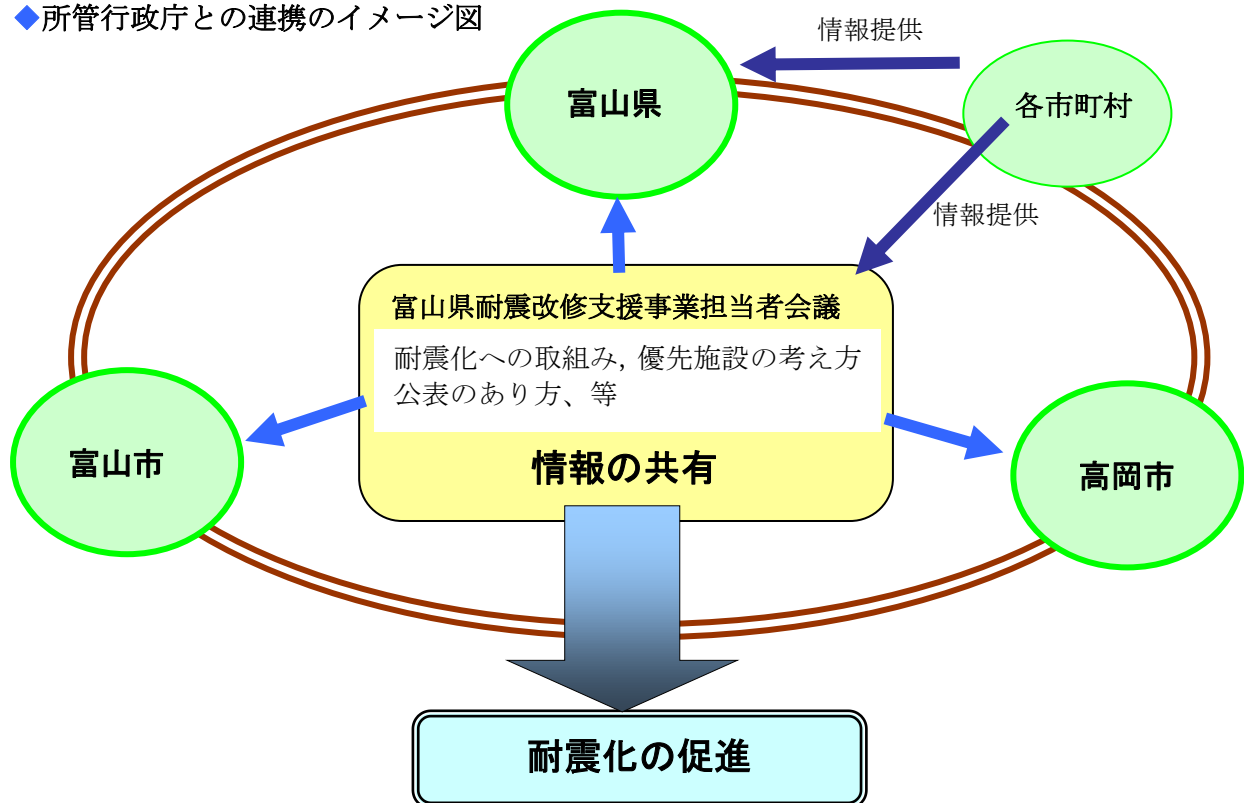
本県（特定行政庁）では、耐震改修促進法に基づく指示に従わなかった旨の公表を行った建築物について、著しく保安上危険であると認める場合において、除却・移転・改築・増築、修繕、模様替、使用停止などの措置が必要と認められる場合は、勧告を行います。

勧告を受けたものが正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限をつけて、その勧告に係る措置をとることを命じます。

3 所管行政庁との連携

所管行政庁である県、富山市及び高岡市は互いに連携し、指導・助言等のあり方について情報の共有を図り、耐震改修促進法に規定する特定建築物の耐震化の促進に努めます。なお、情報の共有にあたっては、県及び市町村の建築行政担当者（耐震担当者）で構成する「富山県耐震改修支援事業担当者連絡会議」や特定行政庁等で構成する「富山県建築行政会議」を活用します。

◆所管行政庁との連携のイメージ図



(※) 建築基準法第3条第1項35号の「特定行政庁」をいう。(県、富山市、高岡市)

第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

1 市町村が定める耐震改修促進計画

耐震改修促進法第6条では、「各市町村が当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努める」とされています。県内の全市町村において、すでに耐震改修促進計画及び地震防災マップは策定済みですが、今後本計画を踏まえて、市町村が市町村耐震改修促進計画の見直しを行うように働きかけるとともに、必要な助言や支援を行います。

2 建築関係団体、各市町村等との連携

県及び各市町村と建築関係団体は、協議会を通じて連携して県民が適切に耐震化に取り組めるよう努めます。

設計事務所、施工業者等が耐震診断や耐震改修等の知識を身に付け、耐震化の重要性を認識し建物所有者に対して適切に相談に応じられるよう講習会等を開催するとともに、関係団体においては会員が技術習得に向けて取り組むよう意識啓発を行うよう努めます。また、耐震化へ向けた相談窓口を設置し、耐震診断・耐震改修の技術的相談だけでなく、支援制度等の情報提供を行います。

各市町村の関係課は、県の関係課と連絡を密にし、所管建築物の耐震化の目標に向けて取り組むものとします。県の関係課においては、耐震化へ向けた国の施策等を十分に市町村の関係課へ周知するとともに適切な助言を行います。

また、地域防災体制の整備の観点から災害に強いまちづくりが重要であり、自主防災組織として位置付けられる町内会・自治会等の防災活動の一環として、地震災害時において倒壊等のおそれがある危険な建築物の把握や災害時の避難場所までの避難路沿いの危険箇所の点検など、協力をお願いするとともに地震災害を未然に防止する活動を連携して行います。

資 料

資料 1	審議経過	5 4
資料 2	県内の活断層と地震に関する資料	5 5
資料 3	「富山県緊急輸送道路」の路線名、起点及び終点	8 4
資料 4	関係法令(抜粋)	1 1 2
資料 5	耐震改修促進法における規制対象一覧	1 4 0

資料1 審議経過

令和8年3月改定案について

県民からの意見聴取

計画に対する意見募集（パブリックコメント）

募集期間：令和8年2月26日から令和8年3月19日まで

資料2 県内の活断層と地震に関する資料

1 地形、地質、地盤の特性

図1 富山県の地形区

図2 富山県地質図

○富山県の主な活断層、及び、富山県に影響を及ぼすことが想定される活断層について

図3. 1 跡津川断層帯分布図

図3. 2 牛首断層帯分布図

図3. 3 魚津断層帯分布図

図3. 4 砺波平野断層帯、呉羽山断層帯分布図

図3. 5 呉羽山断層帯分布図（海域部）

図3. 6 庄川断層帯分布図

図3. 7 森本・富樫断層帯分布図

図3. 8 邑知瀨断層帯分布図

図3. 9 糸魚川-静岡構造線断層帯分布図（広域）

図3. 10 糸魚川-静岡構造線断層帯分布図

図3. 11 糸魚川-静岡構造線断層帯分布図（北部区間）

図3. 12 糸魚川-静岡構造線断層帯分布図（中北部区間）

図3. 13 糸魚川-静岡構造線断層帯分布図（中南部区間）

図3. 14 糸魚川-静岡構造線断層帯分布図（南部区間）

図3. 15 南海トラフの評価対象領域とその分け

図3. 16 日本海側の海域活断層の分布（評価対象活断層）

2 被害想定

図4. 1 跡津川断層地震予測震度分布

図4. 2 呉羽山断層地震予測震度分布

図4. 3 法林寺断層地震予測震度分布

図4. 4 砺波平野断層帯西部地震祖則震度分布

図4. 5 森本・富樫断層帯地震予測震度分布

図4. 6 邑知瀨断層帯地震予測震度分布（ケース1）

図4. 7 邑知瀨断層帯地震予測震度分布（ケース2）

図4. 8 邑知瀨断層帯地震予測震度分布（ケース3）

図4. 9 邑知瀨断層帯地震予測震度分布（ケース4）

図5. 1 跡津川断層地震液状化判定結果図

図5. 2 呉羽山断層地震液状化判定結果図

図5. 3 法林寺断層地震液状化判定結果図

図5. 4 砺波平野断層帯西部地震液状化判定結果図

図5. 5 森本・富樫断層帯地震液状化判定結果図

図5. 6 邑知瀨断層帯（ケース1）地震液状化判定結果図

図5. 7 邑知瀨断層帯（ケース2）地震液状化判定結果図

図5. 8 邑知瀨断層帯（ケース3）地震液状化判定結果図

図5. 9 邑知瀨断層帯（ケース4）地震液状化判定結果図

3 「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」

※出典：「富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正）」巻末図、沿革

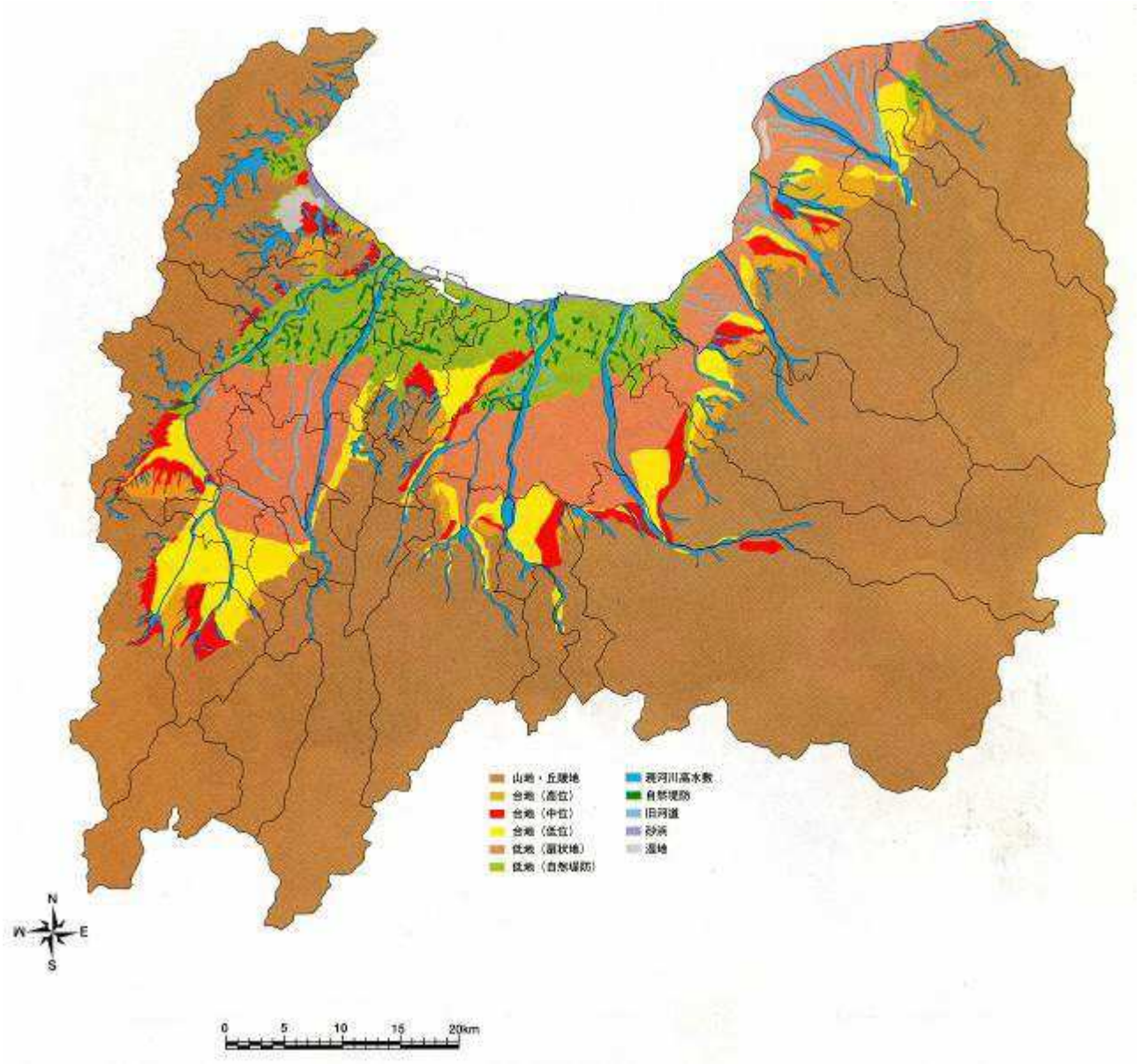


図1 富山県の地形区

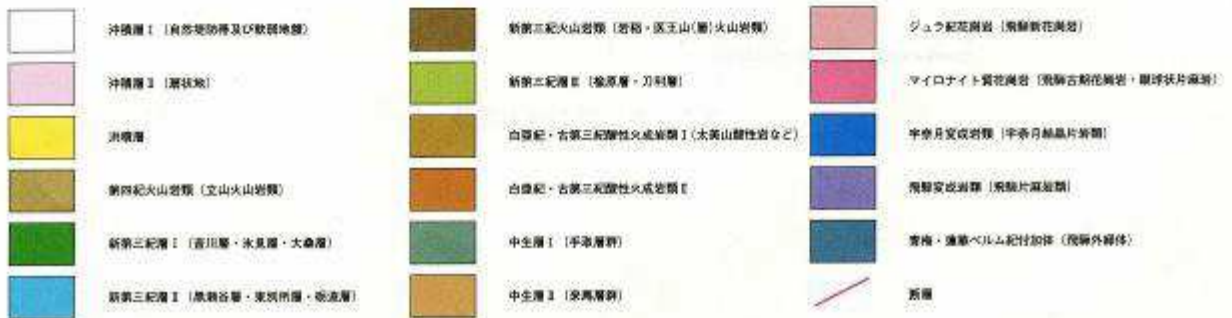
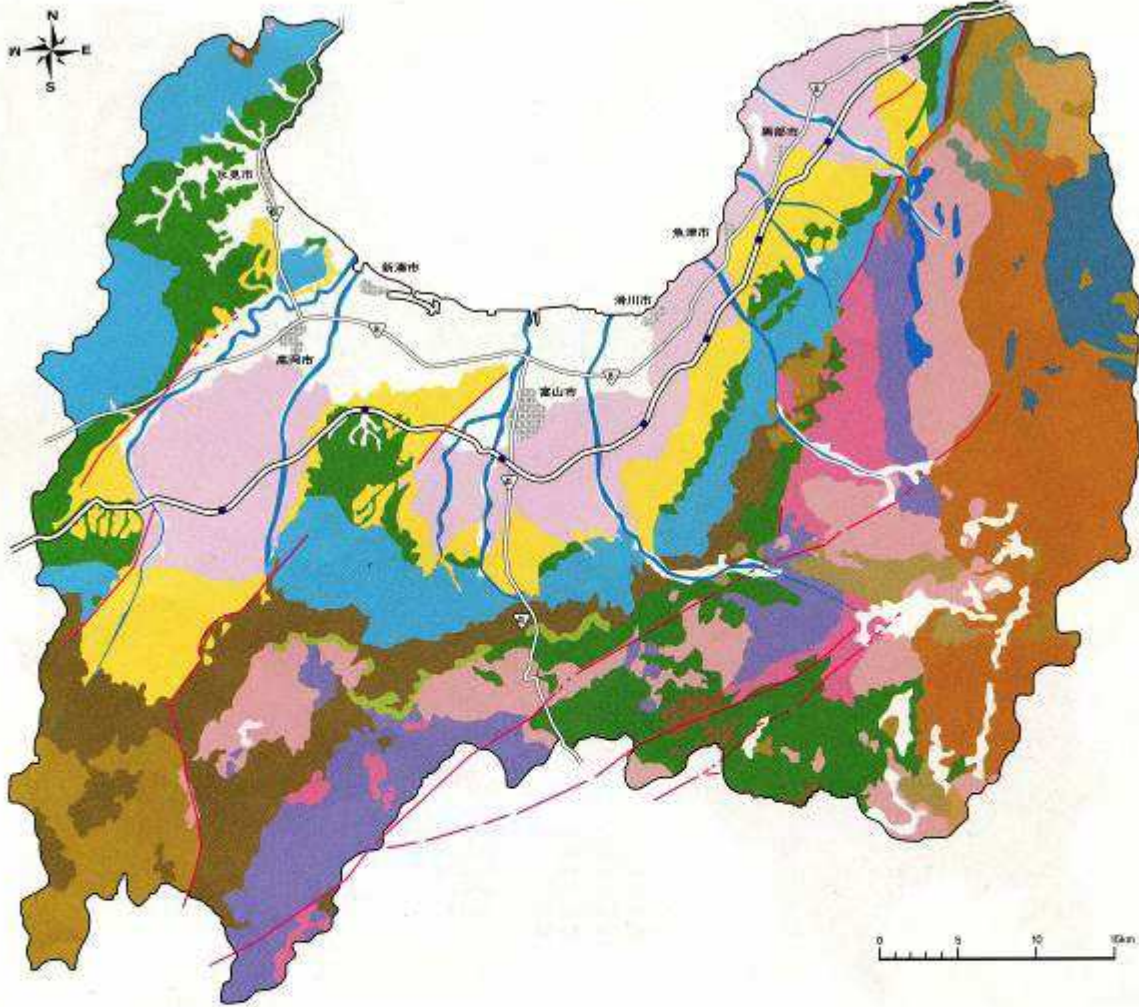


図2 富山県地質図

○富山県の主な活断層、及び、富山県に影響を及ぼすことが想定される活断層について

①跡津川断層帯 (図3. 1)

跡津川断層帯は、富山県中新川郡立山町から旧大山町、岐阜県飛騨市を経て大野郡白川村に至る断層帯です。全体の長さは約 69 km で、ほぼ東北東-西南西方向に延びており、右横ずれを主体とする断層帯で、北西側隆起成分を伴います。平均的な右横ずれの速度は約 2~3 m/千年、最新の活動は 1858 年(安政 5 年)の飛越地震であったと推定されます。その際には、約 4.5~8 m の右横ずれが生じた可能性があります。また、平均活動間隔は約 2,300 年~2,700 年と推定されます。

②牛首断層帯 (図3. 2)

牛首断層帯は、富山県旧大山町から、旧大沢野町、旧細入村、岐阜県飛騨市、富山県南砺市を経て、岐阜県大野郡白川村に至る断層帯です。長さは約 54 km で、ほぼ北東-南西方向に延びており、右横ずれを主体とする断層帯です。最新活動時期は 11 世紀以後、12 世紀以前、平均活動間隔は約 5,000 年~7,100 年と推定されます。

③魚津断層帯 (図3. 3)

魚津断層帯は、富山県下新川郡朝日町から同郡入善町、黒部市、魚津市、滑川市を経て、中新川郡上市町に至る断層帯です。全体の長さは約 32 km で、概ね北北東-南南西方向に延びます。本断層帯は断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層からなり、北東端付近では右横ずれを伴います。平均的な上下方向のずれの速度は、約 0.3m/千年以上の可能性があります。また、野外調査から直接得られたデータではないが、経験則から求めた 1 回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は 8,000 年程度以下の可能性があります。

④砺波平野断層帯西部 (図3. 4)

砺波平野断層帯西部は、長さ約 26 km で、概ね北東-南西方向に延びており、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層で、石動断層と法林寺断層から構成されます。本断層帯のうち法林寺断層における平均的な上下方向のずれの速度は 0.3~0.4m/千年程度以上、最新の活動は約 6,900 年前以後、1 世紀以前、平均活動間隔は約 6,000~12,000 年もしくはこれらよりも短い間隔であったと推定されます。石動断層については、過去の活動に関する資料は得られていません。

⑤砺波平野断層帯東部 (図3. 4)

砺波平野断層帯東部は、長さ約 21 km で、北北東-南南西方向に延び、高清水断層からなります。本断層帯は、断層の南東側が北西側に対し相対的に隆起する逆断層です。平均的な上下方向のずれの速度は 0.3~0.4m/千年程度、最新の活動は約 4,300 年前以後、約 3,600 年前以前、平均活動間隔は 3,000~7,000 年程度であったと推定されます。

⑥呉羽山断層帯 (図3. 4、3. 5)

呉羽山断層帯は、地震調査研究推進本部の長期評価では、北東端が海域まで延びる可能性があることから、長さ約 22 km 以上とされていますが、平成 23 年 5 月に発表された「呉羽山断層帯(海域部)成果報告書(富山大学、地域地盤環境研究所)」では、海域で実施した音波探査の結

果、海域部分の全長 12.7 km、総延長約 35 kmとされました。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層です。平均的な上下方向のずれの速度は 0.4～0.6m/千年程度、最新の活動は約 3,500 年前以後、7 世紀以前であった可能性があります。また、既往の研究成果による直接的なデータではありませんが、経験則から求めた 1 回のずれの量と平均的な上下方向のずれの速度に基づくと、平均活動間隔は 3,000～5,000 年程度であった可能性があります。

⑦庄川断層帯 (図 3. 6)

庄川断層帯は、石川県金沢市東部から、富山県旧福光町、旧上平村、岐阜県大野郡白川村、旧荘川村を経て、郡上市北部に至る断層帯で、加須良断層、白川断層、三尾河断層及び森茂断層から構成されます。全体の長さは約 67 km で、ほぼ北北西-南南東に延びており、左横ずれを主体とし、加須良断層では東側隆起成分、白川断層と三尾河断層では西側隆起成分を伴います。最新活動時期は 11 世紀以後、16 世紀以前と推定され、平均活動間隔は約 3,600～6,900 年の可能性があります。

⑧森本・富樫断層帯 (図 3. 7)

森本・富樫断層帯は、石川県河北郡津幡町から金沢市を経て白山市明島町付近 (旧石川郡鶴来町) に至る、長さ約 26 km の断層帯で、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層です。過去数十年間～数万年間においては、平均的な上下方向のずれの速度が概ね 1 m/千年程度であった可能性があります。最新の活動は、約 2,000 年前以後、4 世紀以前にあったと推定され、1 回の活動によるずれの量は 3 m 程度、そのうち上下成分は 2 m 程度であった可能性があります。平均的な活動間隔について直接的なデータは得られていませんが、1,700 年～2,200 年程度であった可能性があります。

⑨邑知瀧断層帯 (図 3. 8)

邑知瀧断層帯は、石川県七尾市から鹿島郡中能登町、羽咋市、羽咋郡宝達志水町を経て、かほく市に至る断層帯です。全体の長さは約 44 km で、ほぼ北東～南西方向に延びており、断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層です。平均的な上下方向のずれの速度は 0.4～0.8m/千年程度と推定され、最新活動時期は、約 3,200 年前以後、9 世紀以前と推定され、その際には、断層の南東側が相対的に 2～3 m 程度高まる段差や撓みが生じた可能性があります。平均活動間隔は 1,200～1,900 年程度であった可能性があります。なお、平成 22 年度に実施された「活断層の追加・補完調査」(「邑知瀧断層帯の活動性及び活動履歴調査(独立行政法人産業技術総合研究所)」)では、最新活動時期は、8～9 世紀以降、16 世紀以前の可能性があります、平均活動間隔は、800～1,500 年程度であるとされました。

※富山県地域防災計画(地震・津波災害編)第 1 章総則 P.19～

⑩糸魚川-静岡構造線断層帯 (図 3. 9、3. 10、3. 11、3. 12、3. 14)

糸魚川-静岡構造線断層帯は、長野県北部から諏訪湖付近を経由して山梨県南部にかけて延びる活断層帯である。

糸魚川-静岡構造線断層帯は、北は長野県北安曇郡小谷村付近から姫川に沿って南下し、白馬村、大町市、池田町、松川村、安曇野市、松本市、塩尻市、岡谷市を経由して、下諏訪町、諏訪

市、茅野市、富士見町、山梨県北杜市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町を通り、概ね富士川沿いに南下して早川町付近に至る、緩いS字を描いて北北西-南南東方向に延びる長さ約 158 k m の断層帯である。

糸魚川-静岡構造線断層帯は、構成する活断層の断層トレースの連続性、深部形状、活動形態、活動履歴等の特徴等に基づき、4つの区間に分割され、北から順に、長野県小谷村から安曇野市に至る長さ約 50 k m で東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層を主体とする北部区間（小谷-明科区間）、安曇野市から茅野市に至る長さ約 45 k m で左横ずれを主体とする中北部区間（明科-諏訪湖南方区間）、岡谷市から山梨県北杜市に至る長さ約 33 k m で左横ずれを主体とする中南部区間（諏訪湖北方-下葛木区間）、北杜市から早川町に至る長さ約 48 k m で西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層を主体とする南部区間（白州-富士見山（ふじみやま）区間）となる。

北部（小谷-明科）区間の最新活動時期は、約 1,300 年前以降、約 1,000 年前以前と推定され、西暦 762 年の地震（マグニチュード 7.0 以上）の可能性がある。平均的な活動間隔は 1,000 年-2,400 年程度と考えられる。平均的な上下方向のずれの速度は 1～3 m/千年程度と推定される。

中北部（明科-諏訪湖南方）区間の最新活動時期は、約 1,200 年前以降、約 800 年前以前と推定され、西暦 762 年もしくは 841 年（マグニチュード 6.5 以上）の地震の可能性もある。平均的な活動間隔は 600～800 年程度と考えられ、平均的な左横ずれの速度は 9 m/千年程度と推定される。

中南部（諏訪湖北方-下葛木）区間の最新活動時期は、約 1,300 年前以降、約 900 年前以前と推定され、西暦 762 年もしくは 841 年の地震の可能性もある。平均的な活動間隔は 1,300 年-1,500 年程度と考えられる。平均的な左横ずれの速度は 5～6 m/千年程度と推定される。

西暦 762 年の地震が本断層帯の活動であった場合、北部（小谷-明科）区間と中北部（明科-諏訪湖南方）区間が同時に活動した可能性もある。

南部（白州-富士見山）区間では、最新活動時期は約 2,500 年前以降、約 1,400 年前以前と推定される。平均的な活動間隔は 4,600 年-6,700 年程度と推定される。平均的な左横ずれの速度は 1 m/千年程度と推定される。

⑪南海トラフ（図 3. 15）

南海トラフは、日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数 cm 割合で沈み込んでいる場所であり、この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界にはひずみが蓄積されている。過去 1,400 年間を見ると、南海トラフでは約 100～200 年の間隔で蓄積されたひずみを解放する大地震が発生しており、近年では、昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海地震（1946 年）がこれに当たる。昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから 70 年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。

また、令和 6 年 8 月 8 日に日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震が発生し、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模時地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まったと考え

られたことから、気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。

⑫日本海側の海域の主要な活断層（図3. 16）

国の地震調査研究推進本部が令和6年8月に公表した日本海側の主要な活断層は以下のとおりである。

図中の番号	活断層のくくり	評価単位区間	長さ (km)	マグニチュード (M)
1	沖ノ礁北方断層		25	7.2 程度
2	経ヶ岬沖断層		36	7.4 程度
3	小浜沖断層		33	7.4 程度
4	浦島礁北方北断層		40	7.5 程度
5	若狭海丘列北縁断層		21	7.0 程度
6	越前岬西方沖北断層		38	7.5 程度
7	浦島礁北東断層		23	7.1 程度
8-1	ゲンタツ瀬・大グリ南東縁断層帯	ゲンタツ瀬区間	20	7.0 程度
8-2		大グリ区間	35	7.4 程度
8		全体	52	7.7 程度
9	加佐ノ岬沖断層		25	7.2 程度
10	羽咋沖東断層		30	7.3 程度
11	羽咋沖西断層		21	7.0 程度
12	内灘沖断層		29	7.3 程度
13	海士岬沖東断層		21	7.0 程度
14-1	門前断層帯	門前沖区間	23	7.1 程度
14-2		海士岬沖区間	18	6.9 程度
14		全体	38	7.5 程度
15	沖ノ瀬東方断層		35	7.4 程度
16-1	能登半島北岸断層帯	猿山沖区間	24	7.1 程度
16-2		輪島沖区間	23	7.1 程度
16-3		珠洲沖区間	47	7.6 程度
16		全体	94	7.8～8.1 程度
17	輪島はるか沖断層		24	7.1 程度
18	能登半島北方沖断層		31	7.3 程度
19-1	舳倉島近海断層帯	南西区間	41	7.5 程度
19-2		北東区間	23	7.1 程度
19		全体	64	7.8 程度
20-1	七尾湾東方断層帯	大泊鼻沖区間	25	7.2 程度
20-2		城ヶ崎沖区間	21	7.0 程度
20		全体	43	7.6 程度
21	飯田海脚南縁断層		31	7.3 程度
22	富山トラフ西縁断層		61	7.8 程度
23-1	上越沖断層帯	親不知沖区間	24	7.1 程度
23-2		鳥ヶ首沖区間	44	7.6 程度
23-3		上越海盆南縁区間	28	7.2 程度
23		全体	86	7.8～8.1 程度
24	名立沖断層		31	7.3 程度
25	上越海丘東縁断層		25	7.2 程度

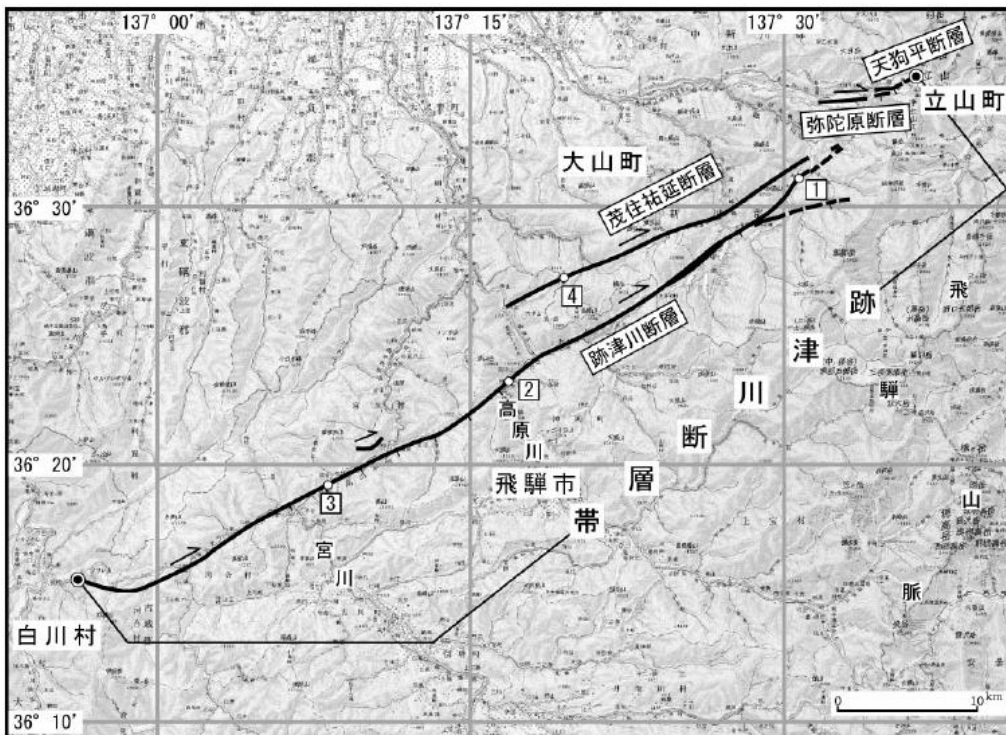
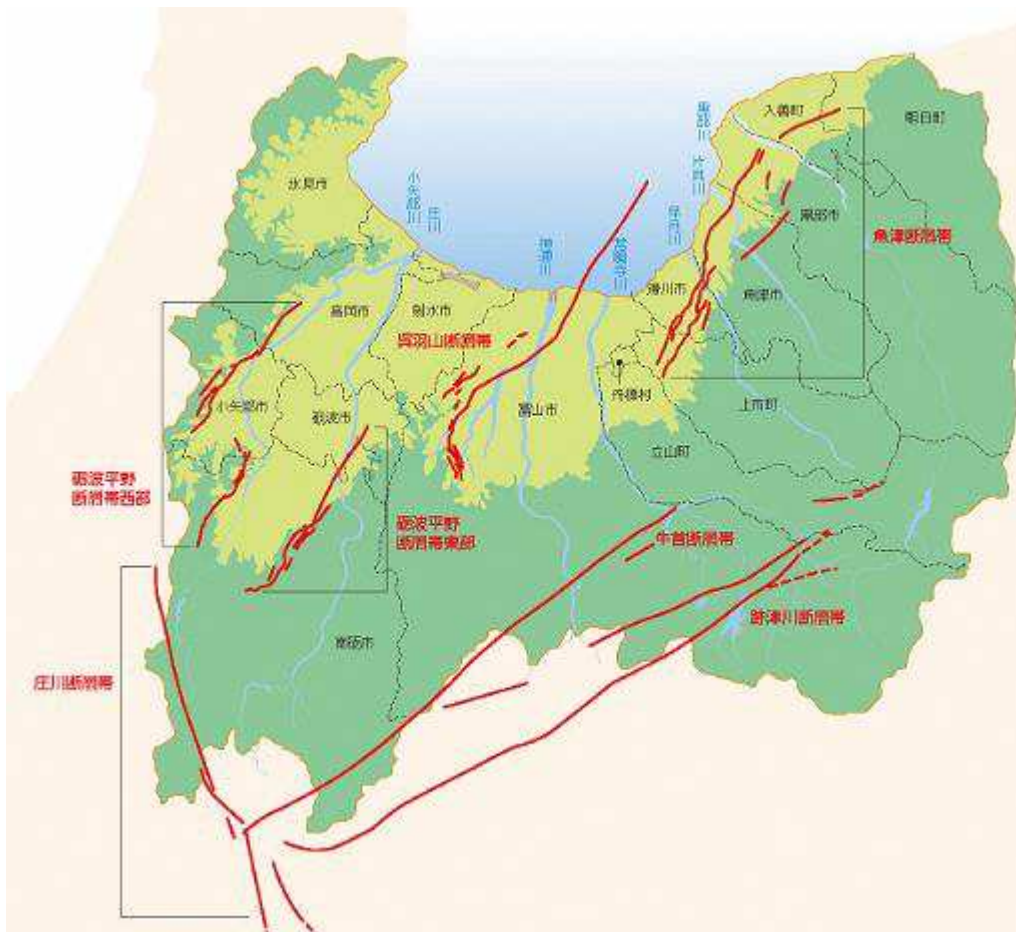


図 3. 1 跡津川断層帯分布図

(『跡津川断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)

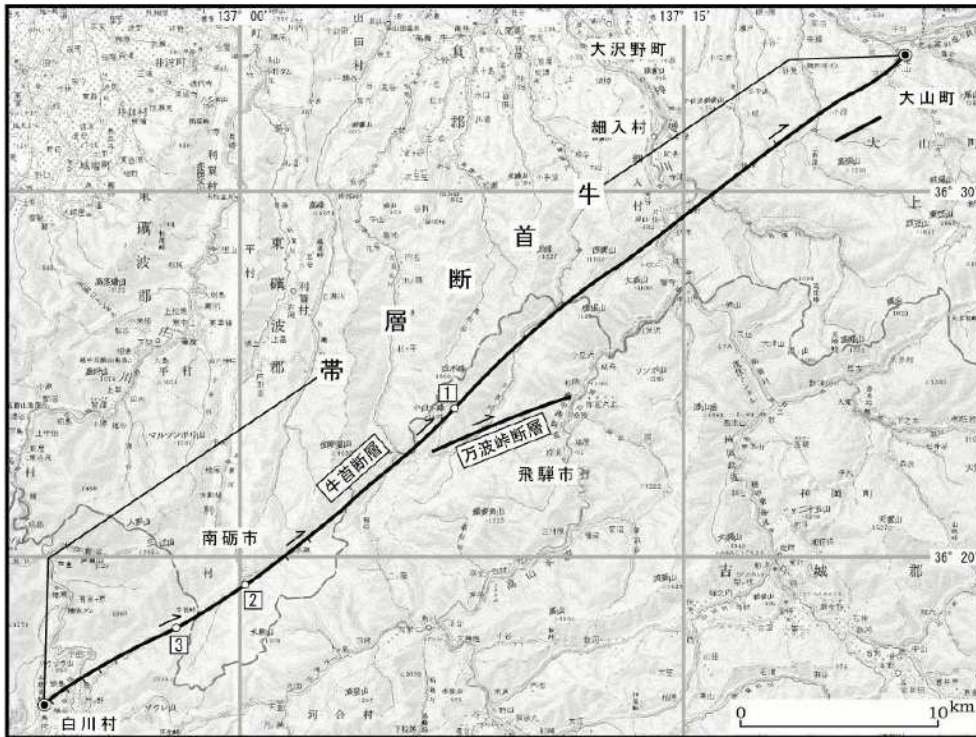


図 3. 2 牛首断層帯分布図

(『牛首断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)

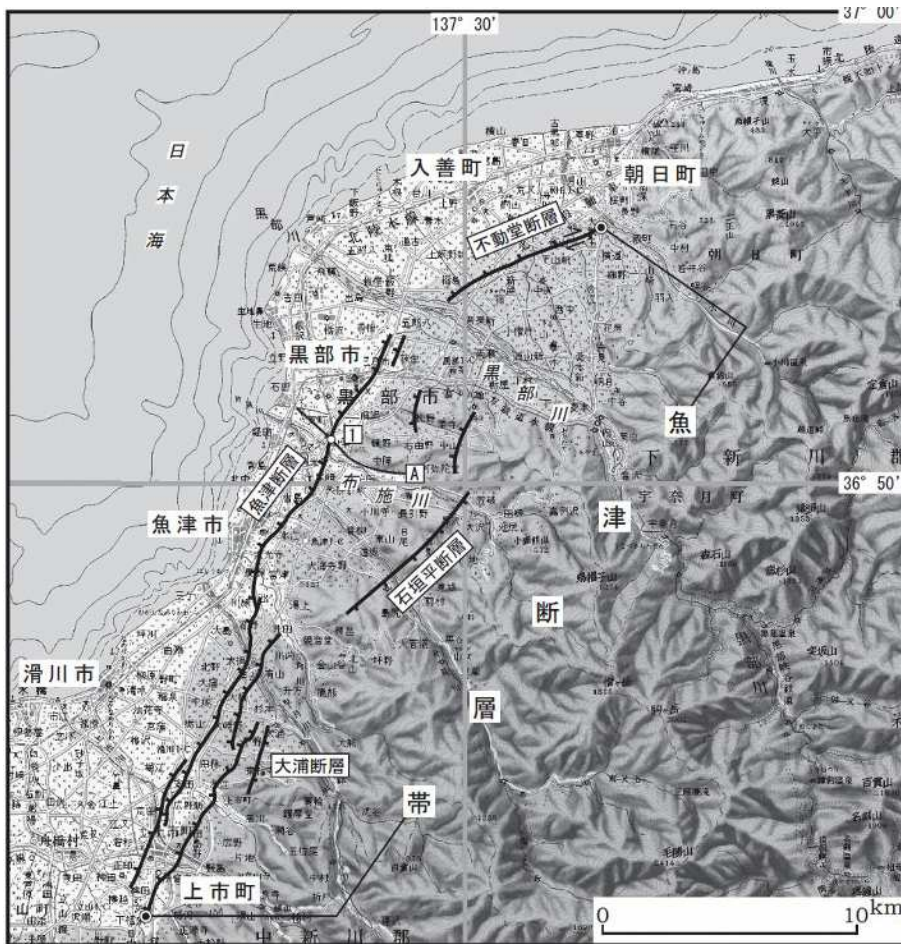


図 3. 3 魚津断層帯分布図

(『魚津断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)

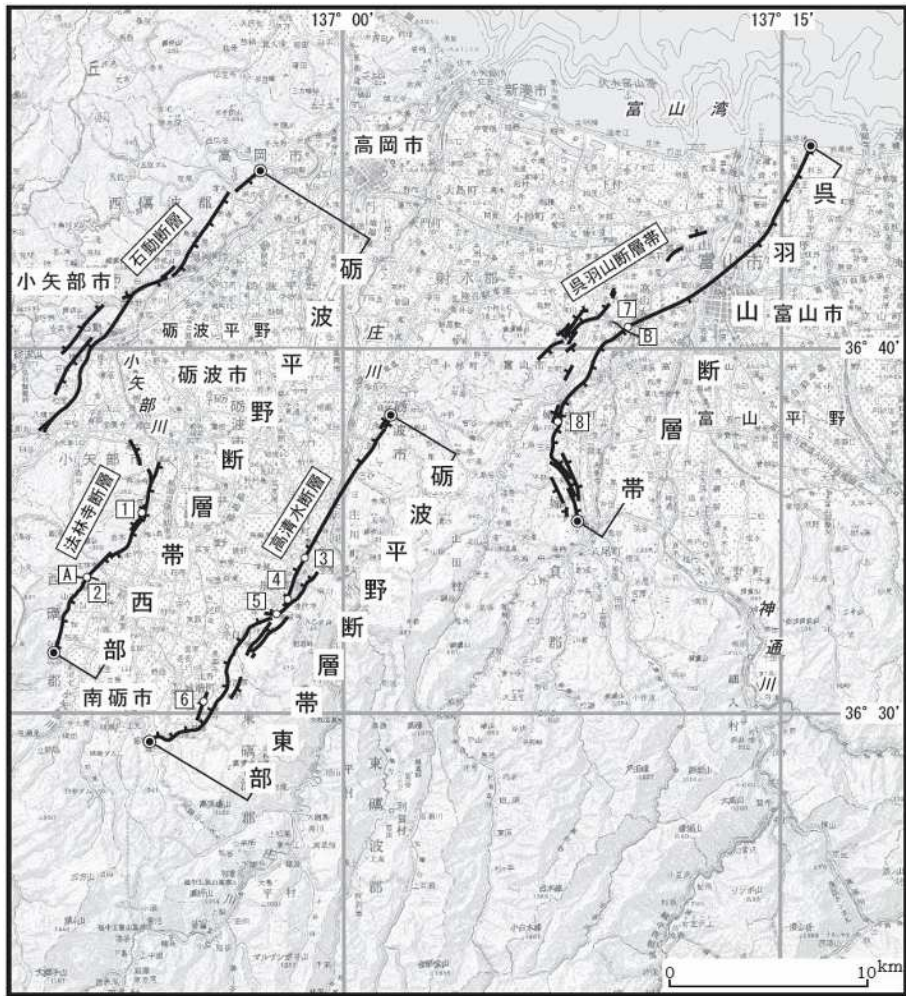


図 3. 4 砺波平野断層帯、呉羽山断層帯分布図

(『砺波平野断層帯、呉羽山断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)

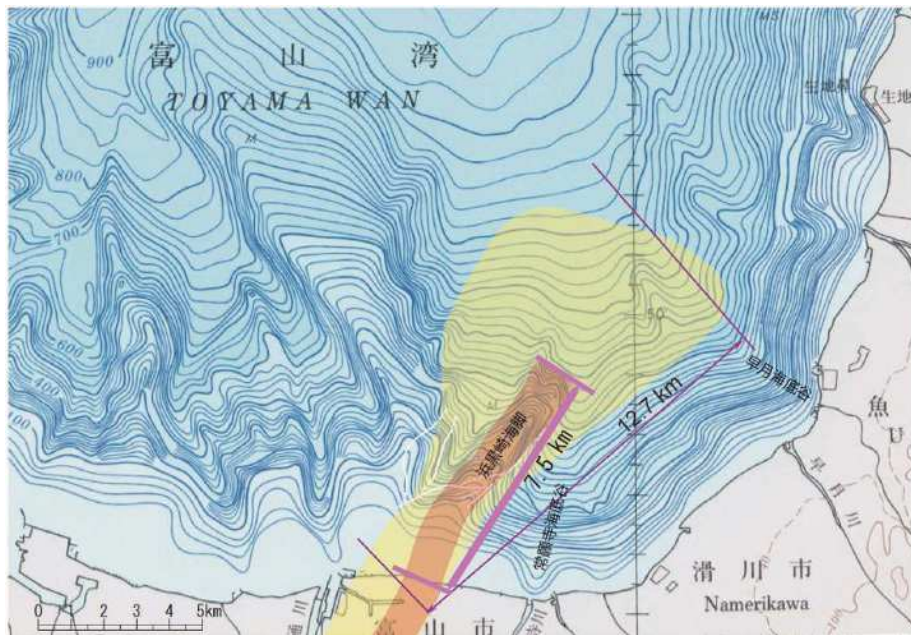


図 3. 5 呉羽山断層帯分布図 (海域部)

(『沿岸海域における活断層調査 呉羽山断層帯 (海域部)』富山大学地域地盤環境研究所)

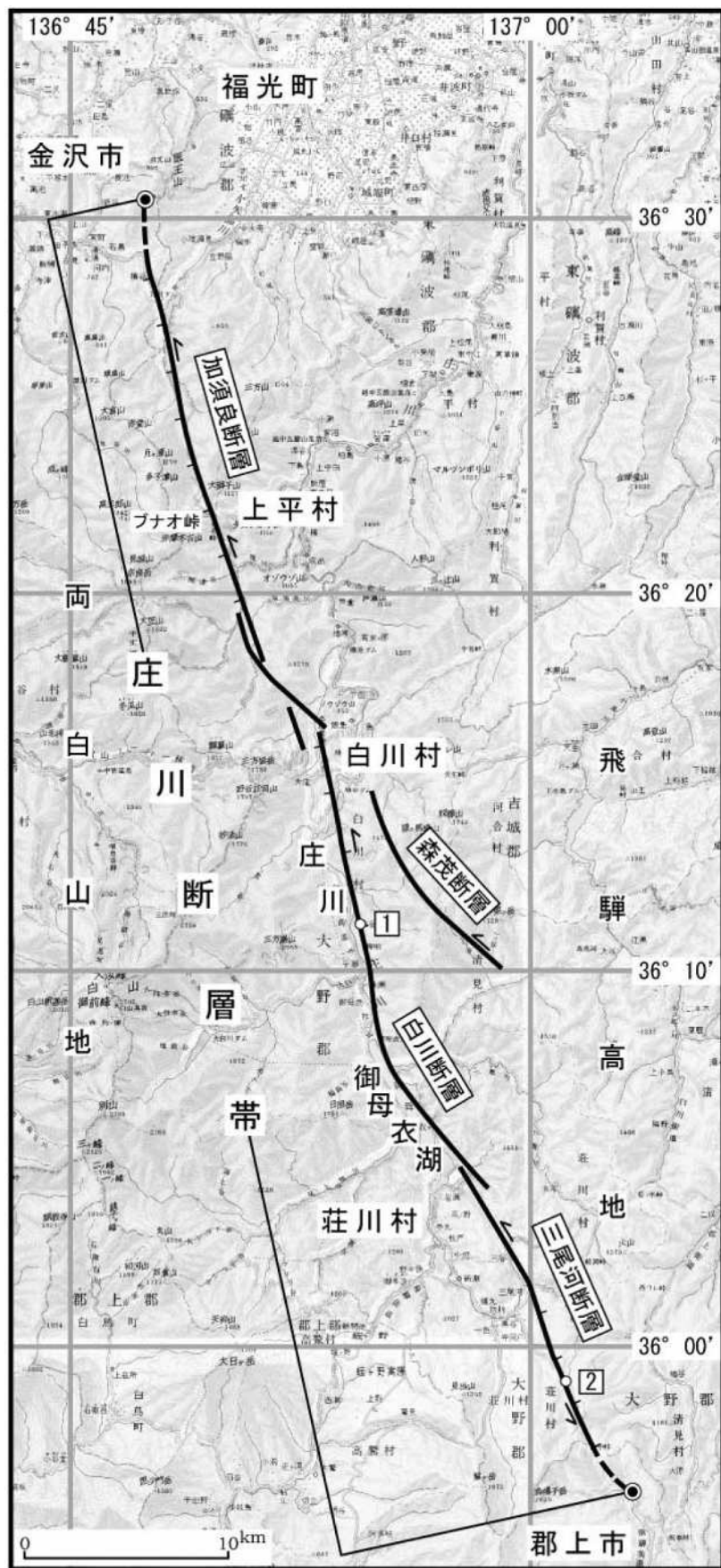


図 3. 6 庄川断層帯分布図

(『庄川断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)

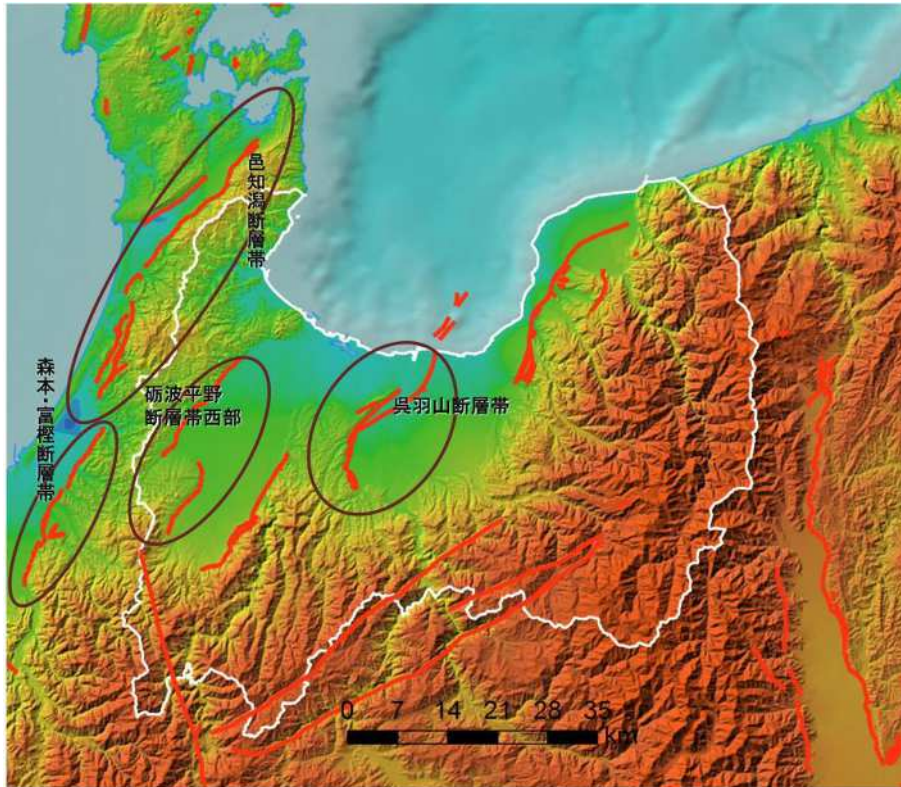


図 3. 7 森本・富樫断層帯分布図

(『森本・富樫断層帯の長期評価 (一部改訂) について』地震調査研究推進本部)

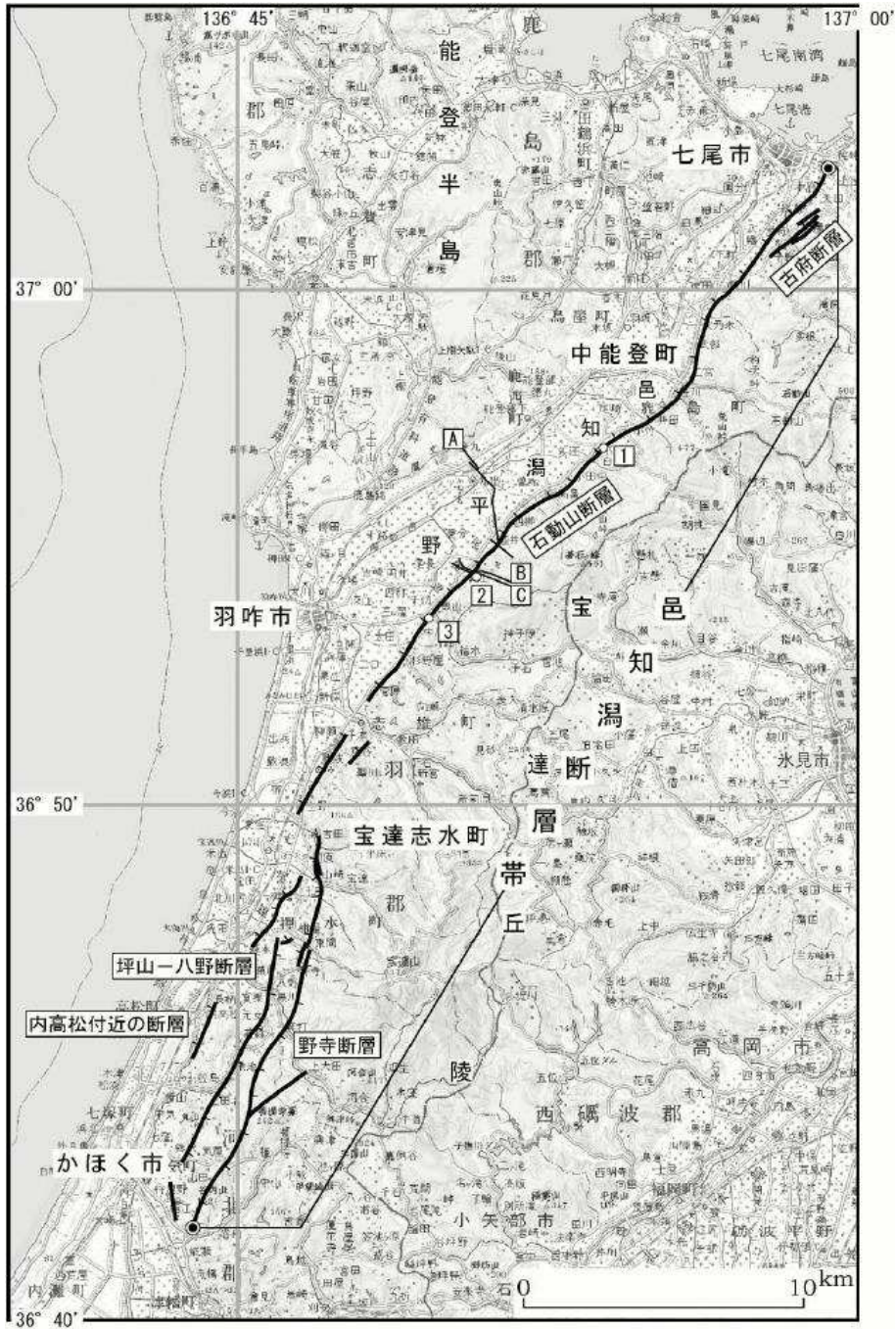


図 3. 8 邑知瀧断層帯分布図

(『邑知瀧断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)

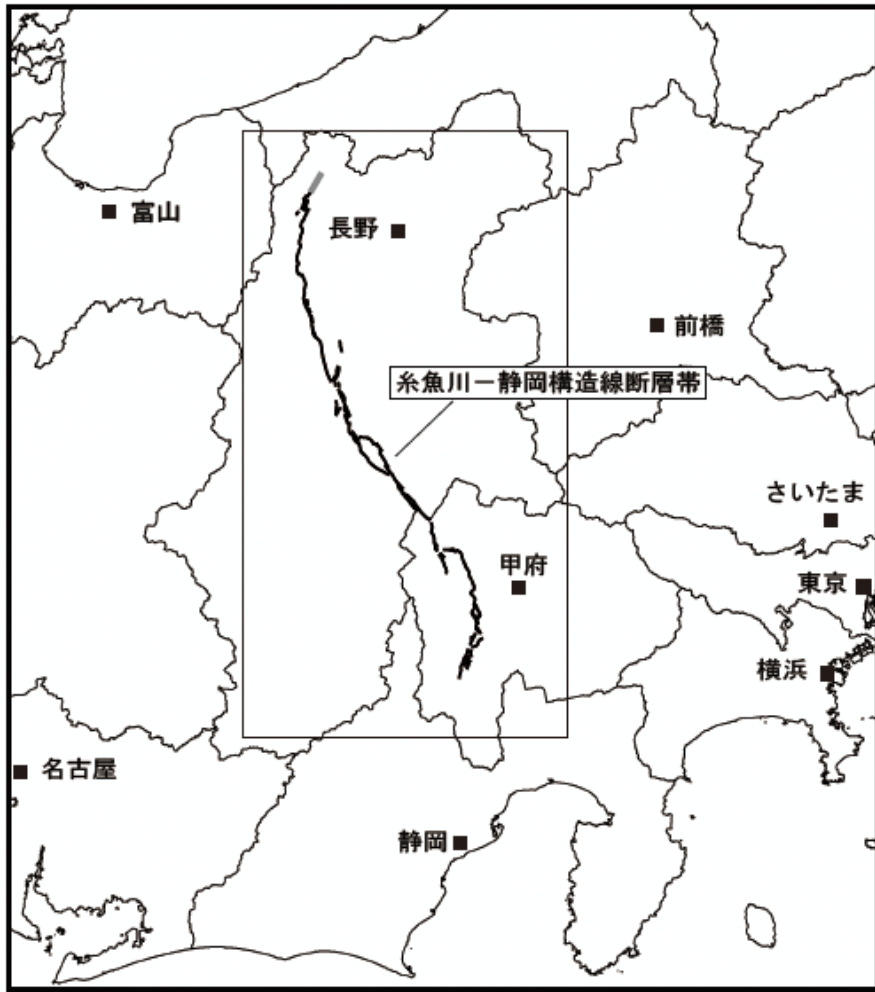


図3.9 糸魚川 静岡構造線断層帯分布図 (広域)

(『糸魚川-静岡構造線断層帯』地震調査研究推進本部)

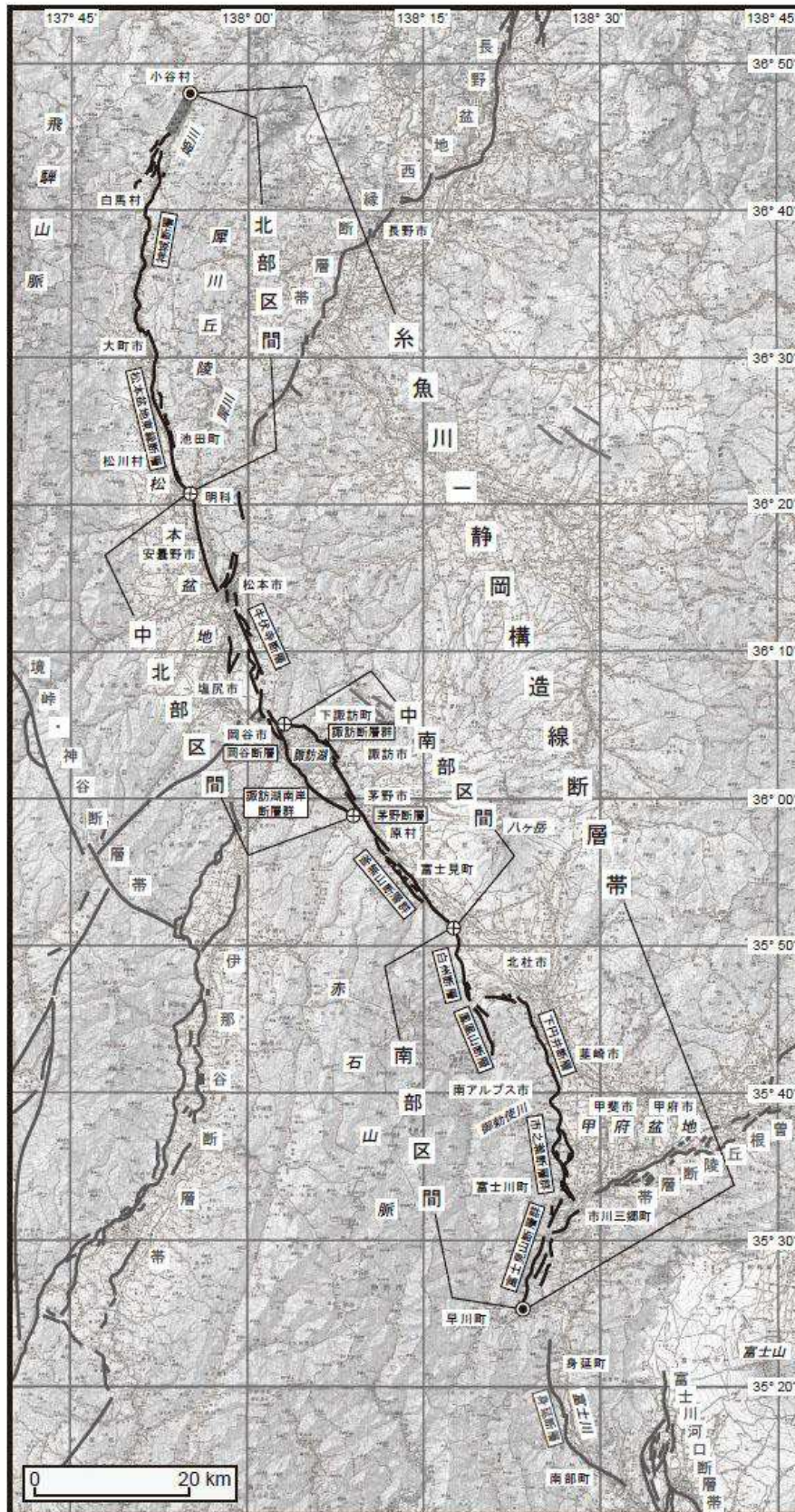


図 3. 10 糸魚川 静岡構造線断層帯分布図

(『糸魚川-静岡構造線断層帯』地震調査研究推進本部)

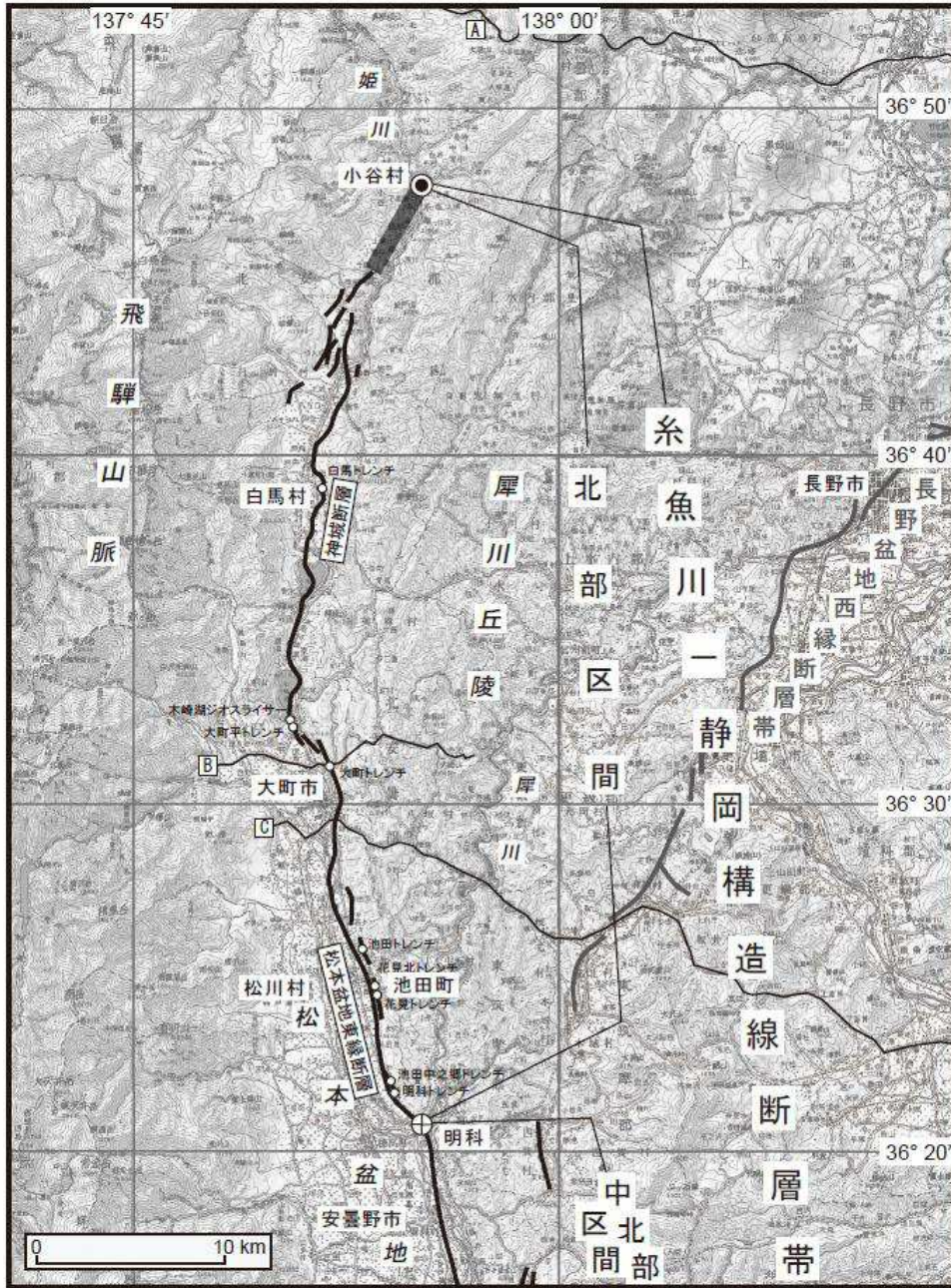


図 3. 1 1 糸魚川 静岡構造線断層帯分布図（北部区間）

（『糸魚川－静岡構造線断層帯』地震調査研究推進本部）

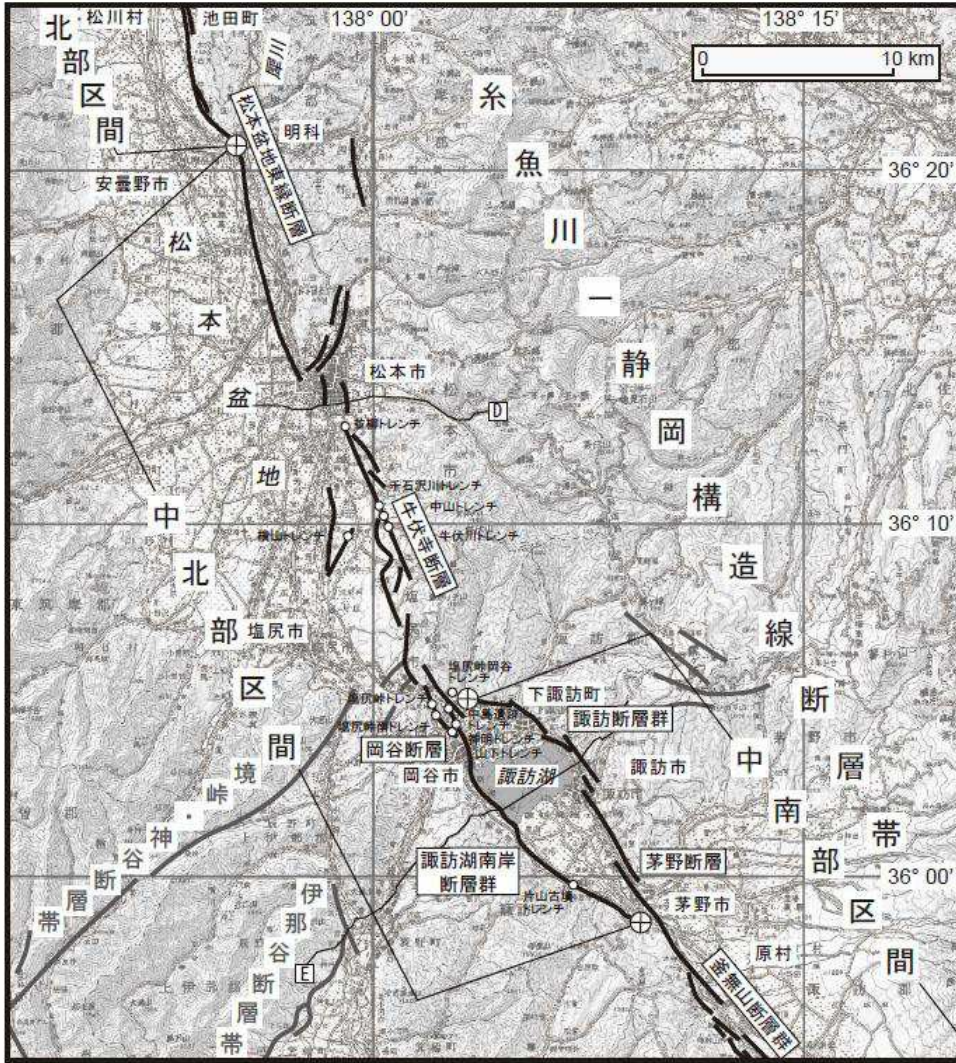


図3. 12 糸魚川 静岡構造線断層帯分布図（中北部区間）

（『糸魚川－静岡構造線断層帯』地震調査研究推進本部）

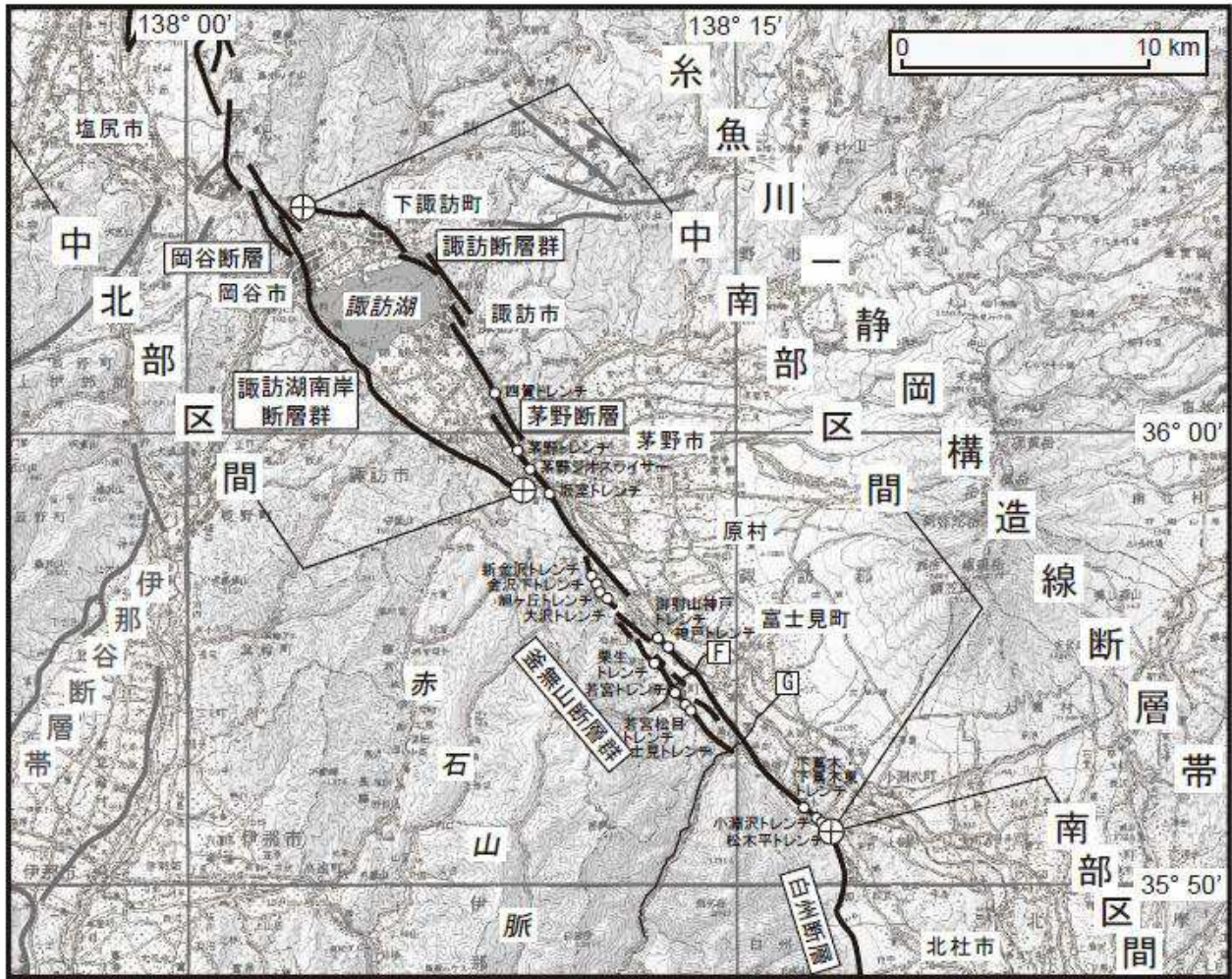


図3. 13 糸魚川 静岡構造線断層帯分布図（中南部区間）

〔糸魚川－静岡構造線断層帯〕地震調査研究推進本部

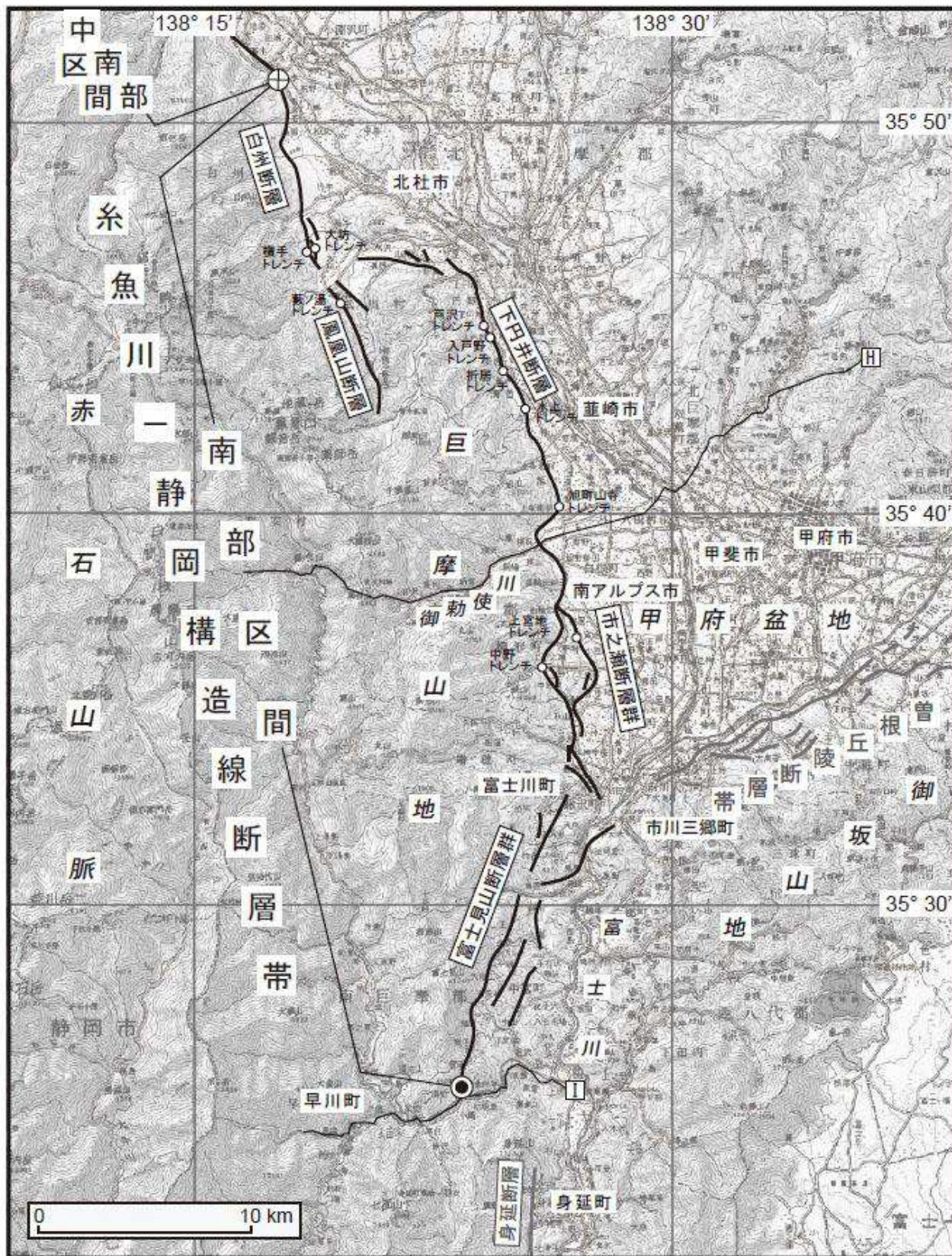


図3. 14 糸魚川 静岡構造線断層帯分布図 (南部区間)

(『糸魚川－静岡構造線断層帯』地震調査研究推進本部)

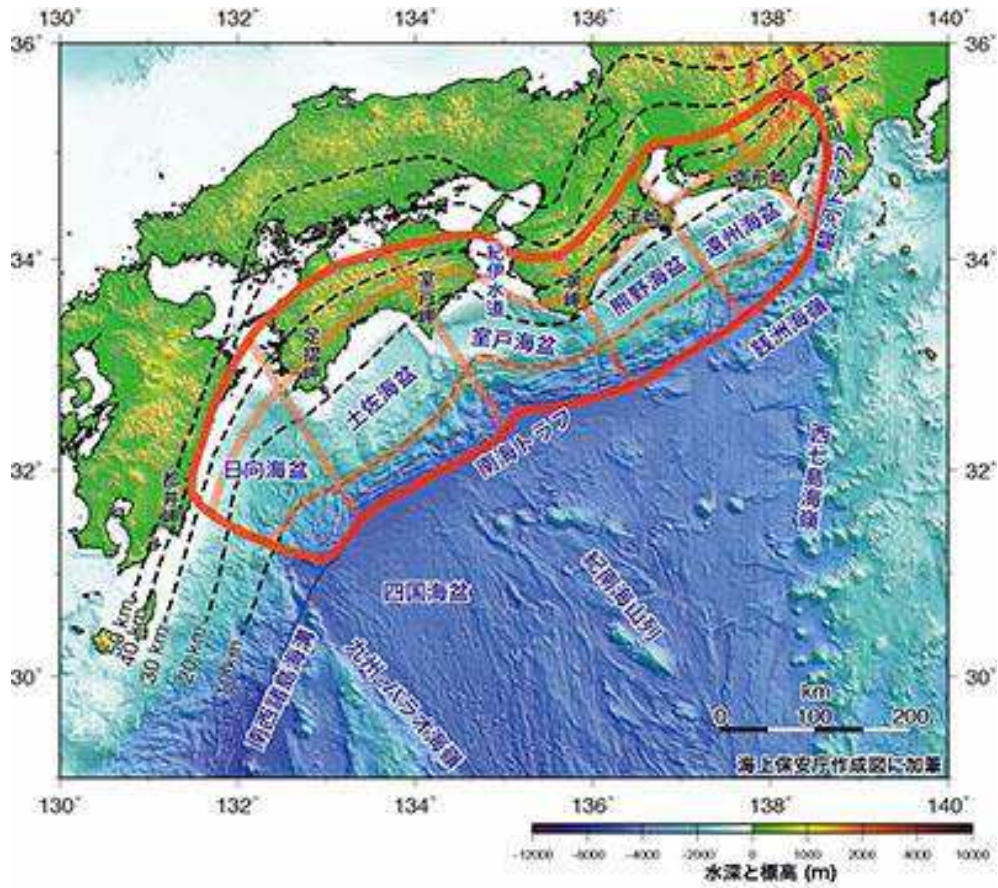


図3. 15 南海トラフの評価対象領域とその分け

(『南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)』地震調査研究推進本部)

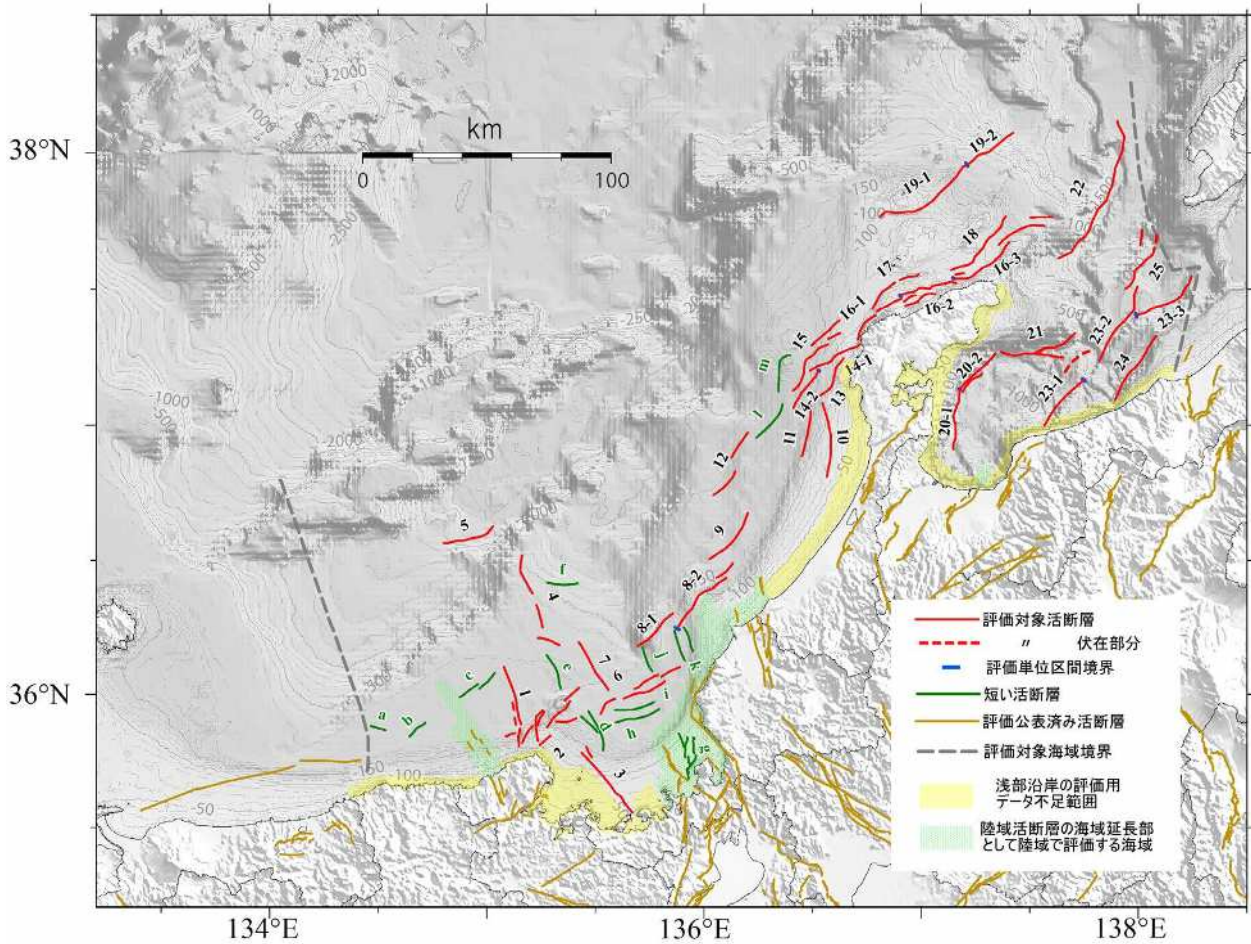


図3. 16 日本海側の海域活断層の分布（評価対象活断層）

『日本海側の海域活断層の長期評価—兵庫 県北方沖～新潟県上越地方沖—（令和6年8月版）』地震調査研究推進本部

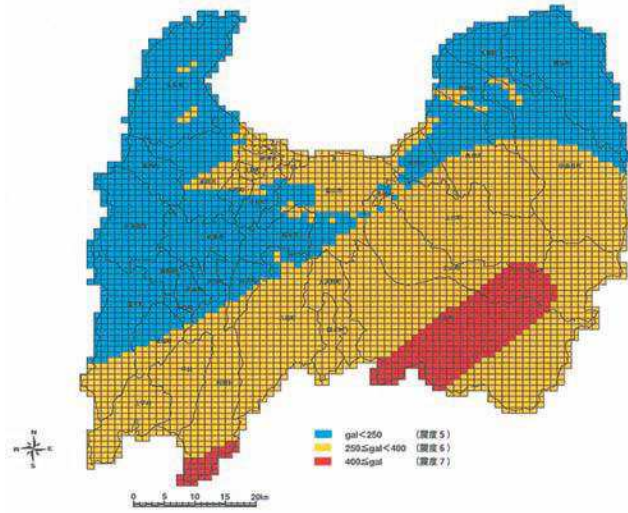


图 4. 1 跡津川断層地震予測震度分布

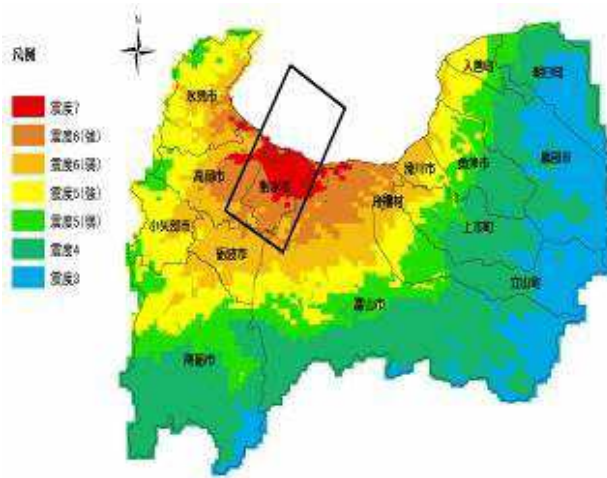


图 4. 2 吳羽山断層地震予測震度分布

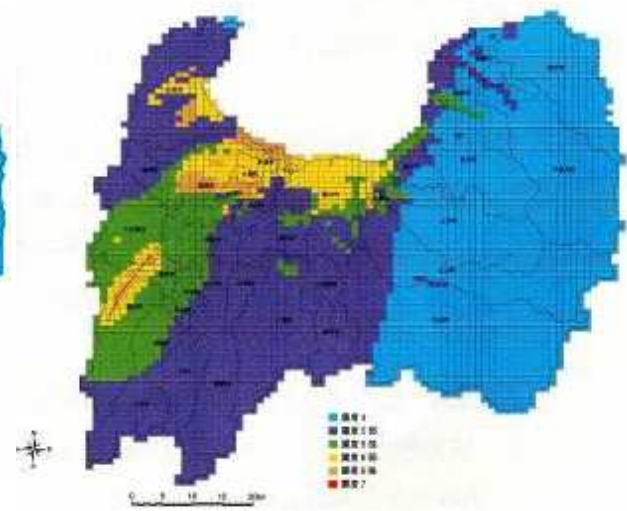


图 4. 3 法林寺断層地震予測震度分布

图 4. 1 『地震調査報告書（平成 8 年）』（富山県）

图 4. 2 『富山県地震被害想定等調査業務（平成 23 年）』（富山県）

图 4. 3 『地震調査報告書（平成 13 年）』（富山県）

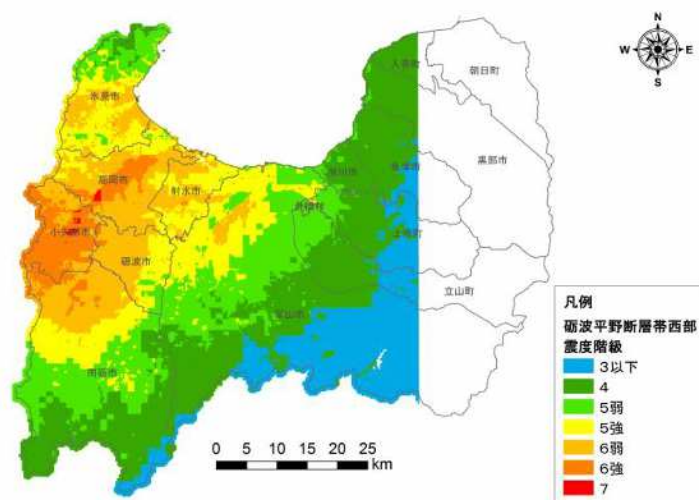


图 4. 4 砺波平野断層帯西部地震予想震度分布

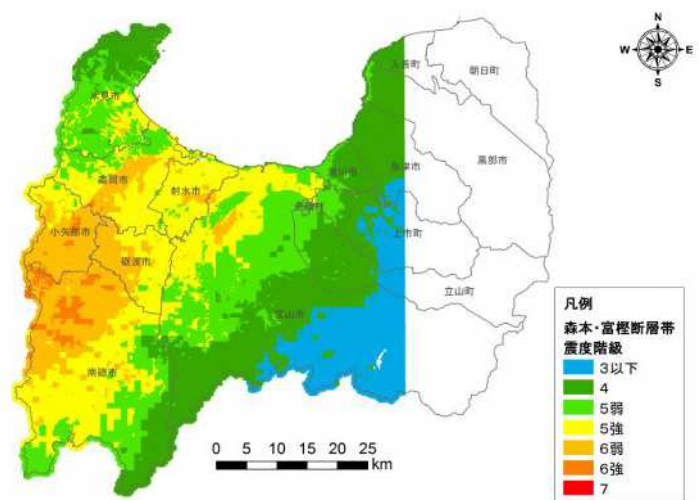


图 4. 5 森本・富樫断層帯地震予想震度分布

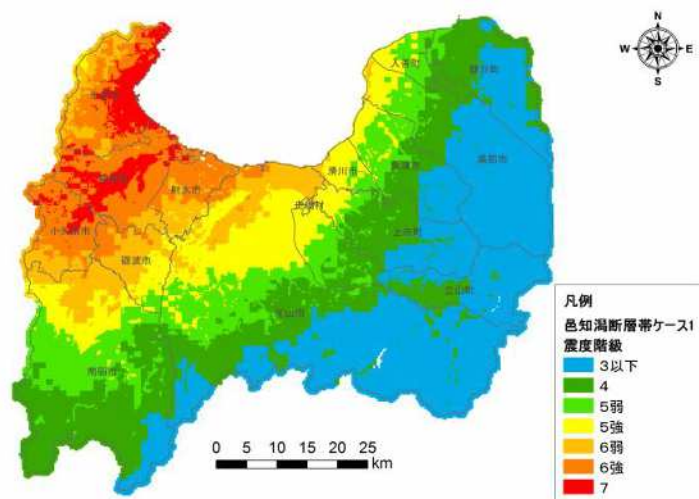


图 4. 6 邑知瀧断層帯ケース1地震予想震度分布

图 4. 4～图 4. 6 『富山県地震被害想定等調査業務（平成 29 年）』（富山県）

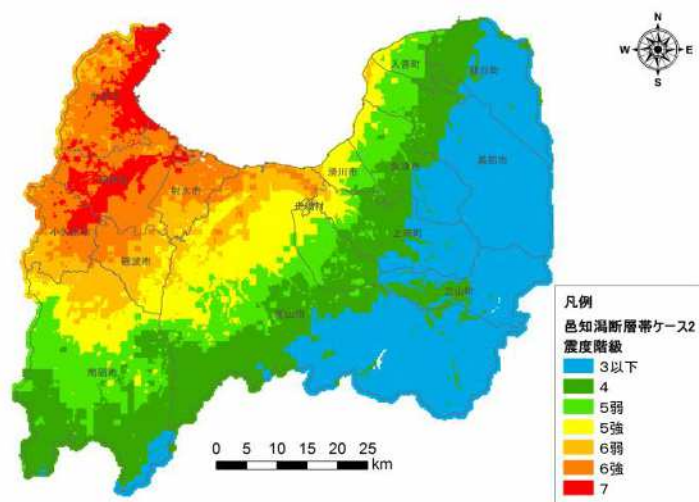


図 4. 7 邑知瀉断層帯ケース 2 地震予想震度分布

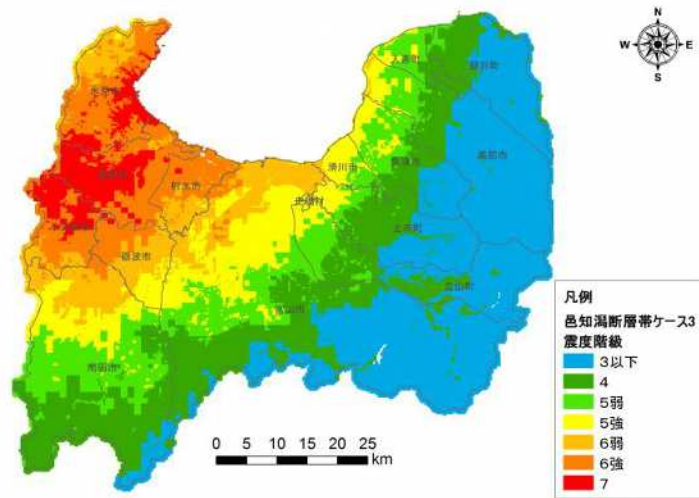


図 4. 8 邑知瀉断層帯ケース 3 地震予想震度分布

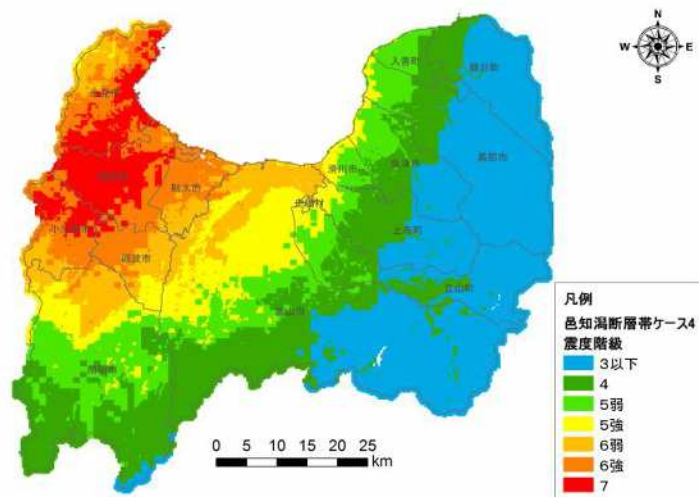


図 4. 9 邑知瀉断層帯ケース 4 地震予想震度分布

図 4. 7～図 4. 9 『富山県地震被害想定等調査業務（平成 29 年）』（富山県）

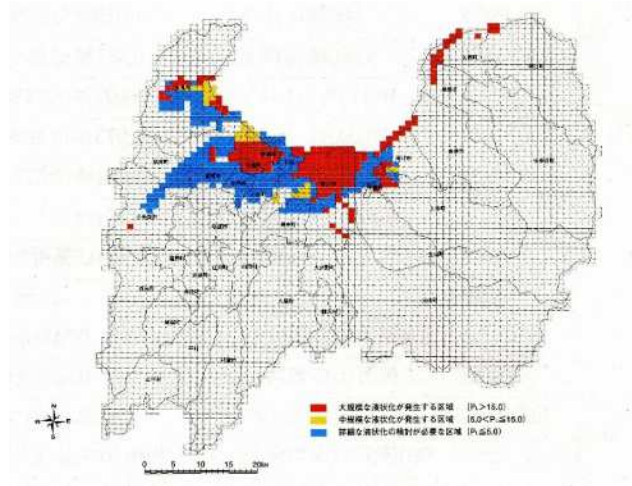


图 5. 1 『地震調査報告書（平成 8 年）』（富山県）

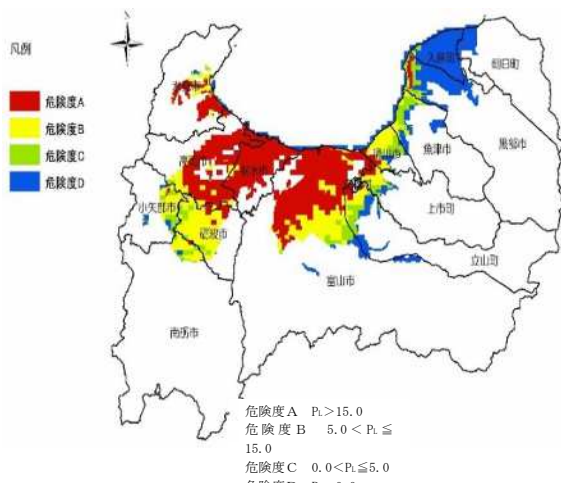


图 5. 2 吳羽山断層地震液状化判定結果図

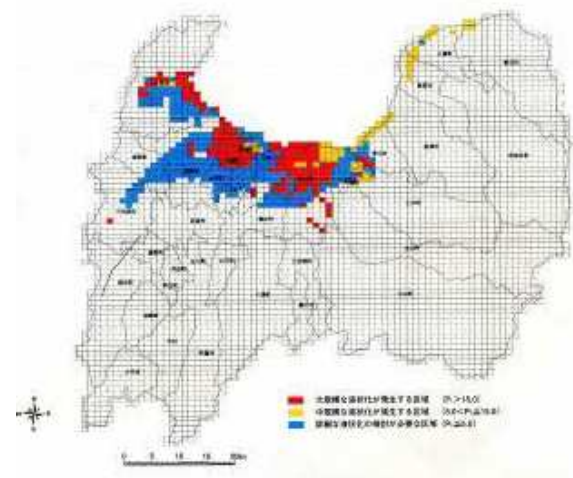


图 5. 3 法林寺断層地震液状化判定結果

図

图 5. 1 『地震調査報告書（平成 8 年）』（富山県）

图 5. 2 『富山県地震被害想定等調査業務（平成 23 年）』（富山県）

图 5. 3 『地震調査報告書（平成 13 年）』（富山県）

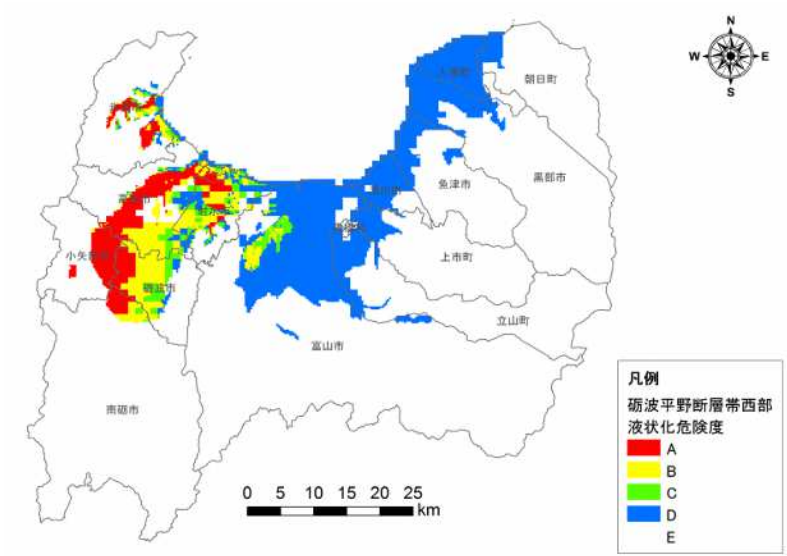


図5. 4 砺波平野断層帯西部の地震による液状化危険度

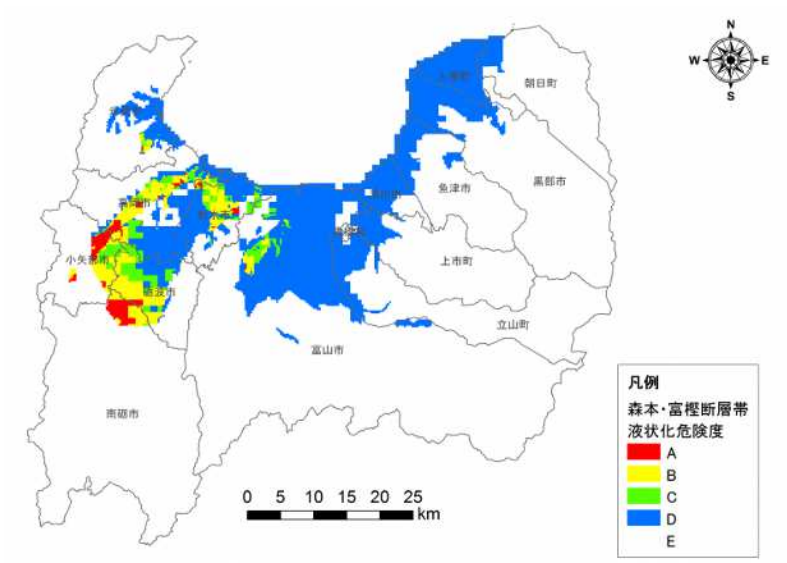


図5. 5 森本・富樫断層帯の地震による液状化危険度

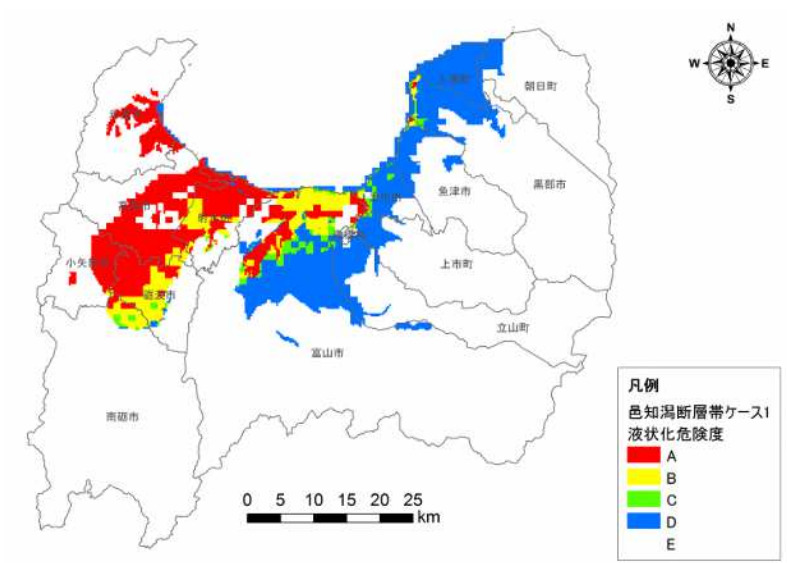


図5. 6 邑知潟断層帯ケース1の地震による液状化危険度

図5. 4～図5. 6 『富山県地震被害想定等調査業務（平成29年）』（富山県）

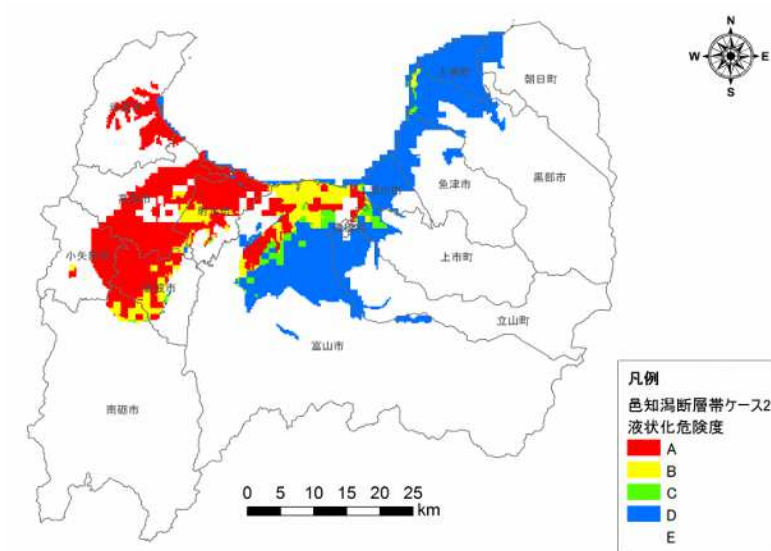


図5. 7 色知潟断層帯ケース2の地震による液状化危険度

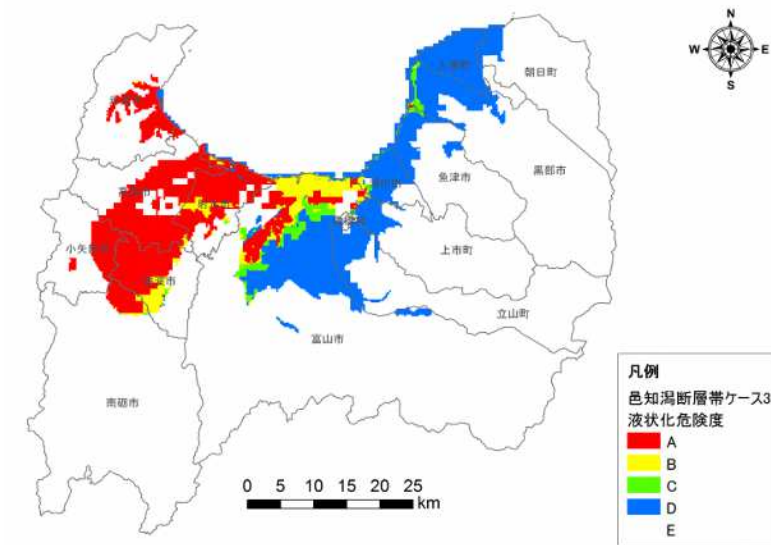


図5. 8 色知潟断層帯ケース3の地震による液状化危険度

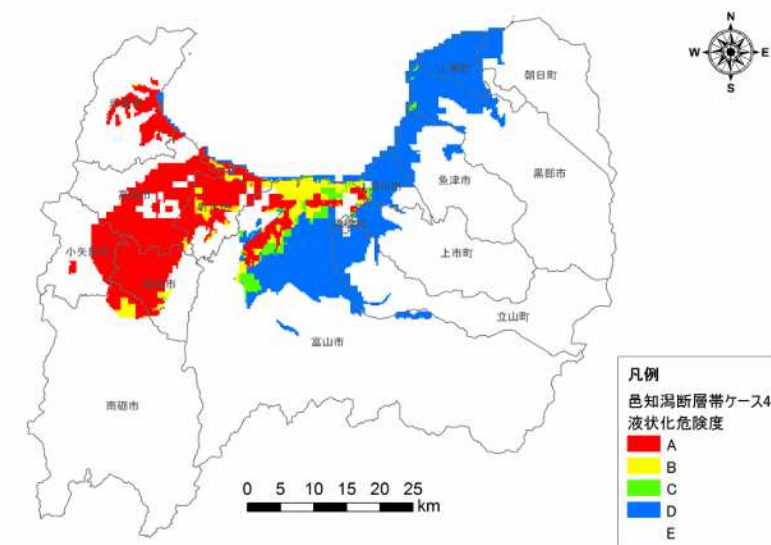


図5. 9 色知潟断層帯ケース4の地震による液状化危険度

図5. 7～図5. 9 『富山県地震被害想定等調査業務（平成29年）』（富山県）

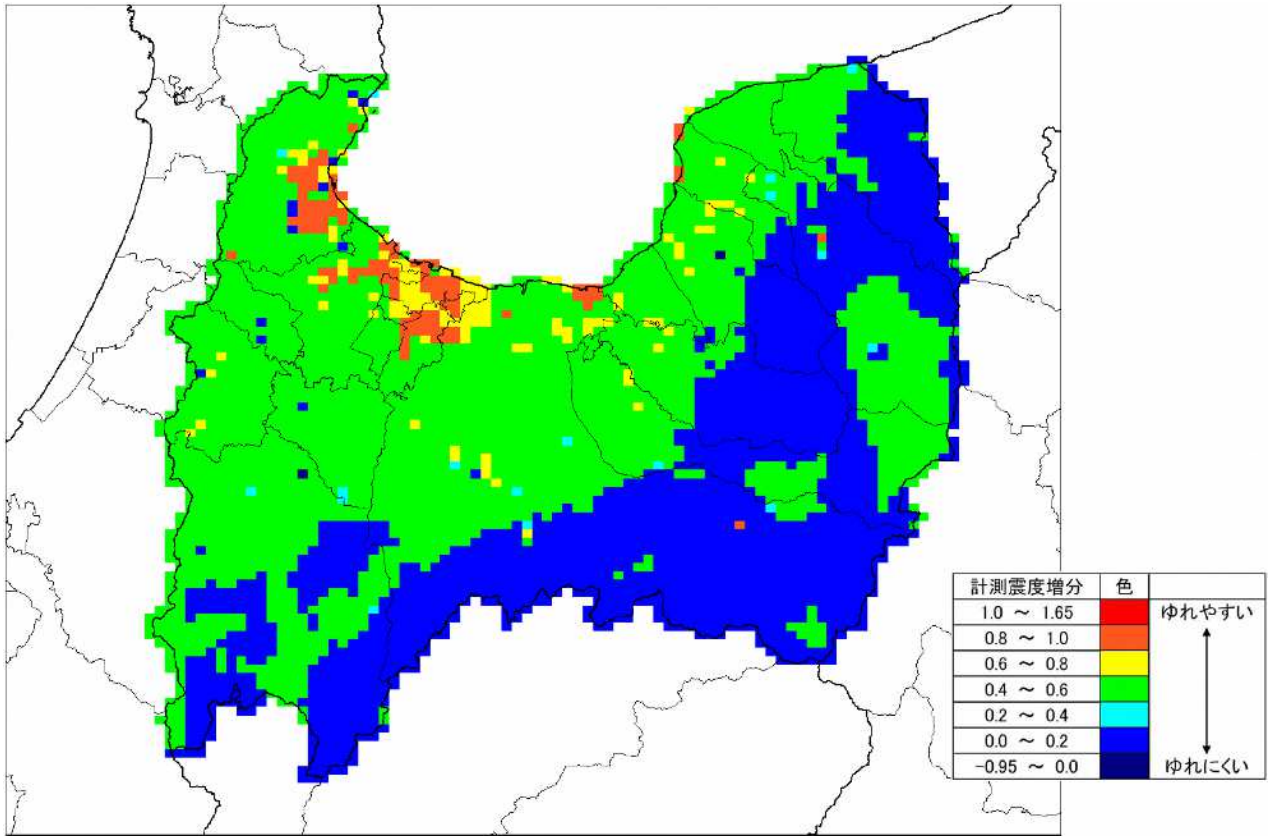


図 表層地盤のゆれやすさ（富山県）

『表層地盤のゆれやすさ全国マップ』（内閣府）

資料3 「富山県緊急輸送道路」の路線名、起点及び終点

第1次緊急輸送通路一覧表

出典：富山県地域防災計画（資料編）（令和7年3月修正）6.都市防災環境に関する資料

R6.4.1

道路種別		番号	路線名	延長 (km)	備考 (管理主体等)
自動車専用道	1		北陸自動車道	100.3	
	2		東海北陸自動車道	33.0	
	3		能越自動車道	43.8	直轄30.1、公社13.7
小計			177.1		
一般国道	1		8号	97.5	直轄(能越、福岡ICアクセス含)
	2		41号	34.6	直轄
	3		156号	42.4	直轄28.6、砺13.8
	4		160号	26.2	直轄
	5		304号	20.5	砺
	6		359号	1.9	砺
	7		415号	1.6	氷
	8		471号	1.6	小
	9		472号	7.6	高
小計			233.9		
主要地方道	1	1	富山魚津線	0.3	富
	2	3	富山立山魚津線	2.2	富1.6、立0.6
	3	15	立山水橋線	3.8	立
	4	20	砺波福光線	9.7	砺
	5	24	伏木港線	1.0	高
	6	30	富山港線	7.3	富
	7	32	小矢部伏木港線	1.7	高
	8	41	新湊平岡線	6.3	富
	9	42	小矢部福光線	5.5	小
	10	51	菟輪滑川インター線	2.3	新
	11	52	石垣魚津インター線	0.6	新
	12	53	若栗生地線	3.8	入
	13	55	富山空港線	1.7	富
	14	56	富山環状線	1.4	富
	15	57	高岡環状線	1.5	高
	16	63	入善宇奈月線	2.2	入
	17	70	万尾脇方線	1.1	氷
	18	76	氷見惣領志雄線	0.8	氷
小計			53.2		
一般県道	1	148	上市水橋線	2.0	立
	2	296	仏生寺太田線	1.7	氷
	3	304	鹿西氷見線	0.4	氷
	4	361	五十里氷見線	0.7	氷
小計			4.8		

第1次緊急輸送通路一覧表

R6.4.1

道路種別	番号	路線名	延長 (km)	備考 (管理主体等)
その他	1	県庁線	1.1	富山市道
	2	第2工業センター1号線	0.8	"
	3	流杉16号線	0.2	"
	4	高側道5号線	0.1	"
	5	流杉17号線	0.1	"
	6	流杉インター1号線	0.4	"
	7	流杉インター2号線	0.2	"
	8	草島東3号線	0.9	"
	9	区画街路第2010号線	0.2	" (一方通行)
	10	栗山吉倉線	0.5	"
	11	二ツ塚辻線	1.7	立山町道
	12	女川新浦田線	0.1	"
	13	氷見北インター1号線	0.2	氷見市道
	14	氷見北インター2号線	0.2	"
	15	氷見北インター3号線	0.2	"
	16	氷見北インター4号線	0.2	"
	17	氷見南インター1号線	0.2	"
	18	氷見南インター2号線	0.2	"
	19	氷見南インター3号線	0.2	"
	20	氷見南インター4号線	0.2	"
	21	環状南線	1.9	"
	22	北八代堀田線	1.7	"
	23	臨港道路西線	2.7	港湾 (新港)
	24	臨港道路北線	2.0	"
	25	臨港道路1号線	0.4	港湾 (伏木)
	26	臨港道路2号線	1.1	"
	27	臨港道路伏木外港線	2.1	"
	28	臨港道路伏木万葉2号線	0.3	"
小計			20.1	
合計	61		489.1	

第2次緊急輸送通路一覧表

R6. 4. 1

道路種別		番号	路線名	延長 (km)	備考 (管理主体等)
一般国道	1		156号	21.3	砺
	2		304号	10.3	砺
	3		359号	40.2	富 16.0、砺 12.9、小 11.3
	4		360号	4.7	富
	5		415号	52.1	富 9.8、高 26.4、立 1.0、氷 14.9
	6		471号	57.0	富 4.9、砺 35.8、小 16.3
	7		472号	19.3	富
小計			204.9		
主要地方道	1	1	富山魚津線	5.4	新
	2	2	魚津生地入善線	7.5	入 3.9、新 3.6
	3	3	富山立山魚津線	6.9	立
	4	4	富山上市線	7.9	富 1.2、立 6.7
	5	6	富山立山公園線	47.5	富 6.0、立 41.5
	6	7	富山八尾線	1.9	富
	7	11	新湊庄川線	6.8	高 6.8
	8	13	朝日宇奈月線	11.9	入
	9	14	黒部宇奈月線	11.9	入
	10	15	立山水橋線	0.9	立
	11	16	砺波小矢部線	8.4	砺 4.1、小 4.3
	12	20	砺波福光線	1.4	砺
	13	21	井波城端線	8.1	砺
	14	23	高岡停車場線	0.4	高
	15	25	砺波細入線	0.5	富
	16	27	金沢井波線	10.3	砺
	17	31	小杉婦中線	0.9	高
	18	33	金山谷田方町線	0.4	新
	19	35	立山山田線	15.7	富 15.0、立 0.7
	20	40	高岡庄川線	2.7	高 0.3、砺 2.4
	21	41	新湊平岡線	4.6	富 2.2、高 2.4
	22	42	小矢部福光線	8.3	小
	23	43	富山上滝立山線	12.6	富 12.1、立 0.5
	24	44	富山高岡線	19.2	富 8.5、高 10.7
	25	46	上市北馬場線	0.2	立
	26	48	福光福岡線	0.9	小
	27	51	養輪滑川インター線	1.0	新
	28	52	石垣魚津インター線	1.5	新
	29	53	若栗生地線	3.7	入
	30	56	富山環状線	10.3	富
	31	57	高岡環状線	4.6	高
	32	58	高岡小杉線	9.3	高
	33	59	富山庄川線	5.5	富
	34	60	入善朝日線	0.4	入
	35	61	滑川上市線	1.1	新
	36	62	富山小杉線	1.0	富
	37	65	富山大沢野線	1.4	富
	38	68	富山外郭環状線	0.5	富
小計			243.5		

第2次緊急輸送通路一覧表

R6. 4. 1

道路種別		番号	路線名	延長 (km)	備考 (管理主体等)
一般県道	1	120	六天天神新線	0.7	入
	2	122	石田前沢線	0.9	入
	3	124	本野三日市線	0.5	入
	4	128	阿弥陀堂魚津停車場線	1.1	新
	5	129	魚津停車場線	0.4	新
	6	135	富山滑川魚津線	16.5	新 12.2、立 4.3
	7	137	堀江魚津線	0.4	新
	8	147	立山舟橋線	0.3	立
	9	150	魚津入善線	12.5	新 2.5、入 10.0
	10	151	辻滑川線	0.2	新
	11	167	日中五百石線	1.0	立
	12	205	練合宮尾線	0.9	富
	13	207	四方新中茶屋線	0.8	富
	14	208	小竹諏訪野川原線	1.0	富
	15	247	中川南町線	0.8	高
	16	270	今石動上野本線	0.1	小
	17	277	福野城端線	3.7	砺
	18	279	安居福野線	1.7	砺
	19	280	井波福野線	0.9	砺
	20	302	氷見港氷見停車場線	0.5	氷
	21	314	沓掛魚津線	0.8	入
	22	320	古鹿熊滑川線	1.1	新
	23	371	本町高木出線	1.2	砺
小計				48.0	
その他	1		泊桜町線	1.4	朝日町道
	2		新堂中新線	2.3	黒部市道
	3		南線	1.2	黒部市道
	4		高登線	0.1	入善町道
	5		住吉町三ヶ線	0.3	魚津市道
	6		魚津中央線	0.6	〃
	7		経田海岸線	0.8	〃 (経田漁港施設内道路0.3km含)
	8		経田漁港4号線	0.3	〃
	9		経田臨港線	0.5	〃
	10		魚津駅中川線	0.2	〃
	11		滑川中央線	1.4	滑川市道
	12		滑川富山線	2.3	〃
	13		駅南区画54号線	0.4	〃
	14		東中野新道源寺線	1.6	立山町道
	15		千寿ヶ原口一タリ一線	0.3	〃
	16		正印新・北島南線	1.3	上市町道
	17		法音寺・横越線	0.5	〃
	18		綾田北代線	1.7	富山市道
	19		富山駅北線	0.3	〃
	20		境野新池多線	0.2	〃
	21		杉谷平岡線	0.4	〃
	22		境野新19号線	0.1	〃

第2次緊急輸送通路一覧表

R6. 4. 1

道路種別	番号	路線名	延長 (km)	備考 (管理主体等)
	23	総曲輪線	0.3	〃
	24	草島東線	2.4	〃
	25	草島東2号線	1.1	〃
	26	下轡田西本郷線	1.4	〃
	27	田島宮ヶ島線	0.9	〃
	28	宮ヶ島添島線	0.5	〃
	29	花崎馬瀬口線	0.2	〃
	30	上富居42号線	0.1	〃
	31	大泉太郎丸線	0.1	〃
	32	堀川西177号線	0.2	〃
	33	牛島15号線	0.1	〃
	34	牛島城川原線	0.1	〃
	35	牛島新町桜町線	0.4	〃
	36	羽広二丁目南幸町線	1.4	高岡市道
	37	高岡砺波インター線	0.9	〃
	38	下黒田京田線	0.2	〃
	39	南部105号線	1.2	〃
	40	下黒田7号線	0.2	〃
	41	佐野下黒田線	0.7	〃
	42	六家佐野線	2.4	〃
	43	広小路中川一丁目線	0.2	〃
	44	宝町10号線	0.3	〃
	45	大門針原線	2.2	射水市道
	46	港町善光寺線	0.7	〃
	47	大島北野鷺塚線	0.7	〃
	48	高木新開発線	0.3	〃
	49	新町漁港線	0.1	氷見市道
	50	中村深江線	1.5	砺波市道
	51	栄町中神線	2.6	〃
	52	春日町永福町線	0.1	〃
	53	二日町広安線	1.0	南砺市道
	54	桜ヶ池クアガーデン線	0.2	〃
	55	国広南原線	1.2	〃
	56	立野原藁谷線	1.9	〃
	57	臨港道路富山新港東西線	3.6	港湾(新港)
	58	臨港道路北1号線	0.2	港湾(魚津港)
	59	宮崎漁港臨港道路	0.3	漁港(宮崎漁港)
	60	氷見漁港臨港道路	0.3	漁港(氷見漁港)
	61	立山有料道路	14.4	道路公社
小計			64.8	
合計	129		561.2	上位路線の重複を除いた路線数 110

第3次緊急輸送通路一覧表

R6.4.1

道路種別		番号	路線名	延長 (km)	備考 (管理主体等)
一般国道	1		415号	0.5	富 0.1、立 0.4
	2		472号	0.8	高
小計				1.3	
主要地方道	1	1	富山魚津線	10.2	富 8.6、立 1.6
	2	2	魚津生地入善線	10.3	入
	3	3	富山立山魚津線	19.3	立 6.5、富 4.6、新 8.2
	4	7	富山八尾線	10.3	富
	5	9	富山戸出小矢部線	18.3	富 0.8、高 13.0、砺 1.3、小 3.2
	6	11	新湊庄川線	16.8	高 6.6、砺 10.2
	7	15	立山水橋線	6.3	立
	8	18	氷見田鶴浜線	2.5	氷
	9	22	富山停車場線	0.3	富
	10	24	伏木港線	1.9	高
	11	25	砺波細入線	3.6	砺
	12	27	金沢井波線	5.2	砺
	13	29	高岡羽咋線	3.9	高
	14	31	小杉婦中線	5.0	富2.9、高2.1
	15	32	小矢部伏木港線	16.3	高 14.6、小 1.7
	16	35	立山山田線	8.5	富
	17	40	高岡庄川線	1.5	砺
	18	41	新湊平岡線	0.2	富
	19	48	福光福岡線	12.4	高 3.0、砺 6.5、小 2.9
	20	51	菟輪滑川インター線	0.5	新
	21	52	石垣魚津インター線	2.0	新
	22	57	高岡環状線	4.2	高
	23	60	入善朝日線	9.0	入
	24	62	富山小杉線	6.7	富
	25	64	高岡氷見線	1.5	高
	26	65	富山大沢野線	2.9	富
	27	67	宇奈月大沢野線	3.0	新
	28	68	富山外郭環状線	13.9	富 5.3、立 8.6
	29	69	富山笹津線	10.3	富
	30	71	池尻福野線	3.5	砺
	31	72	坪野小矢部線	1.1	砺
	32	73	高岡青井谷線	2.7	高
	33	75	押水福岡線	1.1	高
小計				215.2	

第3次緊急輸送通路一覧表

R6. 4. 1

道路種別		番号	路線名	延長 (km)	備考 (管理主体等)
一般県道	1	125	福平石田線	0.8	入
	2	137	堀江魚津線	1.6	新
	3	157	寺坪上市線	4.0	立
	4	161	岩峠寺大石原水橋線	0.5	立
	5	172	八幡田稲荷線	8.0	富
	6	204	小杉本江線	0.7	高
	7	208	小竹諏訪川原線	0.8	富
	8	220	下瀬小倉線	2.6	富
	9	245	中道国分線	0.3	高
	10	247	中川南町線	0.9	高
	11	341	八尾大沢野線	1.3	富
	12	361	五十里氷見線	0.2	高
	13	365	流杉町袋線	1.6	富
	14	366	西大森前沢線	0.6	立
	15	367	串田新黒河線	3.8	高
	16	371	本町高木出線	1.5	砺
	17	373	藪田下田子線	3.7	氷
	18	377	小杉吉谷線	7.1	富 3.2、高 3.9
小計				40.0	
その他	1		山崎南保線	6.9	朝日町道
	2		愛本新25号線	0.4	黒部市道
	3		山田浦山線	9.9	"
	4		中陣2号線	0.2	"
	5		石田企業団地線	0.6	"
	6		舟見横断線	1.0	入善町道
	7		新屋横断線	2.5	"
	8		入善駅国道線	0.8	"
	9		横枕有山線	5.3	魚津市道
	10		布施川小川寺線	0.6	"
	11		吉野川縁線	0.4	"
	12		吉野6号線	0.2	"
	13		吉野7号線	0.2	"
	14		大窪栗山線	0.3	滑川市道
	15		本江栗山線	6.9	"
	16		坂井沢大清水線	1.8	立山町道
	17		坂井沢本線	0.4	"
	18		坂井沢白岩線	2.3	"
	19		前沢中央線	1.2	"
	20		曾我線	0.3	"
	21		広野新女川線	6.7	上市町道
	22		正印新北島南線	1.7	"
	23		上栄城村線	3.1	富山市道
	24		大泉稲荷町線	0.4	"
	25		神通町蜷川線	3.6	"
	26		富山駅東線	0.4	"
	27		富山駅西線	0.3	"

第3次緊急輸送通路一覧表

R6.4.1

道路種別	番号	路線名	延長 (km)	備考 (管理主体等)
	28	神通町安養坊線	0.9	〃
	29	総曲輪線	0.8	〃
	30	古沢医業大線	1.1	〃
	31	青島小倉線	4.6	〃
	32	新保10号線	0.8	〃
	33	水橋滑川線	0.5	〃
	34	速星堀線	1.1	〃
	35	砂子田下井沢線	0.6	〃
	36	速星萩島線	0.7	〃
	37	臨空工業団地線	0.3	〃
道路種別	番号	路線名	延長 (km)	備考 (管理主体等)
	38	保内神通線	2.5	〃
	39	工業団地線	0.5	〃
	40	四方荒屋西岩瀬線	0.7	〃
	41	四方荒屋草島線	0.1	〃
	42	五十里西海老坂線	1.5	高岡市道
	43	北島駅南一丁目線	3.0	〃
	44	南部105号線	0.4	〃
	45	戸出西部金屋戸出石代1	0.2	〃
	46	戸出西部金屋16号線	0.2	〃
	47	戸出石代戸出西部金屋1号線	0.8	〃
	48	大江479号線	0.4	射水市道
	49	朴木赤井線	1.1	〃
	50	金山343号線	0.6	〃
	51	金山315号線	0.2	〃
	52	金山359号線	0.2	〃
	53	北八代堀田線	8.8	氷見市道
	54	堀田五十里線	2.7	〃
	55	五郎丸高堀線	1.8	砺波市道
	56	中神東宮森線	0.5	〃
	57	高堀太美山線	8.9	南砺市道
	58	五郎丸臼谷線	0.4	小矢部市道
	59	臼谷末友線	0.5	〃
	60	フロンティアパーク1号線	0.3	〃
	61	臨港道路東線	2.1	港湾(新港)
	62	臨港道路3号線	1.9	港湾(伏木)
小計			110.1	
合計	115		366.6	上位路線の重複を除いた路線数 85

センター・事務所別緊急輸送道路一覧表

R6. 4. 1

事務所名：新川

優先次数：1次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
51	1	菟輪滑川インター線	滑川市金屋	滑川市稲泉	2.3	4	
52	1	石垣魚津インター線	魚津市印田	魚津市本江	0.6	4	
県管理国道							
主要地方道	2				2.9		
一般県道							
その他							
1次合計	2				2.9		

優先次数：2次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
1	1	富山魚津線	滑川市坪川	魚津市住吉	5.4	2	
2	1	魚津生地入善線	魚津市港町	魚津市経田西町	3.4	2	
			魚津市寿町	魚津市浜経田	0.2	2	
							2小計 3.6
33	1	金山谷田方町線	魚津市新角川	魚津市新宿	0.4	2	
51	1	菟輪滑川インター線	滑川市稲泉	滑川市法花寺	0.5	4	
			滑川市法花寺	滑川市上小泉	0.5	2	
							51小計 1.0
52	1	石垣魚津インター線	魚津市本江	魚津市中央通	1.5	2	
61	1	滑川上市線	滑川市加島町	滑川市下梅沢	1.1	2	
128	1	阿弥陀堂魚津停車場線	魚津市吉島	魚津市上村木	0.4	2	
			魚津市上村木	魚津市釈迦堂	0.7	4	
							128小計 1.1
129	1	魚津停車場線	魚津市港町	魚津市末広町	0.4	2	
135	1	富山滑川魚津線	滑川市江尻	滑川市上小泉	2.2	2	
			滑川市上小泉	魚津市江口	10	2	
							135小計 12.2
137	1	堀江魚津線	魚津市上口	魚津市新角川	0.4	2	
150	1	魚津入善線	魚津市江口	魚津市木下新	2.5	2	
151	1	辻滑川線	滑川市加島町	滑川市加島町	0.2	2	
320	1	古鹿熊滑川線	滑川市柳原	滑川市坪川	1.1	2	
			滑川市上小泉	滑川市吾妻町	1.4	4	滑川市道
	1	滑川富山線	滑川市中中原	滑川市加島町	2.3	2	〃
	1	駅南区画54号線	滑川市柳原	滑川市柳原	0.4	2	〃
	1	住吉町三ヶ線	魚津市住吉	魚津市新住吉	0.3	2	魚津市道
	1	魚津中央線	魚津市新宿	魚津市末広町	0.6	2	〃
	1	経田海岸線	魚津市経田西町	魚津市東町	0.8	2	〃(経田漁港施設内道路0.3km含)
	1	経田漁港4号線	魚津市東町	魚津市東町	0.3	2	〃
	1	経田臨港線	魚津市東町	魚津市寿町	0.5	2	〃
	1	魚津駅中川線	魚津市釈迦堂	魚津市釈迦堂	0.2	2	〃
	1	臨港道路北1号線	魚津市釈迦堂	魚津市釈迦堂	0.2	2	

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
県管理国道							
主要地方道	6				13.0		
一般県道	7				17.9		
その他	10				7.0		
2次合計	23				37.9		

優先次数：3次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
3	1	富山立山魚津線	滑川市寺町	滑川市三ヶ	8.2	2	
51	1	菟輪滑川インター線	滑川市改養寺	滑川市金屋	0.5	4	
52	1	石垣魚津インター線	魚津市石垣	魚津市石垣新	1.7	2	
			魚津市石垣新	魚津市印田	0.3	4	
							52小計 2.0
67	1	宇奈月大沢野線	魚津市小川寺	魚津市横枕	3	2	
137	1	堀江魚津線	滑川市栗山	魚津市有山	1.6	2	
	1	本江栗山線	滑川市本江	滑川市大窪	4.7	2	滑川市道
	1	大窪栗山線	滑川市大窪	滑川市栗山	0.3	2	〃
	1	滑川富山線	滑川市加島町	滑川市魚躬	1.5	2	〃
	1	横枕有山線	魚津市横枕	魚津市有山	5.3	2	魚津市道
	1	布施川小川寺線	魚津市蛇田	魚津市小川寺	0.6	2	〃
	1	吉野川縁線	魚津市吉野	魚津市吉野	0.4	2	〃
	1	吉野6号線	魚津市吉野	魚津市吉野	0.2	2	〃
	1	吉野7号線	魚津市吉野	魚津市吉野	0.2	2	〃
県管理国道							
主要地方道	4				13.7		
一般県道	1				1.6		
その他	8				13.2		
3次合計	13				28.5		

センター・事務所別緊急輸送道路一覧表

R6. 4. 1

事務所名：入善

優先次数：1次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
53	1	若栗生地線	黒部市荻生新	黒部市西小路	3.8	2	
63	1	入善宇奈月線	入善町入膳	入善町神林	2.2	2	
県管理国道							
主要地方道	2				6		
一般県道							
その他							
1次合計	2				6		

優先次数：2次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
2	1	魚津生地入善線	黒部市浜石田	黒部市生地	3.9	2	
13	1	朝日宇奈月線	朝日町平柳	黒部市宇奈月町内山	11.9	2	
14	1	黒部宇奈月線	黒部市三日市	黒部市荻生	0.7	2	
			黒部市荻生字新堂	黒部市荻生字寺坪	1.8	2	
			黒部市荻生字寺坪	黒部市若栗字舌山	0.3	4	
			黒部市中坪	黒部市宇奈月町愛本	5.3	2	
			黒部市宇奈月町内山	黒部市宇奈月温泉	3.8	2	
						14 小計 11.9	
53	1	若栗生地線	黒部市古御堂	黒部市生地	2.2	2	
			黒部市若栗	黒部市荻生新	1.5	2	
						53 小計 3.7	
60	1	入善朝日線	朝日町宮崎	朝日町宮崎	0.4	2	
120	1	六天天神新線	黒部市天神新	黒部市三島	0.7	2	
122	1	石田前沢線	黒部市天神新	黒部市牧野	0.9	2	
124	1	本野三日市線	黒部市大町	黒部市三島町	0.5	2	
150	1	魚津入善線	黒部市田家	入善町上野	10	2	
314	1	沓掛魚津線	黒部市牧野	黒部市三日市	0.8	2	
	1	泊桜町線	朝日町道下	朝日町桜町	1.4	2	朝日町道
	1	宮崎漁港臨港道路	朝日町宮崎	朝日町宮崎	0.3	2	漁港 (宮崎漁港)
	1	新堂中新線	黒部市荻生字新堂	黒部市中新	2.3	2	黒部市道
	1	南線	黒部市岡	黒部市牧野	1.2	2	黒部市道
	1	高登線	入善町入膳	入善町入膳	0.1	2	入善町道
県管理国道							
主要地方道	5				31.8		
一般県道	5				12.9		
その他	5				5.3		
2次合計	15				50.0		

優先次数：3次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
2	1	魚津生地入善線	黒部市生地	入善町入善	10.3	2	
60	1	入善朝日線	入善町入膳	朝日町宮崎	9	2	
125	1	福平石田線	黒部市中陣	黒部市山田	0.6	2	
			黒部市犬山	黒部市犬山	0.2	2	
	1	山崎南保線	朝日町南保	朝日町山崎	6.9	2	朝日町道
	1	愛本新25号線	黒部市宇奈月町愛本新	黒部市宇奈月町愛本新	0.4	2	黒部市道
	1	山田浦山線	黒部市山田	黒部市宇奈月町浦山	9.9	2	〃
	1	中陣2号線	黒部市中陣	黒部市中陣	0.2	2	〃
	1	犬山2号線	黒部市犬山	黒部市犬山	0.6	2	〃
	1	舟見横断線	入善町舟見	入善町舟見	1	2	入善町道
	1	新屋横断線	入善町浦山新	入善町下山	2.5	2	〃
	1	入善駅国道線	入善町上野	入善町入膳	0.8	2	〃
県管理国道							
主要地方道	2				19.3		
一般県道	1				0.8		
その他	8				22.3		
3次合計	11				42.4		

センター・事務所別緊急輸送道路一覧表

R6. 4. 1

事務所名：富山

優先次数：1次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
1	1	富山魚津線	富山市千原崎	富山市西宮	0.3	2	
3	1	富山立山魚津線	富山市中川原	富山市古寺	1.6	2	
30	1	富山港線	富山市岩瀬入船町	富山市西宮	1.3	2	
			富山市千原崎	富山市中島	1.9	2	
			富山市中島	富山市千代田町	1.6	4	
			富山市千代田町	富山市永楽町	1.3	2	
			富山市永楽町	富山市北新町	1.2	4	
						30小計 7.3	
41	1	新湊平岡線	富山市本郷	富山市古沢	3.9	2	
			富山市古沢	富山市境野新	2.4	4	
							41小計 6.3
55	1	富山空港線	富山市秋ヶ島	富山市蜷川	1.7	2	
56	1	富山環状線	富山市荒川2丁目	富山市天正寺	1.4	4	
	1	県庁線	富山市宝町	富山市本丸	1.1	6	富山市道
	1	第2工業セクタ1号線	富山市古寺	富山市流杉	0.8	2	〃
	1	流杉16号線	富山市流杉	富山市流杉	0.2	2	〃
	1	高側道5号線	富山市流杉	富山市流杉	0.1	2	〃
	1	流杉17号線	富山市流杉	富山市流杉	0.1	2	〃
	1	流杉インター1号線	富山市流杉	富山市流杉	0.4	2	〃
	1	流杉インター2号線	富山市流杉	富山市流杉	0.2	2	〃
	1	草島東3号線	富山市天正寺	富山市中川原	0.9	4	〃
	1	区画街路第2010号線	富山市新総曲輪	富山市新総曲輪	0.2	2	〃 一方通行
	1	栗山吉倉線	富山市栗山	富山市惣在寺	0.5	2	〃
県管理国道							
主要地方道	6				18.6		
一般県道							
その他	10				4.5		
1次合計	16				23.1		

優先次数：2次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道359号	富山市掛尾	富山市婦中町羽根	7.4	4	
			富山市婦中町羽根	富山市婦中町鷺谷	8.6	2	
	1	国道360号	富山市猪谷	富山市加賀沢	4.7	2	
	1	国道415号	富山市打出	富山市四方新出町	2.1	2	
			富山市四方荒屋	富山市中田	5.3	4	
			富山市中田	富山市町袋	2.4	2	
	1	国道471号	富山市八尾町栃折	富山市八尾町栃折	1.9	1	
			富山市八尾町栃折	富山市八尾町栃折	3	2	
	1	国道472号	富山市婦中町長沢	富山市八尾町石戸	7.2	2	
			富山市八尾町石戸	富山市八尾町栃折	12.1	1	
4	1	富山市上線	富山市新庄	富山市本郷島	1.2	2	
6	1	富山立山公園線	富山市荒町	富山市朝日	5.8	4	
			富山市朝日	富山市朝日	0.2	2	
7	1	富山八尾線	富山市田刈屋	富山市五福	0.4	4	
			富山市八尾町黒田	富山市八尾町井田新	1.5	2	
25	1	砺波細入線	富山市山田中村	富山市山田中村	0.2	2	
			富山市八尾町井田新	富山市八尾町福島	0.3	2	
35	1	立山山田線	富山市上滝	富山市三室荒屋	1.3	2	
			富山市下大久保	富山市八尾町黒田	4.5	2	
			富山市八尾町黒田	富山市八尾町高善寺	1.5	2	
			富山市八尾町高善寺	富山市山田小島	7.7	2	
41	1	新湊平岡線	富山市中沖	富山市本郷	1.8	2	
			富山市境野新	富山市平岡	0.4	4	
43	1	富山上滝立山線	富山市堤町通り	富山市大町	2	2	
			富山市大町	富山市月岡町	4.7	4	
			富山市月岡町	富山市小原屋	4.4	2	
			富山市小原屋	富山市三室荒屋	1	2	
44	1	富山高岡線	富山市大手町	富山市丸の内	0.3	4	
			富山市丸の内	富山市安野屋	0.4	2	
			富山市安野屋	富山市五福	1.3	4	
			富山市五福	富山市西二俣	6.5	2	
56	1	富山環状線	富山市下飯野	富山市荒川2丁目	5.7	4	
			富山市婦中町塚原	富山市五福	4.6	4	
59	1	富山庄川線	富山市婦中町外輪野	富山市婦中町道島	3.7	2	
			富山市山田小島	富山市山田湯	1.8	2	

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
62	1	富山小杉線	富山市羽根	富山市婦中町西本郷	1	4	
65	1	富山大沢野線	富山市山室	富山市山室	0.2	4	
			富山市飯野	富山市上富居	1.2	2	
							65小計 1.4
68	1	富山外郭環状線	富山市婦中町友坂	富山市平岡	0.5	2	
205	1	練合宮尾線	富山市四方江代町	富山市四方荒屋	0.9	2	
207	1	四方新中茶屋線	富山市四方新出町	富山市四方江代町	0.8	2	
208	1	小竹諏訪川原線	富山市田刈屋	富山市牛島本町	1.0	4	
	1	綾田北代線	富山市奥井町	富山市牛島本町	1.7	4	富山市道
	1	富山駅北線	富山市牛島新町	富山市奥田新町	0.3	4	〃
	1	境野新池多線	富山市境野新	富山市平岡	0.2	2	〃
	1	杉谷平岡線	富山市境野新	富山市境野新	0.4	2	〃
	1	境野新19号線	富山市境野新	富山市杉谷	0.1	2	〃
	1	総曲輪線	富山市一番町	富山市西町	0.3	4	〃
	1	草島東線	富山市山室字東田割	富山市掛尾町	2.4	4	〃
	1	草島東2号線	富山市山室字東田割	富山市中川原字八幡田割	1.1	4	〃
	1	下轡田西本郷線	富山市婦中町田島	富山市婦中町西本郷	1.4	4	〃
	1	田島宮ヶ島線	富山市婦中町田島	富山市婦中町宮ヶ島	0.9	2	〃
	1	宮ヶ島添島線	富山市婦中町宮ヶ島	富山市婦中町下轡田	0.5	2	〃
	1	花崎馬瀬口線	富山市小原屋	富山市小原屋	0.2	2	〃
	1	上富居42号線	富山市上富居	富山市上富居	0.1	2	〃
	1	大泉太郎丸線	富山市今泉北部町	富山市太郎丸本町4丁目	0.1	3	〃
	1	堀川西177号線	富山市太郎丸本町4丁目	富山市今泉北部町	0.2	2	〃
	1	牛島15号線	富山市牛島本町2丁目	富山市牛島本町2丁目	0.1	3	〃
	1	牛島城川原線	富山市牛島本町2丁目	富山市牛島本町2丁目	0.1	3	〃
	1	牛島新町桜町線	富山市赤江町	富山市桜町1丁目	0.4	2	〃
県管理国道	5				54.7		
主要地方道	13				66.1		
一般県道	3				2.7		
その他	17				10.5		
2次合計	38				134.0		

優先次数：3次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道415号	富山市四方荒屋	富山市四方荒屋	0.1	2	
1	1	富山魚津線	富山市田尻	富山市四方荒屋	1.7	4	
			富山市西宮	富山市横越	6.9	2	
							1小計 8.6
3	1	富山立山魚津線	富山市西中野町	富山市中市	2.3	4	
			富山市中市	富山市中川原	1	2	
			富山市古寺	富山市大島	1.3	2	
							3小計 4.6
7	1	富山八尾線	富山市田尻南	富山市田刈屋	2.7	4	
			富山市婦中町塚原	富山市八尾町大杉	7.6	2	
							7小計 10.3
9	1	富山戸出小矢部線	富山市栃谷	富山市中老田	0.8	4	
22	1	富山停車場線	富山市桜町	富山市桜橋通り	0.3	2	
31	1	小杉婦中線	富山市平岡	富山市婦中町長沢	2.9	2	
35	1	立山山田線	富山市上滝	富山市下大久保	8.5	2	
41	1	新湊平岡線	富山市平岡	富山市平岡	0.2	2	
62	1	富山小杉線	富山市花園町	富山市羽根	2.5	4	
			富山市婦中町西本郷	富山市栃谷	4.2	4	
							62小計 6.7
65	1	富山大沢野線	富山市双代町	富山市山室	2.9	2	
68	1	富山外郭環状線	富山市新保	富山市上栄	3.7	2	
			富山市城村	富山市大場	1.5	2	
			富山市婦中町速星	富山市婦中町速星	0.1	2	
							68小計 5.3
69	1	富山笹津線	富山市萩原	富山市稲代	10.3	2	
172	1	八幡田稲荷線	富山市海岸通	富山市東町	8	4	
208	1	小竹諏訪川原線	富山市牛島本町	富山市神通町	0.8	2	
220	1	下瀬小倉線	富山市婦中町下瀬	富山市婦中町千里	2.6	2	
341	1	八尾大沢野線	富山市稲代	富山市高内	1.3	2	
365	1	流杉町袋線	富山市金泉寺	富山市針原	1.6	2	
377	1	小杉吉谷線	富山市婦中町平等	富山市婦中町吉谷	3.2	2	
	1	上栄城村線(ｽ-ﾊﾞ-農道)	富山市上栄	富山市城村	3.1	2	富山市道
	1	大泉稲荷町線	富山市東町	富山市清水町	0.4	4	〃
	1	神通町蜷川線	富山市神通本町	富山市黒瀬北町	3.6	4	〃
	1	富山駅東線	富山市千歳町	富山市千歳町	0.4	4	〃
	1	富山駅西線	富山市宝町	富山市神通町	0.3	4	〃
	1	神通町安養坊線	富山市神通町	富山市五福	0.9	4	〃
	1	総曲輪線	富山市鹿島町	富山市一番町	0.8	2	〃
	1	古沢医薬大線	富山市古沢	富山市杉谷	1.1	2	〃
	1	青島小倉線	富山市婦中町青島	富山市婦中町小倉	4.6	2	〃
	1	新保10号線	富山市新保	富山市新保	0.8	2	〃
	1	速星堀線	富山市婦中町速星	富山市婦中町中名	1.1	2	〃
	1	砂子田下井沢線	富山市婦中町中名	富山市婦中町道場	0.6	2	〃
	1	速星萩島線	富山市婦中町速星	富山市婦中町板倉	0.7	2	〃
	1	臨空工業団地線	富山市婦中町板倉	富山市婦中町板倉	0.3	2	〃
	1	保内神通線	富山市八尾町福島	富山市八尾町井田	2.5	2	〃

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	工業団地線	富山市八尾町保内2丁目	富山市八尾町福島	0.5	2	富山市道
	1	四方荒屋西岩瀬線	富山市四方荒屋	富山市四方北窪	0.7	2	〃
	1	四方荒屋草島線	富山市四方荒屋	富山市四方荒屋	0.1	2	〃
県管理国道	1				0.1		
主要地方道	12				61.4		
一般県道	6				17.5		
その他	18				22.5		
3次合計	37				101.5		

センター・事務所別緊急輸送道路一覧表

R6. 4. 1

事務所名：立山

優先次数：1次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
3	1	富山立山魚津線	立山町高原	立山町辻	0.6	4	
15	1	立山水橋線	立山町二ツ塚	富山市水橋北馬場	3.8	2	
148	1	上市水橋線	上市町東江上	富山市水橋上砂子坂	2	2	
	1	二ツ塚辻線	立山町二ツ塚	立山町辻	1.7	2	立山町道
	1	女川新浦田線	立山町辻	立山町辻	0.1	2	立山町道
県管理国道							
主要地方道	3				6.4		
一般県道							
その他	2				1.8		
1次合計	5				8.2		

優先次数：2次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道415号	富山市町袋	富山市水橋市田袋	1	2	
3	1	富山立山魚津線	立山町前沢	立山町沢端	1.7	2	
			立山町米沢	立山町高原	1.7	4	
			立山町辻	上市町正印	1.6	4	
			上市町正印	上市町三日市	1.9	2	
							3小計 6.9
4	1	富山上市線	富山市向新庄	上市町上経田	6.7	2	
6	1	富山立山公園線	富山市朝日	立山町五百石	5.4	2	
			立山町沢端	立山町芦峯寺(藤橋)	19.1	2	
			立山町芦峯寺(藤橋)	立山町芦峯寺(桂台)	3.6	2	
			立山町芦峯寺(美女平)	立山町芦峯寺(追分)	13.4	2	
							6小計 41.5
15	1	立山水橋線	立山町宮路	立山町岩峯寺	0.9	2	
35	1	立山山田線	立山町岩峯寺	富山市上滝	0.7	2	
43	1	富山上滝立山線	立山町千寿ヶ原(藤橋)	立山町千寿ヶ原	0.5	2	
46	1	上市北馬場線	上市町三日市	上市町三日市	0.2	2	
135	1	富山滑川魚津線	富山市水橋市田袋	滑川市江尻	4.3	2	
147	1	立山舟橋線	舟橋村佛生寺	舟橋村竹内	0.3	2	
167	1	日中五百石線	立山町江崎	立山町五百石	1	2	
	1	東中野新道源寺線	立山町東中野新	立山町宮路	1.6	2	立山町道
	1	千寿ヶ原ロータリー線	立山町芦峯寺	立山町芦峯寺	0.3	1	立山町道
	1	正印新・北島南線	上市町正印	上市町法音寺	1.3	2	
	1	法音寺・横越線	上市町法音寺	上市町法音寺	0.5	2	
	1	立山有料道路	立山町芦峯寺(桂台)	立山町芦峯寺(美女平)	5.5	2	道路公社
			立山町芦峯寺(追分)	立山町芦峯寺(室堂)	8.9	2	
							小計 4.4

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
県管理国道	1				1		
主要地方道	7				57.4		
一般県道	3				5.6		
その他	5				18.1		
2次合計	16				82.1		

優先次数：3次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道415号	富山市水橋石割	富山市水橋北馬場	0.4	2	
1	1	富山魚津線	富山市横越	富山市水橋中村町	1.6	2	
3	1	富山立山魚津線	富山市大島	立山町前沢	3.6	2	
			上市町三日市	上市町郷柿沢	2.9	2	
							3小計 6.5
15	1	立山水橋線	富山市水橋石割	富山市水橋小出	1.5	2	
			立山町岩峯寺	立山町前沢	4.8	2	
							15小計 6.3
68	1	富山外郭環状線	富山市大場	富山市水橋小路	8.6	2	
157	1	寺坪上市線	立山町福田	上市町女川	3.8	2	
			上市町法音寺	上市町法音寺	0.2	2	
161	1	岩峯寺大石原水橋線	立山町大清水	立山町東大森	0.5	2	
366	1	西大森前沢線	立山町西大森	立山町東大森	0.6	2	
	1	坂井沢大清水線	立山町大清水	立山町榎	1.8	2	立山町道
	1	坂井沢本線	立山町榎	立山町下段	0.4	2	立山町道
	1	坂井沢白岩線	立山町下段	立山町福田	2.3	2	立山町道
	1	広野新女川線	上市町女川	上市町広野新	6.7	2	上市町道
	1	正印新北島南線	上市町法音寺	上市町北島	1.7	2	上市町道
	1	水橋滑川線	富山市水橋中村町	富山市水橋市江	0.5	2	富山市道
	1	前沢中央線	立山町前沢	立山町前沢	1.2	2	立山町道
	1	曾我線	立山町利田	立山町利田	0.3	2	立山町道
県管理国道	1				0.4		
主要地方道	4				23		
一般県道	3				5.1		
その他	8				14.9		
3次合計	16				43.4		

センター・事務所別緊急輸送道路一覧表

R6. 4. 1

事務所名：高岡

優先次数：1次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道472号	射水市作道	射水市上野	7.6	4	
24	1	伏木港線	高岡市江尻	高岡市広小路	1	4	
32	1	小矢部伏木港線	高岡市五十里	高岡市東海老坂	1.7	4	
57	1	高岡環状線	高岡市能町	高岡市下田	1.5	4	
	1	臨港道路西線	射水市作道	射水市奈具の江	2.7	6	港湾(新港)
	1	臨港道路北線	高岡市石丸	射水市海王町	2	2	港湾(新港)
	1	臨港道路1号線	高岡市能町	高岡市材木町	0.4	2	港湾(伏木)
	1	臨港道路2号線	高岡市材木町	高岡市吉久	1.1	2	
	1	臨港道路伏木外港線	高岡市吉久	高岡市伏木磯町	2.1	2	港湾(伏木)
	1	臨港道路伏木万葉2号線	高岡市伏木磯町	高岡市伏木万葉ふ頭	0.3	2	港湾(伏木)
県管理国道	1				7.6		
主要地方道	3				4.2		
一般県道							
その他	6				8.6		
1次合計	10				20.4		

優先次数：2次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道415号	高岡市太田	高岡市伏木矢田	6.9	2	
			高岡市伏木矢田	高岡市米島	1	4	
			高岡市米島	射水市作道	7.5	2	
			射水市作道	射水市堀岡古明神	6.4	4	
			射水市堀岡古明神	射水市本江東	4.6	2	
11	1	新湊庄川線	射水市善光寺	射水市坂東	2.5	2	
			射水市大島北野	射水市小泉	4.3	2	
							11小計 6.8
23	1	高岡停車場線	高岡市末広町	高岡市末広町	0.4	4	
31	1	小杉婦中線	射水市戸破	射水市戸破	0.9	2	
40	1	高岡庄川線	高岡市戸出西部金屋	高岡市戸出西部金屋	0.3	2	
41	1	新湊平岡線	射水市海老江	射水市新村	2.4	2	
44	1	富山高岡線	射水市鷲塚	高岡市広小路	10.7	2	
57	1	高岡環状線	高岡市二塚	高岡市六家	4.6	2	
58	1	高岡小杉線	高岡市末広町	射水市五歩一	9.3	4	
247	1	中川南町線	高岡市末広町	高岡市南町	0.8	2	

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
247	1	中川南町線	高岡市末広町	高岡市南町	0.8	2	
	1	臨港道路富山新港東西線	射水市海竜町	射水市海王町	3.6	2	港湾(新港)
	1	羽広二丁目南幸町線	高岡市羽広	高岡市南幸町	1.4	2	高岡市道
	1	高岡砺波インター線	高岡市戸出西部金屋	砺波市下中条	0.9	2	高岡市道
	1	下黒田京田線	高岡市下黒田	高岡市京田	0.2	2	"
	1	南部105号線	高岡市下黒田	高岡市赤祖父	1.2	4	"
	1	下黒田7号線	下黒田	下黒田	0.2	2	"
	1	佐野下黒田線	佐野	下黒田	0.7	4	"
	1	六家佐野線	六家	佐野	2.4	4	"
	1	広小路中川一丁目線	高岡市広小路	高岡市広小路	0.2	2	"
	1	宝町10号線	高岡市宝町	高岡市江尻	0.3	2	"
	1	港町善光寺線	射水市本町	射水市善光寺	0.7	4	射水市道
	1	大門針原線	射水市戸破	射水市下条新	2.2	2	"
	1	大島北野鷺塚線	射水市新開発	射水市本開発	0.7	2	"
	1	高木新開発線	射水市新開発	射水市新開発	0.3	2	"
県管理国道	1				26.4		
主要地方道	8				35.4		
一般県道	1				0.8		
その他	14				15		
2次合計	24				77.6		

優先次数：3次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道472号	射水市上野	射水市青井谷	0.8	2	
9	1	富山戸出小矢部線	射水市塚越	射水市黒河	1.3	4	
			射水市生源寺	高岡市醍醐	11.6	2	
			射水市黒河	射水市黒河	0.1	2	
							9小計 13.0
11	1	新湊庄川線	射水市坂東	射水市大島北野	2	2	
			射水市小泉	高岡市中田	4.6	2	
							11小計 6.6
24	1	伏木港線	高岡市米島	高岡市江尻	1.9	4	
29	1	高岡羽咋線	高岡市和田	高岡市柴野	3.9	2	
31	1	小杉婦中線	射水市鷺塚	射水市黒河	2.1	4	
32	1	小矢部伏木港線	高岡市福岡町赤丸	高岡市柴野	8.2	2	
			高岡市国吉	高岡市五十里	2.5	2	
			高岡市東海老坂	高岡市城光寺	3.9	2	
							32小計 14.6
48	1	福光福岡線	高岡市福岡町矢部	高岡市福岡町大滝	3	2	
57	1	高岡環状線	高岡市下田	高岡市下伏間江	4.2	4	
64	1	高岡水見線	高岡市片原横町	高岡市昭和町	1.5	4	
73	1	高岡青井谷線	高岡市駅南	高岡市大野	0.6	4	
			高岡市大野	射水市大門	2.1	2	
							73小計 2.7
75	1	押水福岡線	高岡市福岡町土屋	高岡市福岡町大滝	1.1	2	

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
204	1	小杉本江線	射水市鷺塚	射水市鷺塚	0.7	4	
245	1	中道国分線	高岡市伏木国分2丁目	高岡市伏木国分	0.3	2	
247	1	中川南町線	高岡市中川	高岡市東下関	0.9	2	
361	1	五十里水見線	高岡市五十里	高岡市五十里	0.2	2	
367	1	串田新黒河線	射水市五歩一	射水市黒河	3.8	4	
377	1	小杉吉谷線	射水市青井谷	射水市水上谷	3.9	2	
	1	臨港道路東線	射水市摺出寺	射水市小杉白石	2.1	4	港湾 (高岡)
	1	臨港道路3号線	高岡市伏木国分2丁目	高岡市伏木湊町	1.9	2	港湾 (伏木)
	1	五十里西海老坂線	高岡市五十里	高岡市西海老坂	1.5	2	高岡市道
	1	北島駅南一丁目線	高岡市清水町	高岡市駅南	1.5	4	〃
			高岡市北島	高岡市清水町	1.5	2	〃
	1	南部105号線	高岡市下伏間江	高岡市赤祖父	0.4	4	〃
	1	戸出西部金屋戸出石代1号線	高岡市戸出西部金屋	高岡市オフィスパーク	0.2	2	〃
	1	戸出西部金屋16号線	高岡市戸出西部金屋	高岡市戸出西部金屋	0.2	2	〃
	1	戸出石代戸出西部金屋1号線	高岡市戸出西部金屋	高岡市戸出西部金屋	0.8	2	〃
	1	大江479号線	射水市鷺塚	射水市小杉白石	0.4	4	射水市道
	1	朴木赤井線	射水市沖塚原	射水市北高木	1.1	2	〃
	1	金山343号線	射水市青井谷	射水市上野	0.6	2	〃
	1	金山315号線	射水市上野	射水市上野	0.2	2	〃
	1	金山359号線	射水市上野	射水市上野	0.2	2	〃
県管理国道	1				0.8		
主要地方道	11				54.6		
一般県道	6				9.8		
その他	13				12.6		
3次合計	31				77.8		

センター・事務所別緊急輸送道路一覧表

R6. 4. 1

事務所名：氷見

優先次数：1次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道415号	氷見市大野	氷見市幸町	1.6	2	
70	1	万尾脇方線	氷見市宇波	氷見市脇方	1.1	2	
76	1	氷見惣領志雄線	氷見市飯久保	氷見市惣領	0.8	2	
296	1	仏生寺太田線	氷見市飯久保	氷見市上田子	1.7	2	
304	1	鹿西氷見線	氷見市稲積	氷見市稲積	0.4	2	
361	1	五十里氷見線	氷見市園	氷見市大浦	0.7	2	
	1	氷見北インター1号線	氷見市稲積	氷見市稲積	0.2	1	上りON 氷見市道
	1	氷見北インター2号線	氷見市稲積	氷見市稲積	0.2	1	下りOFF 氷見市道
	1	氷見北インター3号線	氷見市稲積	氷見市稲積	0.2	1	下りON 氷見市道
	1	氷見北インター4号線	氷見市稲積	氷見市稲積	0.2	1	上りOFF 氷見市道
	1	氷見南インター1号線	氷見市惣領	氷見市惣領	0.2	1	下りON 氷見市道
	1	氷見南インター2号線	氷見市惣領	氷見市惣領	0.2	1	上りOFF 氷見市道
	1	氷見南インター3号線	氷見市惣領	氷見市惣領	0.2	1	上りON 氷見市道
	1	氷見南インター4号線	氷見市惣領	氷見市惣領	0.2	1	下りOFF 氷見市道
	1	環状南線	氷見市窪	氷見市園	0.9	2	氷見市道
	1	環状南線	氷見市大浦	氷見市大浦	1	2	氷見市道
	1	北八代堀田線	氷見市大浦	氷見市堀田	1.7	2	氷見市道
県管理国道	1				1.6		
主要地方道	2				1.9		
一般県道	2				2.8		
その他	8				1.6		
1次合計	13				7.9		

優先次数：2次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道415号	氷見市熊無	氷見市大野	8.6	2	
			氷見市幸町	氷見市島尾	6.3	2	
							415小計 14.9
302	1	氷見港氷見停車場線	氷見市中央町	氷見市比美町	0.5	2	
	1	氷見漁港臨港道路	氷見市比美町	氷見市比美町	0.3	2	
	1	新町漁港線	氷見市中央町	氷見市中央町	0.1	2	氷見市道
県管理国道	1				14.9		
主要地方道							
一般県道	1				0.5		
その他	2				0.4		
2次合計	4				15.8		

優先次数：3次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
18	1	氷見田鶴浜線	氷見市阿尾	氷見市森寺	2.5	2	
373	1	藪田下田子線	氷見市阿尾	氷見市中央町	3.7	2	
	1	北八代堀田線	氷見市森寺	氷見市堀田	8.8	2	氷見市道
	1	堀田五十里線	氷見市堀田	氷見市堀田	2.7	2	氷見市道
県管理国道							
主要地方道	1				2.5		
一般県道	1				3.7		
その他	2				11.5		
3次合計	4				17.7		

センター・事務所別緊急輸送道路一覧表

R6. 4. 1

事務所名：小矢部

優先次数：1次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道471号	小矢部市安楽寺	小矢部市後谷	1.6	2	
42	1	小矢部福光線	小矢部市後谷	小矢部市平桜	5.5	2	
県管理国道	1				1.6		
主要地方道	1				5.5		
一般県道							
その他							
1次合計	2				7.1		

優先次数：2次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道359号	小矢部市清水	小矢部市内山	11.3	2	
	1	国道471号	小矢部市嘉例谷	小矢部市清水	16.3	2	一次重複区間は延長含まず
16	1	砺波小矢部線	小矢部市西中	小矢部市茄子島	4.3	2	
42	1	小矢部福光線	小矢部市芹川	小矢部市本町	2.6	2	
			小矢部市平桜	南砺市川西	5.7	2	
							42小計 8.3
48	1	福光福岡線	小矢部市下後壱	小矢部市西中	0.9	2	
270	1	今石動上野本線	小矢部市本町	小矢部市本町	0.1	2	
県管理国道	2				27.6		
主要地方道	3				13.5		
一般県道	1				0.1		
その他							
2次合計	6				41.2		

優先次数：3次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
9	1	富山戸出小矢部線	小矢部市七社	小矢部市芹川	3.2	2	
32	1	小矢部伏木港線	小矢部市西中野	小矢部市田川	1.7	2	
48	1	福光福岡線	小矢部市興法寺	小矢部市藁輪	2.7	2	
		福光福岡線	小矢部市西中	小矢部市西中	0.2	2	
	1	五郎丸臼谷線	小矢部市五郎丸	小矢部市臼谷	0.4	2	小矢部市道
	1	臼谷末友線	小矢部市臼谷	小矢部市末友	0.5	2	〃
	1	フロンティアパーク 1号線	小矢部市末友	小矢部市フロンティアパーク	0.3	2	〃
県管理国道							
主要地方道	3				7.8		
一般県道							
その他	3				1.2		
3次合計	6				9.0		

センター・事務所別緊急輸送道路一覧表

R6. 4. 1

事務所名：砺波

優先次数：1次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道156号	南砺市成出	南砺市下梨	13.8	2	
	1	国道304号	南砺市荒木	南砺市大鋸屋	8.7	2	
			南砺市大鋸屋	南砺市上田	3.7	3	
			南砺市上田	南砺市小来栖	4.2	2	
			南砺市小来栖	南砺市見座	2.2	3	
			南砺市見座	南砺市下梨	1.7	2	
	1	国道359号	砺波市太郎丸	砺波市苗加	1.7	2	
			砺波市太郎丸	砺波市太郎丸	0.2	4	
							359小計 1.9
20	1	砺波福光線	砺波市苗加	南砺市高儀	2.6	4	
			南砺市高儀	南砺市荒木	7.1	2	
							20小計 9.7
県管理国道	3				36.2		
主要地方道	1				9.7		
一般県道							
その他							
1次合計	4				45.9		

優先次数：2次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
	1	国道156号	南砺市下梨	砺波市庄川町小牧	21.3	2	
	1	国道304号	南砺市高窪	南砺市高窪	0.8	3	
			南砺市高窪	南砺市荒木	9.5	2	
							304小計 10.3
	1	国道359号	砺波市正権寺	砺波市頼成	4	3	
			砺波市頼成	砺波市となみ町	5	2	
			砺波市苗加	南砺市岩武新	3.9	2	
							359小計 12.9
	1	国道471号	南砺市本江	南砺市本町四丁目	9.8	2	
			砺波市庄川町小牧	南砺市利賀村百瀬川	26	2	
							471小計 35.8
16	1	砺波小矢部線	砺波市三島町	砺波市西中	4.1	2	
20	1	砺波福光線	砺波市広上町	砺波市苗加	1.3	2	
			砺波市栄町	砺波市栄町	0.1	2	
							20小計 1.4
21	1	井波城端線	南砺市本町一丁目	南砺市城端	8.1	2	
27	1	金沢井波線	南砺市能美	南砺市福光	7.3	2	
			南砺市田中	南砺市宗守	2.4	2	
			南砺市本町一丁目	南砺市本町四丁目	0.6	2	
							27小計 10.3
40	1	高岡庄川線	砺波市秋元	砺波市久泉	2.4	2	

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
277	1	福野城端線	南砺市宗守	南砺市細木	3.7	2	
279	1	安居福野線	南砺市柴田屋	南砺市寺屋敷	1.3	2	
			南砺市寺屋敷	南砺市福野	0.4	1	
							279小計 1.7
280	1	井波福野線	南砺市坪野	南砺市岩屋	0.9	2	
371	1	本町高木出線	南砺市本町四丁目	砺波市庄川町示野	1.2	2	
	1	中村深江線	砺波市栄町	砺波市永福町	1.5	2	砺波市道
	1	栄町中神線	砺波市栄町	砺波市中神	2.6	4	〃
	1	春日町永福町線	砺波市新富町	砺波市新富町	0.1	2	〃
	1	二日町広安線	南砺市柴田屋	南砺市二日町	1	2	南砺市道
	1	桜ヶ池クアガーデン線	南砺市立立野原東	南砺市立立野原東	0.2	2	〃
	1	国広南原線	南砺市立立野原東	南砺市立立野原東	1.2	2	〃
	1	立野原藁谷線	南砺市立立野原東	南砺市大鋸屋	1.9	2	〃
県管理国道	4				80.3		
主要地方道	5				26.3		
一般県道	4				7.5		
その他	7				8.5		
2次合計	20				122.6		

優先次数：3次

路線番号	路線数	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数	備考
9	1	富山戸出小矢部線	砺波市高波	砺波市高波	1.3	2	
11	1	新湊庄川線	砺波市東保	砺波市上中野	10.2	2	
25	1	砺波細入線	砺波市五郎丸	砺波市庄川町三谷	3.6	2	
27	1	金沢井波線	南砺市宗守	南砺市山見	5.2	2	
40	1	高岡庄川線	砺波市上中野	砺波市庄川町青島	1.5	2	
48	1	福光福岡線	南砺市福光	南砺市安居	5.2	2	
			砺波市西中	砺波市西中	1.3	2	
							48小計 6.5
71	1	池尻福野線	南砺市池尻	南砺市八塚	3.5	2	
72	1	坪野小矢部線	砺波市小島	砺波市東中	1.1	2	
371	1	本町高木出線	砺波市庄川町示野	砺波市庄川町青島	1.3	2	
			砺波市庄川町青島	砺波市庄川町青島	0.2	1	
							371小計 1.5
	1	高堀太美山線	南砺市高堀	南砺市田中	8.9	2	南砺市道
	1	五郎丸高堀線	砺波市五郎丸	砺波市野村島	1.8	2	砺波市道
	1	中神東宮森線	砺波市小島	砺波市高波	0.5	2	砺波市道
県管理国道							
主要地方道	8				32.9		
一般県道	1				1.5		
その他	3				11.2		
3次合計	12				45.6		

資料4 関係法令（抜粋）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）

最終改正 令和五年六月一六日法律第五八号

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等（第四条—第六条）

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置（第七条—第十六条）

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定（第十七条—第二十一条）

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等（第二十二条—第二十四条）

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等（第二十五条—第二十七条）

第七章 建築物の耐震改修に係る特例（第二十八条—第三十一条）

第八章 耐震改修支援センター（第三十二条—第四十二条）

第九章 罰則（第四十三条—第四十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該

都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。）同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること

ができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又

はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行われたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するた

め必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるのであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

（計画の認定）

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築物の位置

二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途

三 建築物の耐震改修の事業の内容

四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大

規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（１） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（２） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

４ 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事又は建築副主事の同意を得なければならない。

５ 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合につい

て、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事又は建築副主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従つて計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二條第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三條第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をい

う。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三條第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同

じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住

宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の

耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一 債務保証業務及びこれに附帯する業務

二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。

二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者

三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

五 第三十九条第二項の規定に違反した者

六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成七年政令第四二八号で平成七年一二月二五日から施行)

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替える

ものとする。

- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）（抜粋）

最終改正 令和六年一〇月一日政令第三一二号

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更 に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一 万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により 都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工

場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)

十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設

十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第二十二項若しくは第二十六項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これ

によることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)をいう。)に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校(幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和三十二年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物 又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火 箭 せん 又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬 の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物 の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値 が一である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳 場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する もの

九 博物館、美術館又は図書館

十 遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。）床面積の合計二千平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震

改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年告示第184号）（抜粋）

最終改正 令和7年7月17日国土交通省告示535号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。この震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。

また、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。さらに、令和六年一月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じた。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震化については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画（令和五年七月閣議決定）及び防災基本計画（昭和三十八年六月中央防災会議決定、令和六年六月修正）、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和七年七月中央防災会議決定）、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和四年九月中央防災会議決定）においても推進すべき施策として位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認

識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二條第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第八条第一項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。）第二十二條（規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物（法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。）の所有者に対して、法第十二條第一項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。特に、所有者等が高齢者である住宅の耐震化においては、自己資金の調達についても課題となっている。

こうしたことを踏まえ、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度の普及に努めることで、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化、所有者等が高齢者である住宅の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。また、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修の実施、段階的な耐震改修の実施等の取組を行うことも考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空室の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個別の事情に応じた助言を行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、昭和五十六年六月一日から平成十二年五月三十一日までに建築された木造住宅の耐震性能検証、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターへの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の実施及びその促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成二十七年十二月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

令和五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千五百七十万戸のうち、約五百七十万戸（約十パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約九十パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千五百万戸から二十年間でおおむね半減し、そのうち耐震改修によるものは二十年間で約百万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約一万千棟のうち、約八百二十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率（耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうち耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合をいう。以下同じ。）は約九十三パーセントである。

要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第一号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約千六百棟のうち約二百四十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約八十五パーセントである。また、要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第二号及び第三号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約七千三百棟のうち、約四千百棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約四十四パーセントである

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

住宅については令和十七年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和十二年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、耐震改修の有効性、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、要安全確認計画記載建築物で緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図（以下「避難路沿道耐震化状況マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区

域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路で

あり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請

され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過す

る道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握や地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定及び法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

（平二五国交告一〇五五・平二八国交告五二九・平三〇国交告一三八一・令三国交告一五三七・一部改正）

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添

第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則（平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二八年三月二五日国土交通省告示第五二九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一二月二一日国土交通省告示第一三八一号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成三十一年一月一日）から施行する。

附 則（令和三年一二月二一日国土交通省告示第一五三七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年七月一〇日国土交通省告示第一〇一二号）

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

附 則（令和七年七月一七日国土交通省告示第五三五号）

この告示は、公布の日から施行する。

（別添）

省略

建築基準法（昭和25年法律第201号）（抜粋）

改正 令和2年法律第43号

（保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言）

第九条の四 特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。

（著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移

転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抜粋）

改正 令和2年政令第268号

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの

資料5 耐震改修促進法における規制対象一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件		
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。		
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上				
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
病院、診療所						
劇場、観覧場、映画館、演芸場						
集会場、公会堂						
展示場						
卸売市場						
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館						
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿						
事務所						
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの						
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上		
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
遊技場						
公衆浴場						
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物						
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物					政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合6m超)		
		耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物に付随附属する組積造の塙であって、前面道路に面する部分の長さが25m超、かつ、高さが前面道路の中心からの距離の1/2.5超	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物に付随附属する組積造の塙であって、前面道路に面する部分の長さが25m超、かつ、高さが前面道路の中心からの距離の1/2.5超		
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物		

お問い合わせ先

富山県土木部建築住宅課

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 - 7

TEL : 0 7 6 - 4 4 4 - 3 3 5 6

FAX : 0 7 6 - 4 4 4 - 4 4 2 3